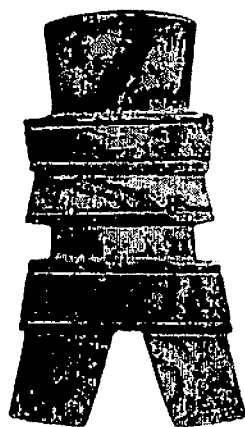


ISSN 0286-5831

國學院大學

博物館學紀要

第 23 輯



1998

國學院大學博物館学研究室

國學院大學
博物館學紀要

1998年度 第23輯

目次

卷頭言	加藤有次	
近代博物館以前の展示	青木豊	1
博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究（後編） —ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—	金山喜昭	37
我が国における博物館経営論の推移	山本哲也	48
博物館資料に関する覚書	内川隆志	64
郷土史と博物館—板橋区立郷土資料館の活動とその軌跡—	小西雅徳	79
國學院大學博物館学紀要総目次		108
社会教育関係在職院友名簿		118
博物館学講座要項		154
樋口博士記念賞受賞者		157

巻 頭 言

加 藤 有 次

日本における博物館の風土を館史的に欧米と対比すると大変異なる。先ず博物館は、「もの」を媒体として機能することから、人間の「もの」に対する価値観についてその相違をみれば、ヨーロッパでは数代も前の家族が日常生活で使った古い家具を、何時までも家宝として大切に、飾ったり保存しているが、日本では新築したり部屋を改装しただけで、古い家具や調度品を粗大ごみとして廃棄処分して新しい品に代えてしまう。これを見ても日本人の「もの」に対する価値観は稀薄である。こういう日本人の生活風土には、博物館は馴染まない。

さらに日本の教育は、歴史的に読み・書き・算盤方式で、それさえ出来れば世の中を生きて行けるという考え方である。そして文部省はドイツで生まれたHeimat Kunde（郷土学）の教育思潮を取り入れて、物質文化を媒体とする教育を推進するため、各地の師範学校に地域の動物・鉱物・植物から考古・歴史・民俗等に関する資料を収集して郷土資料室を設置するように進めたが徹底できなかつた。今日辛うじて残っているのが、山形大学附属郷土博物館をみることができる。結局このHeimat Kundeの思潮は、文字で地域の特色を表現する郷土誌ブームとなり、大正時代から昭和初期にかけて市町村誌・郡誌・県誌の出版による地方誌が激増した。ドイツでは、市町村ごとにHeimat Museum（郷土博物館）が設立されたが、日本では不可能であった。これは日本では、歴史的に文字媒体による教育に傾倒した結果であり、博物館を育てる風土がなかつたのである。

しかし本学の考古学資料館は、昨年度で70周年を迎えることができたが、これは故樋口教授が、昭和初年にまだ学生の時代に考古学を研究するためには、資料室がなければ研究できないとして、大学の理事者に直接折衝して部屋を獲得して、考古学少年の頃から収集した資料を寄付して、展示ケースを買う予算もなく、寄付を集めて昭和3年に開設したものである。結局形而下における科学を専攻するものにとっては、特に博物館は重要な存在なのである。

博物館学史からみると、「博物館学」という文字は、昭和25年棚橋源太郎の著書『博物館学綱要』が初見であるが、この棚橋も理科学を推進あるいは理科教育を実施するには、博物館は必要不可欠であることを強調している。また大正期にも浜田耕作は、『通論考古学』の中で博物館の章を立てて、社会における博物館の重要性を主張されているにもかかわらず、わが国では育たなかつたのは残念である。

戦後アメリカの教育使節団の勧告によって、ようやく昭和26年に博物館法が制定され、高度経済成長期を迎え、博物館設立ブームを引起こして、今日では博物館大国とも言われる時代となったのは大変悦ばしい限りである。しかし最近「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の改正（公立博物館における学芸員配置数の削除）や国立博物館の運営の民営化の問題は、またもや博物館の後退化をさせている。日本人の未来への文化創造をどうしようとしているのであろうか。

（本学文学部教授）

近代博物館以前の展示

The Former Exhibitions in Japan — Before Modern Museum —

青 木 豊
Yutaka AOKI

1. 近代以前の展示
2. 展示空間の祖型—市—
3. 絵馬殿
4. 床の間と展示意識の誕生
5. 出開帳と居開帳

6. 見世物
7. 菊細工・菊人形
8. 物産会
9. 書画会
10. 曝涼

1. 近代以前の展示

現代博物館は、それぞれの専門領域とする中での博物館資料を、収集・保管（存）・研究・展示の四大機能を基本機能とする研究機関であり、生涯学習機関である。このような目的と機能を明確に持った我が国の博物館は、幕末から取り分け明治初期の積極的な欧米文化の摂取の中で、吸収咀嚼され到達したものであった。

しかし、所謂四大機能の統合は別としても部分的な各機能については、古くより我が国が育んだ文化の端々に、その萌芽を見い出すことができるのである。

6世紀に中国より伝えられた仏教は、鎮護国家の国政の基に大伽藍をその象徴として、そこには仏像・仏具・経典や文書・絵画・楽器などを集めると同時に、壁画を描き、青や赤をはじめとする種々の色彩の蓮花の中に金色にまばゆいばかりに輝く仏像を配置し、薄暗い室内も鍍金が施された飾り金具を持って埋め尽くすことにより荘嚴を呈出させ、更には香をたき、楽器を奏することにより、彼岸——仏の世界を展示により具現化したのである。

加えて本展示は、楽器の演奏や読経はとも

かく、本殿内陣には柱や壁面に固定された鍍金装飾金具や天井より吊るされた各種の環珞の鍍金面が、無風の中でわずかに揺らぐ灯明の光がゆらゆらと反射する事により、静謐の中に動を呈する展示であり、動態展示の濫觴と言えるものである。この場合は、一般的には広義の展示の祖源として把握されようが、しかしもはや公儀の展示を既に逸脱したものとも理解せねばならないかもしれない。

つまり、それはある一定の意図に基づく展示であり、更には教義の布教という一種の教育を目的としたものであったことは明白であるからである。いずれにせよ、現代博物館の必要機能の一要素である博物館展示の「祖型」と看取されるのである。

また、資料の保管（存）施設の濫觴としては、つとに有名なものとして正倉院は周知のとおり聖武天皇の御遺愛品を光明皇后が、七七忌日の際に追善を目的として東大寺に施入したことに端を発し、その後、東大寺の法会用品や皇室からの献納品などが追加され、奈良時代から今日まで永々と遙かシルクロードを経た西アジアの文物をはじめ、数多の舶載品などが保存されてきた保管施設である事は周知の如くである。

近代博物館以前の展示

この保管（存）施設としての機能を有したものは、一人正倉院のみに留まらず、我が国の神社仏閣はおしなべてその任を果たしたと言っても過言ではなからう。

以上の例でも明確であるように我が国の文化の基層の所々に、博物館機能の片鱗は常に介在しているものと考えられる。中でも収集・保存・展示等に関する史的行為は如実に認められよう。

以下、展示のみに焦点を定め近代以前に於ける展示の源流について記す事とする。

2. 展示空間の祖型—市—

博物館展示に限らず広義の展示が成立する最大の必要要因は、種々の意味目的による誇示者と受容者からなる両者の同時併存があって、初めて成し得るものである。

即ち、展示には“見せる者”と“見る者”が必要とされるのである。

従って、その両者が同時併存する空間がなければならぬ。その人々の集合空間の嚆矢が市であると見做せるのである。

そもそも市は、道が交差する場所に自ずと成立したところから、市の語源は集道・五十路の約音から発したとか、あるいは斎の転化したもので祭礼との関係を指摘する説もある。

市の出現は、既に原始社会に於いて開始されたものと十分予想されるが、記録に初めて認めることができるのは「魏志・倭人伝」である。「倭人伝」には、「国々に市有りて、有無を交易し、大倭をして之を監せしむ。」と記載されているところから、三世紀末には我が国の各地に市が立っていたことが窺い知られる。

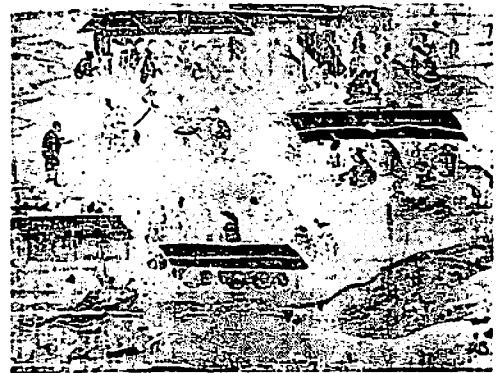
更に、「日本書紀」では、応神天皇紀に大和の軽市を初見に、餌香市・海柘榴市・阿斗桑市などの著名な市があった事が知られる。これらの市はいづれも交通の要地に形成されたものであった。と同時に当該期の市の名称に樹木の名がついているものが多いのは、辻

に育つ遠望のきく大樹の下で実施されたからであろう。

律令期に入ると、唐にならって関市令が制定され、文武天皇の大宝三年（703）には藤原京に東西の二市が開設され、続く平城京・平安京にも東西の市が設けられると同時に、地方の国府にも官設の市が開かれた。それらは市司の管理のもとに開設時間を毎日正午から日没までと営業時間や、品物、価格、度量衡など細かな取り引きに関する制度が確立されたものであった。

平安時代末には、荘園の発達につれて地方の要衝の地にも市は開設された。播磨の飾磨の市や摂津の難波の市などが代表としてあげられようが、それらの多くは干支の日に因む辰市・酉市などが開かれ、月三度の定期市なども醍醐寺の領内や石清水八幡宮の門前市に開設された。これらは市発生の基本となった道である交通との関わりにより発生したのではなく、寺社等に代表される宗教との結びつきで始まった、道を原因とする市とは異なるもう一方の市であった。

鎌倉時代になると更に市は全国的発展を見せ、鎌倉では建長三年（1253）に大町ほか七ヶ所に商業区域が設定され、恒常的な市場が形成された。文永二年（1265）には、二ヶ所増設され九ヶ所となるなど盛隆を迎えるに至った。また、鎌倉時代中期には月三回の定期



備前国福岡市「一遍聖繪第四」部分

市が普及すると同時に市座が設けられ、その後月六回、月五回ごとに開設された六京市へと発展していった。これらは今日各地に認められる四日市・六日市・八日市などの地名の原因となったことは周知のとおりである。織田信長は、市場税の一部免除や全免を実施し、他国の商人の来往を活発化させる楽市を制度化した事により、更に市は活性化していった。

江戸時代に入ると市は東北や九州地方にまで拡充する一方、中央部に於いては商人のみに限定された専門的な市場へと移行することによりその内容は大きく変革する事となり、本論で言う展示空間としての市とは異質のものとなった。大阪の堂島の米市や同じく大阪の雑喉場、江戸日本橋の魚河岸、大阪の天満、江戸の神田、名古屋の枇杷島等々があげられる。

以上の如く、道は人の営みと同時に開始される。縄文時代にあつては黒曜石の道・ヒスイの道・貝の道、あるいは近世まで永々と続く塩の道・鯖の道など、それらの道が交わる地に市が発生した。そこへ集う人々を対象とした手品や動物芸、歌舞や曲芸といった大道芸人による見世物は我国の芸能の源流でもあり、更には珍奇なものや古いもの、細工物などのものとその情報を伝え見せる見世物は、博物館展示のこれも源流と把らえねばならないものと考えられる。

また、アメリカの博物学者グード (Geoge Brown Goode) の名言に、「博物館にとって入館者は最も重要な要素であり、入館者がなかったならば、博物館は何の意味も持たない。」と言う如く、博物館を集約するところの展示には対象が必要である事が最大の要件であることは間違いない。逆に、対象者が存在すれば自然と広義の展示が出現することは歴史上の種々の例からも明白である。

故に、人々が集う一初源型態である市こそが展示を出現させる空間であったと言えるの

である。

3. 絵馬殿

絵馬殿は、絵馬堂・絵馬所、あるいは絵馬が額の形態を呈するところから額殿とも称される絵馬を掲げておく建物である。

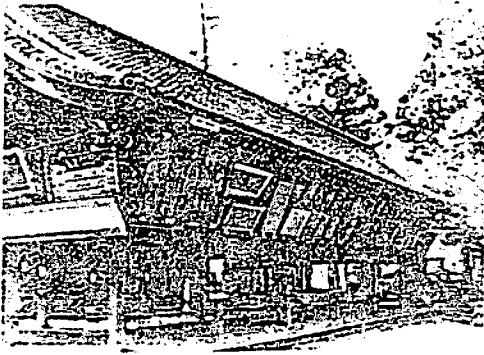
この我が国固有の絵馬殿は、椎名仙草が指摘するとおり、宝物殿と同様に保存するための施設であったことは事実であるが、保存施設のみで留まるものではなく、展示機能を持った施設であった事は疑う余地のない事実であると考えられる。それも、保存機能よりもむしろ展示が優先する施設であったものと考えられ、ここに博物館展示の一源流を見い出せるのである。

絵馬の発生については、『神道名目類聚抄』に、「造り馬モ及バザルモノ、馬ヲ画テ奉ルナリ、今世俗、馬ニアラデ、種々ノ絵ヲ図シテ献上事ニナリス、」と、更に、『閑窓随筆』には、「往古は神社へ馬を献る。これを神馬といふ。神馬を献ること力の及ばざる人は、木にて馬を造りて献る。これまた及ばざるものは、馬を画きて献る。この故に絵馬といふ」と記されている。

つまり、両書を併合すると絵馬とは、もともとは生きた馬を神社へ奉納していたが、生きた馬はもとより、木で馬形もつくり得ない



静岡県伊場遺跡出土の絵馬
 (『伊場遺跡出土文字集成』2)



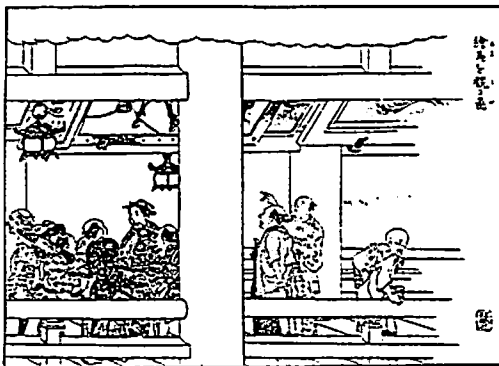
北野神社絵馬堂

ものが、馬の絵を書いて奉納するようになり、更に後には馬に限らず種々の絵を書いて献じたものであったところから絵馬と呼称されたという事である。

一方、柳田國男は、「板絵沿革」¹²の中の「絵馬と馬」で次の如く記している。

エマは果して書物にある通り、馬を絵に描いて献納したのが源であったろうか。本物の馬を差し上げることの出来ぬ者が、絵を代用に供するようになった時まで、画板を神様に奉る風習は、存在しなかったと言ってよいのであろうか。但しは又エマという京都語が地方に行はれて、前の名前を隠してしまった結果、自然にそう考える人を多くしたのでは無いか。

と従来の絵馬発生に関する定説に疑問を投げ、その理由として、「め」の字を書いた絵



絵馬を見る図（「藝州巖島名所図絵」巻の1）

馬や「手」のみを描いたもの、男女の下半身を描いた絵馬など、数百種を数える絵馬に描かれた画題はとうてい馬一種に始まる後々の変化とは解せないものとしている。

絵馬の起源はいずれにせよ、現在知る事のできる最古の絵馬は、奈良時代末に比定される静岡県伊場遺跡出土の馬を描いた板絵が絵馬として確認されているところから、当該期には絵馬の風習が存在したことが窺い知れる。

文献上では、寛弘九年（1012）に大江匡衡が北野天神へ色紙神馬三疋を奉献したという記録が最古のものである。

初段階に於いては、拝殿や本殿の壁面に固定固着されたのであろうが、献納が盛んになるに従い絵馬殿が出現したものと看取される。それも絵馬の保存を唯一の目的とする保存施設としてのみではなく、参詣者を主とする大衆を対象とする展示が主たる目的であったものと考えられる。

その理由としては、先ず絵馬殿の建築構造は社務所や御輿倉の如く入口を除く他の壁面が閉鎖されたものではなく、土間もしくは極めて低い床を張り、四方吹放ちの建築構造となっていることである。

即ち、本構造の目的は人々が容易に出入りできる事を唯一最大の目的としたもので、展示を目的とした建築構造である事が理解できよう。

故に、かかる観点からも絵馬殿は、保管施設ではなく展示施設なのである。

慶長十三年（1608）に造営された北野天満宮絵馬所や寛延元年（1748）の金刀比羅宮絵馬堂も全く同様な建築型態を有するものである。

次いで、近世に於ける絵馬殿が、展示施設であった事は、「閑窓随筆」・「皇都午睡」などの文献からも窺い知られよう。先ず、「閑窓随筆」には、

後世は馬にあらず、種々のものを画きて

近代博物館以前の展示

奉る事になりぬ、此外詩歌連歌及俳諧の絵馬を奉納するも又可なり、遊女男娼の類、或は大黒と姪女の首曳をする体など、ゑがきてかくるやからもあり、かかる事は不敵のはなはだしきなり、摂津国生玉の社の絵馬に八島大臣を伊勢三郎が熊手にかけて海よりひきあぐる図あり、大臣たる人の悪名を絵馬に画きてかくることは斟酌すべし、かかる類をえがかずとも事のかけたる事あるべからず、此外怪力乱神の事を画きて神社にかくる事なかれ、又射入金の的を射揚げて、是れに矢一双をそえて奉納するは武門に旧例ある事なり、或砲術の人其体をゑがきてかけ、劍術槍術の族竹刀木刀を神社にかくるものあり、何もなくて妄に社頭にかくるは、其名を世に流布せしめん為なるべし、又数学をするもの算術の難問を作りて神社に掲ぐる。これを開解する人も神社へかくる。是等の人を神を尊敬して奉納するにあらず、其芸術にほこりて社頭を借りて筆をなすものなり

と、以上の文意からも明確であるように、「閑窓隨筆」の著者が、「其名を世に流布せしめん為なるべし」・「其芸術にほこりて社頭を借りて筆をなすものなり、」と鋭く指摘するのとおり、近世に於いてはもはや絵馬は神への奉納を第一義とするものではなく、展示物へと変貌を遂げていた事は明らかである。

したがって、本觀念に基づき絵馬殿と称する独自の建造物が築営されるのである。再度確認すると、従来定説となっている拝殿や本殿に収納しきれなくなった絵馬の保存を第一目的としたものではなく、積極的に展示を目的として建設された展示施設であったものとも考えるのである。

また、「皇都午睡」にも、

尤も清水寺に掛けたる田村丸鈴鹿の鬼退治などは、其寺の来由を知らせ靈験を知らせるならば、有るべき筈也、其の神仏に拘はらぬ武者絵などは、願主の心いかがあら

ん覺束なし、筆道に名高き弘法大師へ昔の額は上らずして、善神へ大字真行草の額を納むる、又は弓箭神ならぬ所へ、射術柔術劍法の類の額を掛くるものあり、中にも熊坂長範袴垂保輔など、強盜の悪人の絵などまま有り、画師は願主の好みによって画けども、奉納せる人はいかなる心にか有りけんいぶかし

と、『閑窓隨筆』の著者と同様に、絵馬本来の精神の衰退に伴い、見世物的要素の横溢を批判したものであるところから、当該期に於いては如何に展示機能に専従していたかが理解できよう。

また、「皇都午睡」の著者が、絵馬本来の精神の衰退を歎く中で、清水寺の田村丸鈴鹿の鬼退治の絵馬を例に掲げ、この種は清水寺の靈験を知らせるものであるから良しと記している点は、著者の記す絵馬に対する心であるところの、絵馬に持つ精神觀念を如実に表現したものと把らえられる。この場合でも、もはや神への献納物と限定される絵馬ではないことは事実である。

つまり、この場合の絵馬は展示を目的とした展示品であり、今日の博物館に於ける展示室のグラフィック・パネルと同様の目的を有するものと考えられる。

即ち、清水寺創建に関する古事來歴に関する情報を、絵馬という形で大衆に伝達すべく作製され、掲げられたものと考えられるのである。したがって、絵馬殿が展示施設である以上、そこに掲げられる絵馬が展示品であってしかるべきであり、殊に本種の絵馬は中でもその意味合いが強いものと考えられる。

一方、前句の如く当時の文人たちにその墮落を嘆かれた絵馬殿は、ますます隆盛を極め岩井宏美が、「それらを陳列する絵馬堂は、さながら芸術のコンクールの場となって、画廊的役割を果たしたのである。この絵馬堂の公開的開放的性格は、いっそう大衆とのつながりを深め、江戸時代における芸術の大衆性

を助長させる、大きな契機にもなった。」と指摘している如く、その展示性と社会への浸透に拍車がかかり、ある意味では現代博物館を凌駕するものであったとも想定される。

「拾遺都名所図会」の北野神社の段には、絵馬殿、中門の外西の方にあり、此所に掲る書画詩歌連俳は都下及び遠き国々よりも年毎に数々弥がうへに累て献じ、名画名筆多し、中にも南都御祭の図、新の能の図は大絵馬にして世に名高し

と記され、更に『扇額軌範』には、

北野のやしろ、清水などにかけたる、狩野、長谷川、海北、別所（この四家むかしより画馬をかくに妙あり）などの、世々の博士の、ちからをつくしてかきたるめでたきがおほかり

と、慶長十三年（1608）に豊臣秀頼が造営した北野神社絵馬堂の展示施設としての隆盛ぶりを記している。

そしてまた、絵馬殿は当該期の絵師の作品公開の場であった事が窺い知られる。あくまで大衆に見せる事を唯一最大の目的とする空間であったのである。

例えば、讃岐に所在する金刀比羅宮の絵馬堂には、円山応瑞・谷文晁・狩野尚信・左甚五郎・森狙仙などなどをはじめとする、当該期に於いても著名絵師の作品が数々遺存している。この点は、全国的な信仰を集めた金刀比羅宮であったからこそ全国より人々が集うという意味では、現代の東京国立博物館と同様の空間であったと見做せよう。全国的な売名を基本目的としたものであったのであろうが、それは展示要素にかなったものであり、当然の結果と看取されるものである。

尚、絵馬殿ではないが同様な展示機能を持つ施設として舞台があげられる。京都の清水寺や大和の長谷寺は、本堂に付帯した舞台を有し、これら本堂外陣は絵馬殿と同様、絵馬の奉納所に供された施設であった。寛永十年（1633）に造営された清水寺の舞台回廊には、

江戸時代画壇各派の代表と目される狩野山雪、狩野永納をはじめ長谷川久蔵、海北友雪、住吉如慶などによる絵馬が掲げられ、正にそれは美術館の様相を呈するものであったといえよう。

天正十六年（1588）に再建された長谷寺の舞台は、その構造は清水寺と同一であり、またその機能も同様とするものであったが、大和の中でも縁辺地での占拠と信仰内容が相俟って地方絵師による絵馬が圧倒するものであり、言わば当該期の地方美術館と称されるべきものであったと推定される。

つまり、再度記すが展示行為には、より多くの大衆が必要条件であり、人々の集合なくして展示の萌芽とその成立はないのである。したがって、神社仏閣もまた市と同様に人々の集う場であり、展示空間であったのである。

そして、その空間に於ける専用展示施設が絵馬殿であり、舞台であったのである。

4. 床の間と展示意識の誕生

床の間もまた直截に物の鑑賞を目的とする展示空間として発生したものである。

他文化の建築構造に於いては類例を見ない我が国独特の施設であり、伝統的日本建築の内部構造の中心的空間である床の間、それに付帯する書院は書画骨董品といった美術品の展示の場としての機能を果たしてきたことは現在に於いても同様であり、内部建築構造に於いては特殊とも言える空間である。

つまり、通常的生活空間はもとより、精神的空間と理解される仏間や神棚ともまた異なった異質の空間である。

即ち、それは美術資料の展示と鑑賞を唯一の目的とした空間であることに尽きるのである。

更に、本展示空間は美術資料の鑑賞を唯一最大の目的とするものではあるのだが、岡田譲が指摘する如く、「季節により、また客に

近代博物館以前の展示

応じてもっともふさわしい掛物が選ばれ、さらにそこに花器が配置される場合には、花と掛物の調和も考慮される。つまり床の間は客をもてなすことの間としての役目を担うことになるので、それを介して主客のきわめて精神的なコミュニケーションが醸成される点も注目せねばならぬ」と、単なる一個の家庭内に於ける鑑賞展示の場に留まるものではなく、客である第三者を対象とするものであるところから、必然的に第三者を対象とする配置資料の選択と組み合わせ等が発生する。この事は、とりも直さず基本的には博物館展示と軌を一にするものであり、明らかにコミュニケーションを潜在的に内在するものであるから広義の展示の範疇を既に離脱し、博物館展示の基本を成すものとして把握されよう。

即ち、床の間、及び書院造りは掛物・置物・花瓶などを飾る室内装飾空間——広義の展示空間に留まらず、明らかに客である第三者に主人である展示者が、その感性を展示という形で提示する場であるのである。

そもそも、「床の間」の出現は中世にさかのぼり、当該期には「押板」と称され、書院造りとして固定化されたものである。

押板が床の間であることは、「君台観左右帳記」に、

一、おしいたに三幅一対、五幅一対かかる時はかならず三具足おくべし。

一、一間おしいたには、二幅一対の絵かかるべし。

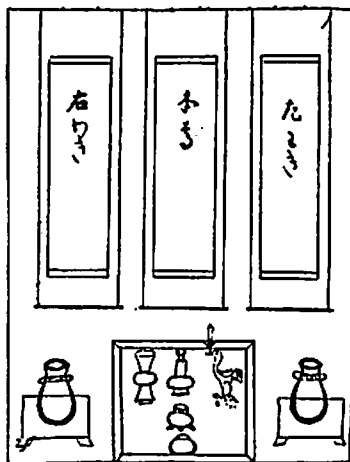
などと、記されているところからも明白であろうし、江戸期の学者である伊勢貞丈も、安永六年（1777）に著した「四季草」に、「上古の書に床という事見えず。……押板とは板をはりたる床なり。」と明記されている。

押板より始まる床の間発生の直截的な原因は、所謂唐物と称される中国からの種々の舶載物の展示鑑賞であり、中でも従来の仏画とは異なる鑑賞画の形態変化と鑑賞画であるが故の展示意識の芽生えに起因するものであると考えられる。

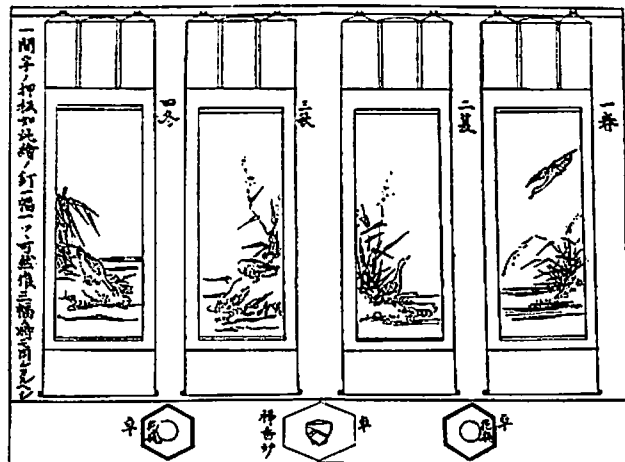
つまり、宋元画が多量に舶載された室町時代とそれ以前では鑑賞絵画の形式・形態が異なるのである。

例えば平安時代には、仏教が我が国へ渡来以来、前掲した如く展示要素の強い宗教であるが故に、仏画は既に信徒を対象とする展示の具体的手法として懸軸形式が一般であったのに対し、鑑賞絵画に於いては障子絵が主流をなすものであった。

要するに、条幅、軸装による形式ではなく、壁・ふすま・屏風・衝立等に描くことを常と



座敷傍り



押板（君台観左右帳記）

近代博物館以前の展示

した事は、当該期の数々の遺品より窺い知られるとおりでである。

更に鎌倉時代には、平安時代後半に創始された絵巻物と障子絵、紙絵が基本形式であった事は周知の如くであり、これらの形式の絵画の鑑賞には特別な施設は必要ではないことは明確である。障子絵は建築に伴うものであるし、絵巻物・壁絵はそのままだよかつたのである。

ところが、室町時代に輸入された宋元画は、中国に於いて積出し時よりその大部分は既に軸装形式であった事は、それらの遺品により明白である。

したがって、軸装、即ち懸軸であるが故に懸ける場所が当然の如く必要となるが、従来の寝殿造りの家屋には懸軸に対処する場がなかったところから、床の間がその必要性故に発生したものと考えられるのである。

尚、書画幅の前に三具足を配置する慣習も床の間の形成と相俟った原因と考えられるし、更には展示意識の高揚も介在していることも事実であろう。

我が国の家屋建築の構造変革にまでも関与した唐物の舶載量は、想像をはるかに凌駕する物量であったものと推定される。また、その物量があつてこそ家屋構造の変革を生み、床の間の発生を齎したものと考えられるのである。

宋元画については、貞治二年（1363）に記された鎌倉に所在する円覚寺の仏日庵の寺宝目録である『仏日庵公物目録』には、禪僧の肖像画である頂相以外の鑑賞画である宋元画が40余点の多さを数えている。

また、足利義政の所蔵品目録ともいえる永正八年（1511）に記された『君台観左右帳記』には、宋元画の絵師名がなんと百数十名列記されているところからも、当該期いかに賞玩され、と同時にいかに大量に舶載されたかが窺い知られる。

また、唐物の賞玩は一人鑑賞画に留まった

ものでないことは、『仏日庵公物目録』の記載品目より知る事ができる。そこには、仏具である荘嚴具として青磁花瓶、青磁香炉、銅蠟燭台、竹糸葉合、袈裟、花梨木靠椅などが認められ、調度では窯変湯蓋、花梨木台、白銀茶桶、饒州湯瓶などがある。更に文具及びその他の調度として、玳瑁筆、古銅筆架、水入れ、堆朱四扇印篋、犀皮円盆、瑪瑙鉢、銚石毬炉、瑠璃枕などなどの当時中国での各種の代表的工芸品が輸入されている。この現象は寺院に限定されたことではなく、世をあげての唐物賞玩思潮であったことは周知のとおりであり、唐物収集と収集品の誇負といった人間の本能に基づき、展示意識の覚醒と拡大が開始された時期であったものと考えられる。

5. 出開帳と居開帳

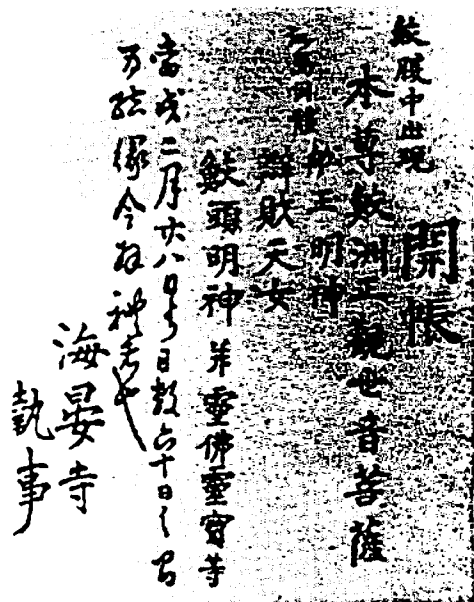
開帳は、「開扉」あるいは「おがませ」とも称し、帳内に秘蔵されている仏像や靈宝を拝観させるもので、その歴史は古く唐の元和十四年（819）年を濫觴とするという。

自坊・自社に於いて実施するものを居開帳、他寺社を宿寺として出張開催するものを出開帳とそれぞれ称し区別している。

開帳の目的は、基本的には純粋な宗教的行事に端を発したものであったが、江戸時代に入り多人口を擁する都市の出現に伴う、人口集中という意味での展示空間が形成される土



回向院の開帳（「江戸名所図会」）

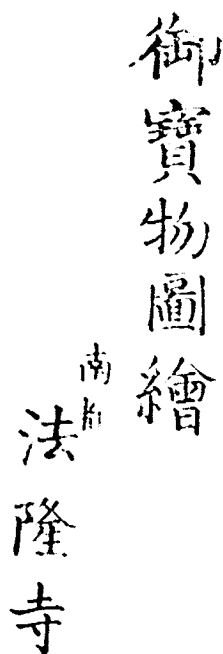


開帳案内

境の出現により、寺社に集中的に多大な収益をもたらすものであった為、財源確保と更には教線の拡張を目的として盛んに実施されたものであった。

我が国に於ける開帳の嚆矢は不明確であるが、鎌倉時代にはすでに実施されていたようである。隆盛を迎えるのは江戸時代に至ってからである。江戸時代以前の開帳は居開帳に限定されていたが、江戸時代都市の発達に伴ない出開帳が全盛を極めるものとなったことは、開帳自体の性格が現代博物館に於ける移動展示と同種の意味合いを持つものと看取されるところから、より人口の集中度の高い大都市での出開帳は集客力があるかに高かったことに起因するものである。

当時、三都と称された江戸・大阪・京都での出開帳が主流を占めるが、中でも江戸は大阪・京都を制し圧倒的回数を重ねたものであ



御寶物圖繪 天保十二年 (表紙)



十七頁 銅鏡・鏡・香爐解説

近代博物館以前の展示

った。江戸はそれだけ夥しい数に上る開帳に群衆を集め得る大都市としての特性—日本最大の展示空間を有していたのである。

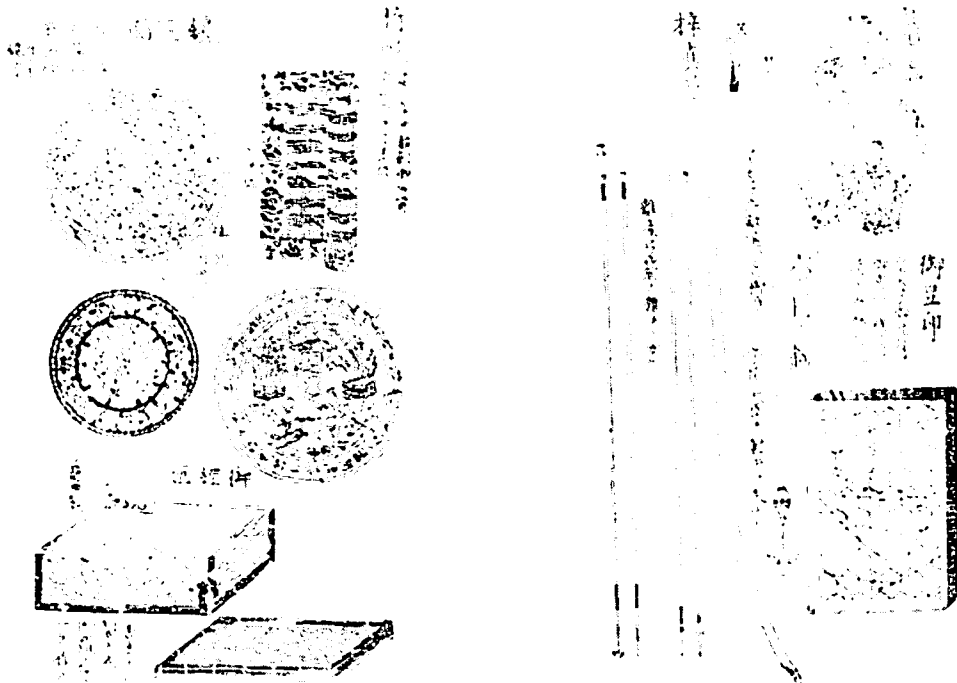
比留間尚の『江戸の開帳』¹⁵によれば、永応三年（1654）から明治元年（1868）に至る二百余年の間に、江戸で開催された開帳は1565回を数え、そのうち居回帳が824回、出開帳が741回と記されている。単的な計算では、1年間に平均22回を数えることとなり、その展示としての集客力の大きさには驚かざるを得ないものがある。

もともと開帳は稀に実施されていたが、いつしか33年毎に修する事となり、更には7年、3年毎とその間はせばめられ、江戸時代中期頃には流行仏の場合、毎年恒例の縁日に実施されるようになったのである。江戸時代後期になると物見遊山的要素の強いものに推移し、派手になると同時に開帳場には次項で記すところの見世物が出現し、両者同化した感

すら認められるものとなったようである。

『嬉遊笑覧』には、「下手談義に、元禄・宝永のころまでは、開帳こと手軽く仕掛けて、入用少く云々、近年の開帳は莊嚴つくろい、張番に對の看板、染貫のはをりも、昔は夢にだもみず云々、（中略）かかる事まではいひたけれども、いまだ織など立ることは見えず。のほり立るは神祭にならふとも見えず。戯場の看取に似たるものなり」などと記されている。

開帳は付帯する見世物と相俟って、近世に於ける最も集客力が伴った最大の展示であったと言わねばならない。開帳の基本目的は、教線の拡張と財源確保であるが、大衆にとってはやはり信仰心に訴えられる本質であった為、隆盛を極めたものと看取されるが、当該期に於いても開帳という展示に際しては、十分な広報を実施している点も見過ごしてはならない。



御寶物圖繪 二頁（右）・六頁（左）

近代博物館以前の展示

寺社が開帳を行う場合には、江戸では寺社奉行の差許しが事前に必要であり、許可が得られると開帳主催者である寺社は、開帳予告の建札を寺社の門前のもとより、広告効果の大きい両国橋・永代橋・四谷大木戸・千住などの主たる場所に設置したり、同時にまた年のはじめに開帳寺社名を銘記した印刷物を配布するなど宣伝に努力している。また、出開帳の場合には上記に加えて、江戸入りの開帳行列を派手に行き、十分な宣伝効果をねらったようである。

展示の集客には、余りある広報が必要であることは歴史的事実のようである。

また、開帳に際しては信者を対象に縁起が頒布されている点は、今日の展示図録までの一連の展示に関する要件は実施されていることから、開帳は明らかに博物館展示の域に到達した展示形態と評価できよう。

例えば、明治十一年（1878）に法隆寺から皇室に献納された法隆寺献納宝物三百余点は、過去に数度の出開帳を経験している。

先ず京都では元禄八年（1695）に真如堂で、次いで寛政十二年（1800）の法林寺での二回である。江戸では元禄七年（1694）と、天保十三年（1842）の二回で、これら明確なもの以外に大坂で開催されているようである。明治に至っては、明治初期に東大寺大仏殿で開催された奈良博覧会に出品されている。

江戸での出開帳は元禄七年と天保十三年の両出開帳で、ともに場所は本所回向院である。両者とも出開帳の経過を記した『江戸開帳之記』（元禄七年）・『江戸出開帳日記』（天保十三年）がそれぞれ法隆寺に遺存して居り、出開帳の実体を窺い知ることができる。中でも天保十三年の出開帳の記録である『江戸出開帳日記』には、法隆寺が出開帳開催にあたっての寺社奉行への申請書の提出から、撤収に至るまでの経緯を克明に記したものである。

この中で注視すべき点は、浮世絵師歌川国直を起用して、出開帳の展示図録に相当する、

『御宝物図絵』・『御宝物図絵追編』を作成している事である。この展示図録の作成・頒布は、当該出開帳が七堂大伽藍等の修復の資金集めに専従したものではない事と、見学者もただ単なる物見遊山的見世物への興味や信仰目的のみでなかった事を示唆するものと理解されよう。

即ち、18世紀後半から19世紀前半にかけての江戸時代後半期は、幕府が全国の古社寺に伝世する古器宝物を積極的に模写した時期でもあり、一般社会にもその思潮が広く浸透し古器宝物、古美術への関心が高まった世相を背景に、成作がなされたものと考えられる。

事実、江戸の開帳は江戸時代中期の隆盛を最後に、激動期の幕府維新時に衰微し、更には廃仏毀釈と文明開化の思潮により事実上消滅し去ったが、現在では博物館やデパートに於いて名宝・秘宝展として実施されている形式の展示と同一であると考えられる。

6. 見世物

見世物は、古くは観物とも記し、その起源は室明時代に勸進を名目として行われていた絵解き、説教、放下（手品師）、蜘蛛などの所謂大道芸に求められるというが、その詳細は不明確である。

その実態がようやく窺い知ることができるのは、見世物が隆盛を極めた江戸時代になってからである。先ず、見世物に関する記事の初見は、斎藤月岑による『式江年表』の安永七年（1778）の条に、

同日より閏七月十七日まで、回向院にて信州善光寺阿弥陀如来開帳。此の時、開帳繁盛して諸人群れをなす。暁七時頃より棒の先に提灯多くともしつれて、声高に念仏を品へて参詣するもの多し、半賃鳩溪、烏亭馬馬が求めによりて工夫をなし、小さな黒牛の背に六字の名号をあらわし、見世物に出して利を得たりといふ。また鮫江源三郎、古沢甚平といふもの細工にて、飛んだ



飛んだ靈宝

靈宝と号し、あらぬものを見立て、仏菩薩などの類に作りたる見世物、鬼娘と云へる見世物など、いづれも見物多く賑ひしとぞ。

と記されている。

つまり、信州善光寺の弥陀如来の出開帳が本所回向院で開催された際、江戸の科学者であり本草家であった平賀源内が黒牛の背に薬品で「南無阿弥陀仏」と書いて見世物にしたところ「仏さまのお乗りになった牛である」と大評判になった。また、飛んだ靈宝は、乾物を用いて仏像等を作った細工物であり、鬼娘は伯耆の多佐江村の百姓太次衛門の娘であるという、鬼娘であった。

即ち、本出開帳は信州善光寺阿弥陀如来の展示に留まるものではなく、「南無阿弥陀仏」と背中に書いた牛や、飛んだ靈宝、鬼娘といった見世物が付帯していたもので、従来の開帳の形式を逸脱したものであった。

筆者不詳の階筆である、『続飛鳥川』には、「安永始両国に、とんだ靈宝といふ見世物を

出し、殊の外見物也。夫より見世物追々多くなる。」と善光寺弥陀如来出開帳に付帯した見世物について記し、更に当該見世物を契機として江戸では見世物が多くなったと明記している。

この開帳に付帯する見世物の出現について湯浅隆は、安永期頃を画期として開帳を仏の靈験や由緒に関心をもち、結縁を求めて「流行するものから流行らせるものへ」の転換がなされたと考察している如く、明らかに18世紀後半から開帳の構成要素に変化が生じたことは事実である。

この善光寺弥陀如来の開帳に於いても、「南無阿弥陀仏」文字の牛や飛んだ靈宝、鬼娘は見世物と一般に称されているが、この場合はもはや明らかに展示であると断言できよう。開帳自体が基より提示型展示であるのに加えて、更に説示型展示が出現加味されたものと見做せよう。

つまり、鬼娘の意図するところは浅学故に分からぬが、「南無阿弥陀仏」文字の牛は明らかに善光寺と牛の故事来歴に基づくものであろうし、飛んだ靈宝も仏の世界を明示する目的意図によるものと看取されるところから、明確な展示である事は疑う余地はなからう。換言すれば、説示型展示の嚆矢をなすものと看取せられるのである。

ただし、すべての見世物が該当する訳ではなかったであろうし、殊に当該以降隆盛を極める見世物の大半は広義の展示の範疇には含まれるが、博物館展示の祖源となるものではないものも多く、むしろ余興的興行が色濃くなり玉石混肴状態であったものと想像される。

十方奄大浄による『遊歴雜記』には、

近年の開帳は、……何方も肝必目ざす開帳仏の天行にあらず、種々の造りもの仰山なる奉納の品々又は珍しき見世物等有て評判広ふなり……開帳へ参詣するは、畢竟見世物の序に参拝するに同じ

と記されている如く、開帳仏の見学に目的があるのではなく種々の見世物へ人々の関心が移行している事が理解でき、もはや物見遊山と変貌している。また、「絵本江戸風俗往来」には、

開帳場は諸講中並びに盛り場及び相撲・諸芸人より奉納の造庭、種々なる奉納物、作り物等しつらへ、掛茶店・見世物の諸興行、飲食店諸商人の露店建てつらなり、朝早天の朝参り、夜に入りて夜参りありて参詣の群衆実には夥しく、随って開帳近隣の繁昌これまた莫大なり。

と、その開帳場の殷賑を記している。殊に元和年間以降、香具師による小屋掛けが許可された事に起因し、盛り場となり、見世物も当初の開帳に関連したものから大きく逸脱し、無縁の種々の見世物が登場したようである。

以上の如く、開帳という一つの展示空間を主体として付帯発生した一部の見世物は、極めて短時間で盛り場を築くまでの中心的存在



民芸・軽業の絵ピラ

となるまでに成長した。それは「軒を貸して母屋取られる」の感すら想起させるものであったようであり、既に開帳場としての主たる展示物はもはや必要とせず、江戸の両国、上野広小路、浅草奥山、大阪の難波新地、溝の側、道頓堀、京都四条河原、名古屋の大須などが見世物専有地となり隆盛を極めていった。

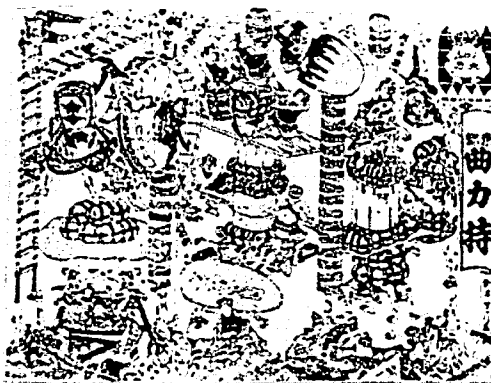
朝倉無声は、その著「見世物研究」に於いて、江戸時代の見世物を、伎術の見世物、天然奇物の見世物、細工見世物の三種に大別している。

先ず、伎術の見世物とは、奇術、手品、軽業、曲持ち、曲独楽、永芸、曲鞠、武術などの技術や芸能をみせるものである。

「見世物研究」によると、天然奇物並に人造諸細工物の見世物は江戸時代に発生したものであるが、雑伎類に至っては奈良時代に散楽の雑伎に起因するものであると記し、当該類の見世物の中でも先発のものであると述べている。

更に散楽は中国古代に於ける俗楽の呼称で、「周礼」卷に「施入掌舞散楽舞夷楽」と記され、漢代に入ると西域より都盧丸劍等の奇伎、吞刀吐火等の幻術伝来せしかば、是を百戯或は雑戯と称し、散楽の余興として演じたものと明記している。

我が国へは奈良時代に伝来した事は、正倉院御物である「彈弓腹部所画散楽図」や「東



曲力持（力持の曲芸）の図 一瓢亭芳信画

寺什物辛櫃所画散楽図]、「信西入道伝来唐人舞百戯絵巻」等に認められ、当時はサンガクと一般に呼称されたという事である。

平安時代にはサルガクとその呼称も変化し、「江談抄」に、呪師猿楽等物整始事、後三条院令供養門宗寺給之時、舞装束為人之扱、俊綱朝臣始構出事也」と記され、また、「新猿楽記」には、

予廿余年以還、歴觀東西二京、今夜猿楽見物許之見事者、於古今未有、就中呪師、侏儒舞、田楽、傀儡子、唐術、品玉、輪鼓、八ッ玉、独相撲、独双六、無骨、有骨、延動大領之腰支、蜚渡舎人之足仕、氷上之事当之取袴、山背大御之指扇、琵琶法師之物語、千秋万歳之酒樽、飽腹鼓之胸骨、蟠螂舞之頸筋、福広聖之袈裟求、妙高尼之襜褕乞、形勾当之面現、早職事之皮笛、目舞之翁体、巫遊之氣装貌、京童之虚左札、東人之初京上、況拍子男共之気色、事敢大徳之形勢、都猿楽之態、鳴詠之詞莫不斷腹解頤者也、

と、ここには種々の散楽雑伎の存在が記されると同時に、従来は公宴の用に専従していたものが民間にまで浸透し、洛中で開演されていたことが窺い知られる。

以上の如く、奈良時代に中国より我が国に渡来した散楽は、平安時代には庶民階層へも普及し、更なる発展を遂げつつ江戸時代には隆盛を迎えたもので、これらはサーカスや所謂ショウの祖形となる演示であり、博物館展示要素は基本的に含んでいないものと看取される。

次いで、第2種である天然奇物とは、当時珍獣であった駱駝、象、虎、豹、孔雀、駝鳥などの動物を生きたまま、あるいは剥いだ皮を見世物の主題としたり、あるいは身体に特徴ある人間や不具者に更なるトリックを行ない、熊女、大女、蛇娘胴体変化、ろくろ首、不老長寿の白比丘尼などと称した見世物、更には天狗や河童、半人半魚といった猿と鯉の

剥裂や乾燥標本を上手く縫合により接合した贗物などである。本第2種は更に次の三類に区分できよう。

第1類の珍獣類については、古くは推古朝に孔雀が渡来した記録をはじめ、その後種々認められるが、それらは宮廷内等の極く限られた場所で、限られた人々が目にしたに過ぎないようであり、一般大衆を対象とするのは朝倉無声が指摘するとおり江戸時代に至ってからのようである。

延宝三年(1675)版本の「蘆分船」に、「大坂道頓堀の条に、孔雀鸚鵡に種々の唐鳥、銭はもどりじゃ元通りによし虎のいけどり云々」と珍獣の見世物に関する記事があるのを初見とし、以下代表的な記事を上げて見ると次の如くである。

貞享三年(1686)版本である。「雍州府志」の京都四条河原の条に、「傀儡之外、雲舞並幼術、連飛、輪脱、緒小桶、水操及珍禽奇獸、或矮人長女、又施雜品芸術者各開場、是近世之流風也」と、京都四条河原では種々の見世物が開催され、その中に珍獣の見世物もあった事が知られる。

また、貞享元年版本の「好色二代男」には、江戸の水右衛門という者が、獣類に種々の技芸を仕込み見世物としていたようであり、これがまた一世を風靡した見世物であったようで、「水右衛門がまわして此芸を仕入れる、犬に烏帽子をきせ猿に袴かたぎぬ、鼠の宮参前に反橋をかけて、それぞれに世をわたる業、覗いて見るも独わらはれて云々、」であるとか、元禄五年版本の「世間胸算用」には、「長崎水右衛門が仕入たる鼠つかひの藤兵衛云々」、更には、元文元年版本の「諸商人世帯形氣」に、「過し水右衛門か犬猫に芸を仕入、貴人へよい金取て上るより云々、」等から、珍獣奇獣とは別に動物芸による見世物も存在し、人気をばくした事が理解できる。

ところが、貞享二年(1685)より発令された生類憐みの令に基づき、元禄四年十月二十

四日には、

一、頃日町中にて薬売へびをつかひ候者有之、半舎に被仰付候、へびに不限たとへ犬猫鼠等に至る迄、生類に芸を仕付、見世物等に致候儀無用たるべし、生類くるしめ不屈に候、若相背もの有之候はゞ、急度曲事たるべき由被仰渡候間此旨堅相守べし、
米十月二十四日

と、禽獣による見世物に対し禁止令が発せられた事により、本種の見世物は中断を余儀なくされた。

珍獣奇獣については、駱駝、象、虎、駝鳥等の外国産動物が主体をなしている。

ラクダは、我国への渡来は古く、推古天皇七年秋九月癸亥朔に百濟より貢がれた事記をはじめとし、続いて推古天皇二十六年に高麗から、更には斉明天皇三年に西海の使者が百濟より持ち帰った事が『日本書紀』に記載されているところから、外国産動物渡来の濫觴をなすものと看取される。このラクダに限定される点は、虎とは異なり草食であり、象ほど巨体ではなく家畜であったことに起因するものと思われる。

見世物に登場するラクダは、文政四年(1821)に、阿蘭陀商人により長崎にもたらされたヒトコブラクダであった。

「巷街贅説」に、

比獸駱駝交易にならざる故、蘭人丸山の遊女にくれたりしを、山師とか云ふ者の手に渡りたるとかや

と記されている。また、文政七年五月に大坂の小西嘉兵衛から江戸在住の殿村彦八宛の書状に、

長崎表よりラクダと申雌雄番への獸物持渡り申候、長さ三間余有之、女の方は腹に子有之、未だ船に居申候、元來唐人丸山の女郎へ異申候由、唐人婦国の御、其後所の者深く馴染、其女郎を請出候処、親聞付不案心なるものと存じ勘当致候に付、致方なく其女と獸物を連れ当地へ参り、兩人は旅

宿逗留致し、獸物は難波島と申所未だ船に居申候、千両の買人有之候得共売不申、千五百両ならば売可申由、出来候ば見世物に可致、跡は定て御当地へ可参と存奉候とあり、大阪難波新地、続いて京都で見世物に供したラクダは、文政七年八月に中山道を経て江戸に到達する。『十九卷本我衣』に、

駱駝の牡牝……本曾路を経て江戸へ来る、当駅板橋豊田市右衛門主の家をかりて、一日逗留する事になん有りけり、此辺は云ふに及ばず、江戸よりゑん類親類見物せんとして、雲霞の如く来たる、閏八月四日着のところ、途中故障の事ありて五日の夕方着しぬ、豊田氏の奥庭へ引入れて、諸人に見物をさせける

と、中山道板橋宿に到着したラクダを一日でも早く見ようとわざわざ板橋宿まで大勢の見物客が詰めかけた様子を記している。如何に江戸町民がラクダに興味を持っていたかが窺い知られるところである。



「駱駝之図」

近代博物館以前の展示

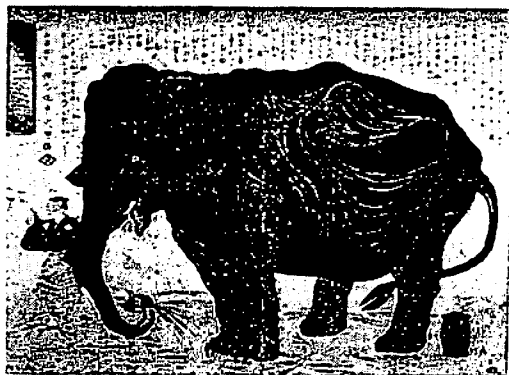
当該ラクダが板橋宿を経て江戸入りし、見世物となった事は、『増訂武江年表』に詳しい。文政四年の条に、

六月長時より百兒齊亜国の産駱駝二頭を渡す。閏八月九日（文政七年）より西両国広小路に出して見世物とす。蛮名カメエル又トロメテリスと云とぞ。予（斎藤月岑）此時真物を看て、和漢三才図会、橘守国等が絵本にあらわす所の虚なる事を知る。背に肉峰ありて鞍のごとしといへる説によりて、二つの肉峰を画り。肉峰は一つにしてしかも高し。足は三つの節ありて三つに折る。高九尺、長二間、牡八歳、牝七歳といへり。後に北国へ牽行て見世物とせしが、寒氣にふれて斃れたりと聞たり。堤宅山といふ人駱駝考一卷を著し梓に行へり

と、文政七年八月九日より、西両国広小路で見世物が開催されたようである。

尚、ラクダの渡来は、斉明天皇以後永らく途絶えていた為に、斎藤月岑が記すとおり、その実体は「和漢三才図会」や橘守国の描く絵による知識のみであったが、実見すると大きく異なったものであると記している。この点は博物館の基本である実物資料を見る事の重要性の具体例に相当するものであったものと看取される。

ただ、従来描かれて来た日本人の知るラクダはフタコブラクダであり、当該ラクダはヒトコブラクダであったことも原因しているよ



「西域舶来大象之写真」

うである。事実、今回見世物となった文政四年渡来のラクダ以前に、上陸は果たせなかったものの享和三年長崎へ停泊した米船が載せていたラクダもフタコブラクダであったところから、ラクダの一大特徴であるコブは二つあり、鞍部をなすものがラクダであると認識されていたようである。

次いで、文政九年に当ラクダは名古屋の大須山門外で見世物となった。『見世物雑誌』には、

いわずかたらず唐のこと、みだれしすがた見られるも、つれないはただみせものの、どふでも山師は薄情な、らくだとうたはれて、つれてわたりし身はふたつ、人目にはただふらふらと、どうでも馬にはにたつらな、異国そだちはかわった物じゃエ。

珍しき姿と是は道成寺

かね巻きちらし買ひしらくだは

と、全国を見世物として巡回したようであり、巡回展示の源流とも看取される。

更に、『増訂武江年表』には、文久三年（1863）に、「両国橋西詰にて駱駝を見世物とす。天保に渡りしよりちいさし」と記載があるところから、天保年間にも見世物となった事が知られる。

象については、象が我が国へはじめて渡来したのは、応永十五年（1408）に若狭国小浜の港に、南蕃国の帝王亜烈進の使臣が貢物として生象一疋・山馬一隻・孔雀二対・鸚鵡二対をもたらしたと、『若狭国守護職次第』に



「廻町福寿院興行虎之図」



虎の見せ物

記載されているのが、最古の記録である。

当該象の消息については、『李朝実録』の太宗十一年（1411）に、「源義持使をつかわし象を献ず、象は未だかつてあらざるものなり。司僕に命じてこれを養う。日に豆4斗を費す」とあるところから、將軍家に一度は納められ、三年後に朝鮮国王へ贈った象に比定されている。他に記録が認められないところから、幕府要人のみが目にしたものであり、見世物等の一般公開はなされなかったものと思われる。

次いで、アピラ・ヒロンが著した『日本五国記』には、先ず天正三年（1575）に九州臼杵浦に入港したカンボジア国王から豊後の大友義鎮に贈られた象の記事に続いて、慶長二年（1597）にマニラの総督から豊臣秀吉に献じられた象に関しては、平戸からはるばる京都に着いた象を一目見ようと集った群衆は大勢を極め、ついには死人まで出る騒ぎとなっ

た事や、聚楽第の庭で秀吉がその子六歳の秀頼と伴に象を鑑賞する状況が詳しく記載されている。

次いで、象が舶載されるのは享保十三年（1728）で、安南から二頭の象が渡来するが、そのうち一頭は長崎の唐人屋敷にて死んだが、他の一頭は江戸まで運ばれ將軍家に献上され、城中の大広間の車寄で將軍吉宗を筆頭に諸国の大名が見物した。その後、板橋で飼育された事もあって、広く江戸町民の知るところとなった珍獣である。

虎は、外国産珍獣の中でも最もなじみ深い動物で、古くは宇多天皇の寛平二年（890）にはじめて生きた虎の子が舶載され、絵師の巨勢金岡にその形状を描かせた記録がある。

その後、日明貿易を通じ度々招来されたようであるし、更には豊臣秀吉による朝鮮出兵により捕獲する機会もあり、多くの人々が知るところとなった。

江戸時代には、虎は吉祥動物とする観念が樹立するにつれて、献上品として、また見世物用としてもしばしば舶載されたようである。

中島広足の『楳園歌集』に虎を歌った「観虎作歌」がある。

百船のつしまの国ゆ 菅のねの長時のさと
はろばろにもう渡り来て 諸人の見物にすめり
其の皮は馬にもよそひ あぐらにもしけるはあれど
いけるをばまさめに見ねば いぶかしみ
行きてし見ればよだけでもてまかきゆひこめ
はなちたる二つの虎は おのがじしあそばひをれり。





孔雀茶店（「摂津名所図会」）

と、広く大衆の見世物になったことや、さらにその皮が珍重された事が理解できよう。また、豹は虎の牝と長らく考えられており、同種のものとしてきた。

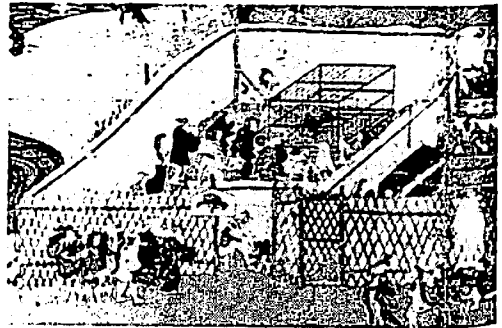
以上の如く、見世物に供された南蛮渡来の動物は、珍獣であるが故に一頭でも十分見世物と成り得た事は、一頭でも集客能力が十分であった展示物であり、それはまた展示資料の基本要件を証明するものであったと言える。

つまり、人をして魅了する展示資料、博物館界でいうところのいずれもが“月の石”であったのである。これらの動物は、現代に於いてはパンダ、コアラと全く同等の集客能力という点では、大きな付加的資料価値を有したものであり、即ち展示には本要素は不可避である事を再度確認するものである。

従って、一個のもので集客能力の点で展示上十分なる力を持たぬ動物類は、現代博物館の展示と同様に集合資料として見世物に供された。

それは、明治五年（1872）に日比谷の原で「ウィーン万国博覧会」に先立つ博物館に附置された動物園に始まる現代動物園の、濫觴と考えられる大阪の孔雀茶屋、花鳥茶屋と浅草奥山の花屋敷が代表であり、その他兎茶屋、鹿茶屋等も存在した。

ただ、孔雀茶屋と花屋敷の両者を動物園の



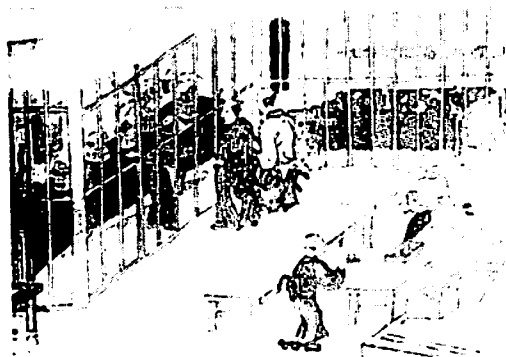
四条河原遊楽図屏風「江戸時代図譜」京都 I

濫觴と断定したが、既に奈良時代に唐の宮庭に動物園であった禽園を模した松禽園が平城宮に付設されていた記録が認められるが、その実体は不明である。と同時にそれは宮庭専用の動物園であった事は間違いないところから、公開を最大の条件とするという観点からも博物館要素を持った施設とは考えにくい為、江戸時代にその萌芽を求めたものである。

先ず、花鳥茶屋は江戸の上野山下に所在し、天保の末に廃止されたものであるが、文政九年（1826）に松浦静山により著された「甲子夜話」に、花鳥茶屋の看板に四本足の鶏の絵があるものを見かけ、真贋を確認する為に家中のものを見物にいかせたところ、その鶏は信濃産の畸形の鶏であり、造りものによる変造動物でなかったと記しているように、花鳥茶屋は国内でも珍しい鳥や小獣、畸形動物を公開していたものと想定される。

孔雀茶屋については、享和元年（1801）に大田歙（蜀山人）が大阪滞在中の見聞を記した「葦の若葉」に記されており、その様子が窺い知られる。

立入て見るに錦鶏・白鷗・灰鶴・孔雀（二雄三雌）などあり、大きにひろき籠にいれたり。高麗雉かへる籠の内に黄楊の木などうへてかくれ所とす。籠の前なる欄の中に羊をかひ置けり、奥の方に池あり、杜



岷山「珍物茶屋之図」寛政元年

若、菖蒲・洋蓬所えがほなり、葦簀張の茶屋、たてつづけて人々いこふ。江戸の花鳥茶屋に似たり。

籠といっても「摂津名所図絵」でも明確であるように大形の展示用の檻であって、内部には黄楊等の樹木が植栽されている事や配置等からして明らかに動物園的展示の様相を呈するもので、加えて常設的展示施設であり、四条河原遊楽図屏風に描かれている見世物とは異質のものと看取されよう。

また、幕末期に浅草に花屋敷が常設され、小動物園も付置されていたようで、文久二年(1862)に浅草を訪れたイギリスの園芸学者ロバート・フォーチュンは、「江戸と北京」の中で、

浅草の庭園にはまた博物学のその部門に興味をもつ訪問者を楽しませるために、生きた小鳥や他の動物を集めたところがある。私はそのコレクションの中に緑色の鳩、斑点のある鳥、見事な大鷲、黄金色や銀色の雉、鴛鴦、兎、栗鼠などを見かけた。ともかく、ここには休日やってくる江戸の善良な人たちを楽しませ、教育するように工夫されたいろいろなものがある。

といった内容が記されており、邦訳をそのまま信頼すれば教育的配慮が介在していた事になる。

また、当該小動物園については、平山鏗二

郎による明治三十一年(1898)刊行の「東京風俗史」に、「或は虎・豹・象・鰐・うわばみ等をはじめとする奇禽怪獣を備えて衆庶の観覧に供するあり」と記されている。

尚、茶屋形態の展示場は上述した孔雀茶屋・花鳥茶屋に代表される動物のみに限定されたものではなく、古奇物・天産物等を展示する珍物茶屋等も存在した事は、寛政元年(1789)に絵師岷山が描いた「珍物茶屋之図」により窺い知る事が出来るが、他に資料は見当らずその詳細は不明である。

絵より判断すると物産会・曝涼等の展示に於ける露出展示ではなく、展示台を設け檻状の展示ケースを設定し、更にケース内に所謂口上人(解説人)がいる点が注目される点であり、常設性も相俟って展示自体の理念は別としても広義の展示段階を脱し、形態のみを持ってすれば極めて博物館展示に近いものも看取されよう。

茶屋形式の展示は、明治時代に至っても引き継がれ、折りしも五姓田義松、五姓田芳柳親子・高橋由一・下岡運杖らによる油絵茶屋が出現する結果となった。本浅草奥山に出現した油画茶屋の実態については、明治九年四月二十九日付けの「東京日日新聞」に記事より窺い知る事ができる。

詣つれば花が降るなり浅草寺と甘海老人の目づさみは実にむべなる哉その花も実も有る奥山めぐり花やしき名人揃ひの細工物とりわき安本危八が昔し角力の生人形六三郎の花弁盆栽広瀬自意の電信機続いて象もしほらし後ればせなる大油絵小さきも交る油画茶屋さまざま見せて休ませてわだんも殊にれんぢやう蔚いかさま近く新聞紙に顔はれたるは虚ならず蕃地の隊伍に立交る吟番の像をつくり其儘しかし眼玉の光るのは新聞種を見付るか精綺水なら御手の物へたくさ付けた功能かマサカそうでも有ますまい名画と見ゆるは舶来にたくい稀なる老婆の像芳松の絵は小さくても値折を見する実

近代博物館以前の展示

父の肖像新聞紙上に顕はれし乾物の筆は世の中に名も高橋の由一にて薔薇花は横山松三郎が写真の余力に咲せし花同じ門下の亀井兄弟古人の像もうるはしく皆夫々に尽したる浅草ならぬ手際物みるは法楽みらるるも衆生済度の自他平等人を開化に導く趣向は乃ち大慈大悲にて一寸八分の心配も光明遍照十萬世界に余る功德といふべきのみと、また『東京日日新聞』の四月七日付けの記事には、

是等ハ開帳まわりや花見の序に一寸と御覧なされても随分お為に成りませう茶代が只た一銭五厘で外に何にも入らぬとハ実に看板の通り御安見所だ

と具体的に記されているところから、油画茶屋の名の通り、茶を飲んで油絵を鑑賞する場であったようだ。

更に、明治九年二月十三日付けの『東京曙新聞』には、

下岡蓮杖さん油絵の見世物などハ所謂學術展観場の類にして女中衆子供衆ハ申すに及ばず大人でも学者でも能々見物しておけばたいそうな利益になりませうと記されているところから、当該期に於いては単なる見世物ではなく教育性が加味されると同時に、社会的にも認知され學術展観の装いを持つに至ったものと解釈される。

上記の点からも、江戸期に於ける茶屋形式の展示は、種々の見世物展示の中でも學術展示へ移行を遂げやすい形態の展示であったのである。それは、娯楽性よりも資料の鑑賞にウエイトが置かれた展示であった事に尽きるものと推定される。

次に第2種・第2類である身体に特徴を有する人間を主体とする見世物については、朝倉無声によると、万治元年の『東海道名所記』に、「こびき町の方へ行たれば喜太夫が浄るり、其他実かうそか異類異形のものを見する」が、記録としては最古であり、絵画では正保年間に描かれた洛陽観物屏風の部分絵を挿図

として使用している。

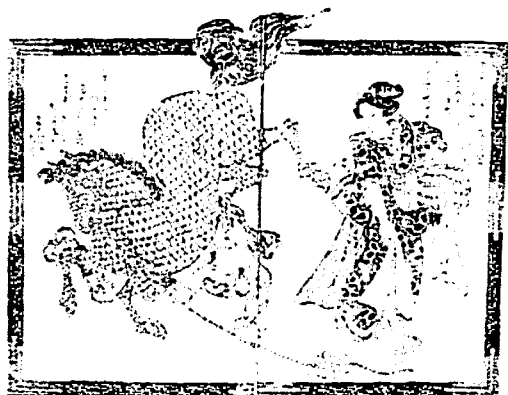
朝倉無声に従えば、江戸時代前期に発生したものとなり、悲しい事であるが江戸期の各種の見世物の中でも先発を成した類である。これは、江戸の人口増加に伴ない、展示空間が形成される中であって人間心理の深層を刺激する見世物の主体となるものであったであろうし、同時にまた最も得やすい見世物主体でもあった事に起因するのであろう。

以下、関連する代表的記録をあげると次の如くである。

『近代世事談』享年十八年「寛文十二年の春、大阪道頓堀にて異形の人を見ず、其貌醜き事だといふべきものなし、頭すどく尖り、眼まん丸にあかく、顔猿の如し、莊子に云ふところの支離疏が類ひにぞありける、京師東武におよび、芝居をたてて諸人に見せける、これよりかしこからぬ者を罵りはづかしむるの言葉となれり」

『続無名抄』延宝八年「近頃道頓堀に…頭大甫春といふものあり、顔色常体の如くうつくしさに人にこえたり、其丈一尺二寸、足脛すぐれて細く四五歳にこえず、梅花心易を誦んず、粗害をよみて義に通ず、又年ばかりなる女あり、足手あざなへる繩の如し、足を取て首にまとひ、手をまはずに至らざるところなし、又大女房あり、江戸のものなり、たけ七尺二寸、足の長さ一尺三寸、手の長さ一尺、全身すぐれて骨たかく、力人にこえて達者究意の男にも勝れり」

『元禄曾我物語』元禄十五年「とうからとうからと鳴る太鼓の音に、ありゃありゃ三番叟じゃ、頭坊雲楽じゃ、弥之助躍じゃ、始まり始まりといふ声を聞ては、周公孔子も腸を絶ち、涅槃の釈迦もむく起すべき事勿論、古へより操見世物又は狂言尽し、或は放下品玉篋抜の曲を業とする者共寄集



箆細工「近江のお兼」「箆細工ばなし」

り、終日の歓楽をなすは堺町葦屋町なり
云々とある頭坊は、此雨春の事をいひしに
や」

「毬花落葉」延宝六七年の流行物をいへる
糸「扱又花の堺町たけ七尺の大女、蓮之
丞が菴ぬけ、又ろくろ首の女あり云々、

「倭漢三才図会」正徳三年 延宝年中、
摂州大坂有生無両手者、以足弁用、且書字
射弓、出芝居乞銭、予亦見之、按無手人、
俗呼名佻兒」

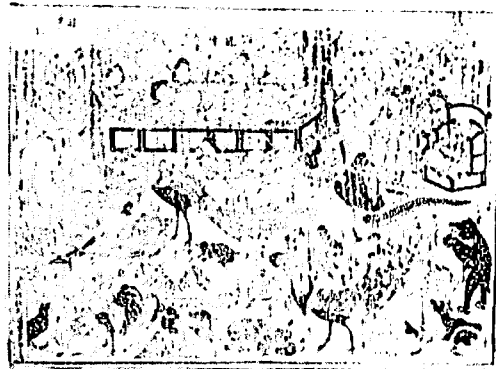
「皇都午睡」延宝年間「泉州堺の夷鳥に、
面三つ手足六つある赤子を捨置しものあり、
大坂道頓堀視場師之を拾ひて諸人に見
せ傳りし」

などが、本種の見世物に関する記録の一部で
あるが、所々にまだまだ多見されるところから、
如何に本種の見世物が数多く存在したかが
窺い知られるものである。

次いで、第三種の見世物である細工見世物
については、「江戸の開帳」の項で既に記した
安永七年（1788）の信州善光寺の弥陀如来
開帳の際に、平賀源内らが展示の延長として
製作した“飛んだ壺室”に関する記事が最古
であるところから、現在のところ本例が細工



錦絵「箆細工（関羽）」歌川国貞画、文政2年



錦絵「天竺僧仮寝姿」

見世物の嚆矢であると看取されよう。

そして、本出開帳に伴う見世物（展示）が
非常に好評をばくした事により、これより以
後盛んになったことは容易に予想出来得るも
のであるが、その後の動向については不明で
ある。

次に明確な記録が認められるのは、文政2
年（1819）二月に大坂四天王寺境内に於いて、

近代博物館以前の展示

一田庄七郎による「天竺僧仮寝姿」と題する箆細工による釈迦涅槃が製作され、見世物とされた。

ところで、当該期の細工見世物とは、竹箆や米藁・麦藁・貝殻等々を材料とし、人物や動物を製作するもので、倉沢剛が指摘するように種々の材質のものが人間や動物の姿に変貌するという意表を突いた面白さであり、材料とイメージとの落差を楽しみ、その落差が大きければ大きい程、楽しみも大きくなるというものである。

従って、この種の最たる見世物は別項で記すところの菊人形であると断定できよう。

「天竺僧仮寝姿」箆細工は、図示した引札からも明確であるように九丈六尺、即ち約30mを計測する釈迦涅槃であり、更には釈迦の入滅を悲しみ集まる弟子はもとより牛・象・馬・鶴・蛇・百足等々の多くの動物が製作設定されている事が人気を呼んだ要因でもあろうが、やはり最大の見世物としての要所は展示主体物の規模が巨大である事にあつたものと推定される。

本箆細工「天竺僧仮寝姿」は、四月には場所を同じく大坂北野太融寺境内に替え、興業名称も「天竺僧寢覚姿」と変更すると同時に、今後は五丈八尺の釈迦立像を箆で作って見せたのである。

寝姿から立像への一貫性とも言える変化の



引札「鎮西八郎鳴廻り生人形細工」
歌川芳春画、安政元年

速さにも驚かされるが、更に驚嘆する事は、本見世物は同年七月に「浪花細工人一田庄七郎 箆細工」銘打って江戸へ下って来た事である。この移動の速さには目を見張るものがあり、更には大坂での二度の興業であった、「天竺僧仮寝姿」・「天竺僧寢覚姿」とはその内容も大きく異なり、関羽、周倉、鳥獸草木、赤鬼、虎、豊干禪師、太夫猿、禿猿等々を見世物としたものであった。

江戸町民の驚きは想像を絶するものであつたらしく、本細工見世物に触発され、翌文政三年春から江戸は爆発的と言っても過言ではない細工見世物ブームを迎えたのである。



松本喜三郎作「谷汲観音像」熊本浄国寺所蔵



生人形引札 国芳画「浅草奥山生人形」

この点は、「武江年表」から同年に浅草と両国で開催された細工見世物の種類だけを観ても、そこには貝細工、麦藁細工、練物細工、籠細工、箆籠細工、米藁細工、丸竹細工、糸爪細工、茶番細工、瀬戸物細工、針金細工、機関細工、ゼンマイ細工、ギヤマン細工をはじめとする15種程度の多数種の細工物の存在を知ることが出来る。事実、本種の多様性に関しては、「武江年表」を補訂した喜多村笥庭は、「浅草寺奥山に出たる計も夥しき見世物なり。かかる事も又あるまじとぞ思はるる。」と率直にその多様性に感嘆している。

次にまた、当類見世物の中でも、材質的技術的分類では張子細工に区分される種類として生人形がある。この所謂生人形は、「生写し」を冠して「生写生人形」とも呼称されたところからも明白であるように、リアリズムの点で従来の細工物の範中より大きく逸脱した細工見世物で、従来の細工見世物が材質と形成された形状に大きな落差があり、そこに見世物としてのおもしろ味を出していたのに対し、本種はあくまでリアル性を追求したものであった。今日の資料製作の分類でいうところの計測模造であると看取される。

そもそも、「生人形」・「活人形」・「活偶人」なる呼称は、本種製作の名人松本喜三郎が安政年間に定着させたようであるが、本種の製作は既に松本喜三郎以前に開始されて

いたことは事実である。

嘉永年間には大江忠兵衛や大石眼龍齋吉弘らが張子細工を製作し、次いで文政三年(1820)には二代原円月が「七小町人形」・「花魁道中人形」を製作するなど、実物大の真実描写に富んだ人形を製作する風潮と技術は存在していた。

そこに登場したのが、熊本の人形師松本喜三郎であった。松本喜三郎は、安政元年(1854)大坂難波新地で「鎮西八郎嶋廻り」と題した異国人物の見世物を興業し、大当たりを取った。その実態は歌川芳春による引札から大略は窺い知られよう。

早くも翌年には、江戸浅草新門辰五郎の目にとまり浅草奥山での興業となった。それは無腹国・穿胸国・手長国・足長国などの想像異国人物と長崎丸山遊女の生人形を組み合わせた「大蔵生人形」と題する興業であった。

当該「大蔵生人形」については、斎藤月岑がその著「武江年表」の中で次の如く記している。

二月十八日より八十日の間、浅草寺観世音開帳。貴賤男女日々参詣群衆せり。同寺奥山に大坂下り活偶人といふ見せもの出る。

肥後国熊本なる松本喜三郎といふ者造る所なり。木偶にあらず泥塑にあらず、紙糊のもの云ふ。手長島、足長島、穿胸国、無腹国其の他異国人物、丸山遊女の偶人等多く、男女とも活ける人に向ふが如し。又竹田亀吉作大象の作り物あり、見物群をなす。

と記しており、如何に松本喜三郎製作の活偶人が、その写実性と質感に秀れた人形で、江戸に於いても多大な人気をばくした事が知られる。事実、この大当たりを受けて、更に翌安政三年には「忠臣蔵討ち入りの場面」を新たに62体の生人形を用い製作し、見世物としての生人形と人形師松本喜三郎の名は決定的なものとなった。

近代博物館以前の展示

松本喜三郎の生人形が社会的に見世物の形態として認識されると同時に世の常として類似作が登場し生人形の全盛期を迎える事となった。

安政五年（1858）に英国使節エルギン卿に同行し浅草寺を見物したローレンス・オリファントは、その際に見た生人形について次の如く記している。

それは等身大で、マダム・タッソーの蠟人形のように巧みに着色された一連の木彫像の群れで、その容貌の老衰と萎微とが、見事に描き出されていた。第二群は、衣裳を着けた若い日本の女神たちの群れと、その魅力に目を奪われ、恍惚としてたずんでいる一人田舎者であった。第三群は、立派に着飾った王女が、壇上に坐って、侍女たちがいろいろな体技を行なっているのを見ているところだった。その中の一人は、しとやかでない活発な格好をしていた。その役割は背を伸ばして、空中に踊っている球を足の裏で受けることであった。これらの姿を木彫りで正確に表わすことは至難の業であるが、驚くべき意力と写実とによって成し遂げられていた。……（中略）……私は、この「見世物」が美術的才能を大いに表わしているものとして、かなり詳しく書いてしまった。これらの主題は独特のもので、それは、日本人が美術の最低の歩みにありながらも完璧の域に到達している立



一勇斎国芳画による「百物語化物屋敷」の図（江戸時代）

派な見本であった。

と、オリファントは、当時ロンドンで蠟人形製作の第一人者としてその名を轟かせていたマダム・タッソーを先ず引き合いに出し、生人形がマダム・タッソーの蠟人形と何ら遜色のない巧みな作である事に驚くと同時に、日本の見世物の美術的レベルの高さに驚愕しているのである。

確かに、江戸期の見世物すべてではないが、殊に本種の見世物の製作が極めて高いレベルであった事は、明治五年（1872）に東京大学医学部の前身である東校が、「生人形」の元祖である松本喜三郎に人体模型の製作を依頼している点からもうなづけよう。

内山淳一は、「科学的な目的に供される模型が、細工や見世物の職人に任されていたのである。精巧な細工技術という点において、科学と見世物とを隔てるものは何も存在しなかったのかもしれない。」と記しているのと同様に、精緻な計測模造資料を使用し、明確なストーリーに基づく配置を実施し、そのストーリーを見事に見る者に伝達し得た事は、見世物という名の完成された広義の展示であり、それはまた同時に博物館展示の要件の一部を有するものであって、現代博物館の展示が追求しなければならない本質の一端であるとも考えられる。

ところが、優秀な見世物が開催される一方で、今日にも存続している「お化け屋敷」の祖源と看られる「化け物細工」と呼称される見世物もあった。

本種の発生は、天保元年（1830）に、「大森の化け物茶屋」と呼ばれたもので、それは東大森在住の医師瓢仙が、我が庭に小屋を建て、壁及び天井に百鬼夜行絵を全面に描き、中間に一つ目小僧等々の化け物細工による人形を配したものであったと伝えている。この大森の化け物茶屋は異常な評判となり、江戸からも大勢の見物客が集まったが、悪趣味に過ぎるとの理由で3ヶ月程度で代官所命令に

より撤去されたという。

その後、天保九年（1838）に至り、両国回向院で井ノ頭弁財天の出開帳があり、その際蠟人形の中でも化け物細工と呼ばれる分野でその製作にかけては天保期に第一者であった泉目吉が、「変死人形」なる人間の末梢神経のみを刺激する目的の興業を開催した。

記録によれば、その内容は溺死者や獄門のさらし首、血がしたたる女性の生首等々の極めてリアルに再現された尋常でない人間の死に様を見世物としたものであったと伝えられている。これがあまりの評判を得た為、世の常として類似興業が次々に出現したという。

次いで、泉目吉は嘉永元年（1848）に、当時江戸で評判となっていた三人娘水死事件を主題とする「身投げ三人娘人形」を製作興業した。その内容は「見世物研究」によれば、

その水ばれした顔面から四股、さては着物や帯にいたるまで、昨年の一物件に彷彿たるのみか、死骸の上にとまった烏二羽が水ばれした腹をつつくので、さらに凄惨の気をみなぎらせるのであった。これは水死人形の腹に、泥鰌を入れおいたのを、足を結びつけられた鳥の食うのが、さながら腹の肉をついばむように見えるのであった。と、その再現された凄惨な場面が如何に臨場感に富んだものであったかを記している。

ここではその内容の社会性はともかくとして、展示に於ける動き、即ち静の中の動の必要性とそれによる臨場感の創出が如何に見る者を魅了するには不可避な要素であるかを認識せねばならない。泥鰌を設らえ鳥についばませる事により発生する動き等は、人為的な不自然な動きではなく、あくまでも自然であるが故にその臨場感は究極の域まで高められたものであった事は容易に想像される。

さて、幕末期の見世物は生人形に端を発し、奇妙なテーマを選出し、お化け屋敷の見世物となるものや、あるいは主題よりも裸体その



染井の花壇菊絵（享保期）

ものが中心を成すもの、更には医学的人体模型・解剖学的見世物が加わる等して、エスカレートすると同時に全体的には低俗化に拍車がかかった。

この間、当然の如く寺社奉行による取り締りにより、公開禁止の記録も所々に認められるが、終に明治に至り、東京府は明治二年（1869）二月二十二日の布告で、「春画並ニ猥ケ間敷錦絵」と「見世物ト唱候類ニモ見苦敷キ招キ看板ヲ差出シ如何敷態シ小児瓶物等ノ内ニモ男女の裸体等モ相見ヘ不埒ノ至」と、浮世絵や見世物の中の隆盛を占めていた露骨な性的要素や残酷性がその取り締まりの主たる対象となり、隆盛を極めていた当該種の見世物は余儀なく終焉を迎える事となった。

本布告の理由は、「西京東京ハ皇国ノ首府ニシテ教化ノ根本ニ候ヘハ仮初ニモ非礼非議ノ情能有之候テハ其弊普ク御国内及候事故」と、文明開化に於ける近代国家の宣言でもあったのであろう。

それでも、本取り締まりの翌年、即ち明治三年に依田¹¹⁰学会が記した四月三日の日記には、

三日。母を奉じて浅草に詣ず。観音開扉なりといふ。観物多き中に、木偶の戦死せ

しを作りたるものあり。創ををふもの武人、首をきられたるもの老女、婦人の自殺せしもの老女、首を竹を貫きたるもの、婦人を縛して木枝に倒に吊せしもの老女、情死のもの武人あり。又、獅子を箆してみるものあり。此日、贗鍋にのむ

と、明治政府の布告直後であって、当該開帳に伴う見世物は布告内容の基準をクリアし、開設が認可された見世物であっても、日記に記す如くの残酷性を有したものであるから、禁に触れる見世物は想像を絶する残酷性や卑猥性に満ちていたものであったのであろう。

7. 菊細工・菊人形

菊人形は、前記した分類では第三種に分類できる「生人形」等と同種の見世物である。事実、菊人形は生人形と融合する事により完成されたものであると同時に三種に区分でき得る如く、菊花といった全く異なる材質をもって形成された見世物であるところに人々の興味対象となる基本が先ずあるのである。更に加えて、その構成素材が菊花という日本人が最も愛す花一つである事にも大きな意義を持つものであったと言えよう。

見世物としての菊人形には、「見流し」と「段返し」の二形態がある。見流しとは、それぞれの歴史的名場面を物語に沿って順に見せる方式であるのに対し、段返しは歌舞伎の段返しを模したショー的意味合いの強いものである。江戸期に於いては見流しに専従するものであった。

そもそも、菊細工の初源については、文化十一年に小川顕道が著す、「塵塚談」には、

菓鴨村植木屋菊の事、各等廿歳頃は花壇長さ七八間或は十門程、菓鴨根生の四郎左衛門は十二三間にて、皆々中菊のみ造りし事なり。菊を愛する人多く好みもてあつかひてより、其変態百出せり、文化初年の頃より大造といふ事始り、一本の菊花にて富

士山、屋根船、鳥台、帆掛船、衝立、ひらき扇、二見浦、岩に牡丹、獅子の類、其外種々の物を造れり、誠に樹芸の奇巧を極む、文化十年癸酉に卅五軒にて造る、村中にて百姓商人も交り造れり、これが為に遊観の人、東は鶯声雀西は大塚より従来群衆市をなせば、酒食の店数百軒出来、菓鴨村開けしよりの繁榮、一村の潤となれり

とあり、江戸菓鴨村に於いて文化初年(1804)の頃から、中菊が大菊に変わり、菊細工が盛んになり、文化十年(1813)には35軒の菊作りをする者があった事が窺い知られるが、それらはいずれも菊により種々の事物を擬した菊細工であり、未だ菊人形の製作には至っていない事が知られよう。

次に、斎藤月岑による「武江年表」文化九年の条には、

九月菓鴨染井の植木屋にて、菊の花を以て人物鳥獸何くれとなく、色々の形を造りて諸人に見する、江戸中の貴賤日毎に群衆して見物しければ、年毎に盛んになり、凡五十余箇所及ぶ、文化十三年迄ありしが、夫より後造り物は止みたり、此時菊の番附案内記絵草紙の類あまた印行せり

と、文化九年(1812)には菊花による人物が登場した事は記されているが、如何なるものかその詳細は不明である。当該期菓鴨の菊細工が種々の造作を試み隆盛を迎えたものであった事は、文化十一年(1814)の「菓鴨名産菊の葉」に記載されている下記の菊細工名からも容易に想像できるものである。

●雪中竹の子、利兵衛 ●錦帯橋、忠兵衛 ●屋形船、しからき ●山水、伊左衛門 ●獅子、久次郎 ●二見浦、武助 ●瀬田唐橋、民蔵 ●一の谷、千太郎 ●三巡、八五郎 ●花車、松五郎 ●花籠、新助 ●虎、佐太郎 ●花畑、幸次郎 ●竜宮入、藤右衛門 ●結髪斗に玉、弥三郎 ●獅子、四郎左衛門 ●熊谷敦盛、次郎右衛門 ●戻駕籠、熊五郎 ●宇治川先

近代博物館以前の展示

陣、金次郎 ●富士山、半三郎 ●虎に竹、半次郎 ●蛭船、新五郎 ●道成寺、惣吉 ●柳に鞠、金五郎 ●大鯨、治兵衛 ●浦島、平七 ●額に狐、長三郎 ●神楽獅子、半七 ●象、金左衛門 ●大江山、次郎吉 ●竹に虎、しなのや ●神馬、市郎兵衛 ●小原女、善蔵 ●懸物に神酒、勝五郎 ●巖鳥、市左衛門 ●樊噲、文次郎 ●猪早太、庄五郎 ●島台、権左衛門 ●耳木兎、紋太郎 ●鶴亀、藤五郎 ●宝船、十兵衛 ●鎌輪奴、安五郎 ●角力、熊五郎 ●二見浦、鉄五郎 ●函谷関、権八 ●忠臣蔵、九段目、清五郎 ●鎗の額、八十次郎 ●御手遊、八郎兵衛 ●鐘が淵、幸五郎 ●石山、亀五郎 ●瓢箪釜、権兵衛 ●唐崎、庄右衛門

と、森羅万象とは到底ゆかぬまでも極めて多種の画題を基に造作されたものであった事が理解できる。この栗鴨の菊細工の隆盛も一時限りのものであったらしく、「武江年表」に記されている如く、早くも文政十三年を最後に途絶えたようである。

一時中絶した菊細工は、弘化元年(1844)に再興し、それは栗鴨霊感院のお会式の飾り物として製作された、「日蓮の滝の口御霊」と「蒙古退治」であり、これが菊人形の嚆矢であると考えられている。「武江年表」弘化元年の条に、

文化より以降、花壇のみにて造り物は絶たりはしたが、今年栗鴨なる霊感院の会式の飾り物とて、宗祖の御難のさま蒙古退治の体など、菊花にて造りてより始まり、植木屋毎に菊の造り物をなして諸人に見せける、翌巳年よりは白山駒込根津谷中にいたる迄、植木屋ならぬ家までも競ひて造りしかば、凡六軒に及べり、貴賤の見物日毎に群衆し、猶年々に造りしが、嘉永の今に至りて少しく衰へたり

と、菊人形の登場とこれに伴う菊細工の再興の様子が記されている。嘉永期以降は再び下

火となってゆくようであるが、安政三年(1856)に栗鴨より団子坂に移転し、当時人気があった森田屋五月狂言忠臣蔵の当り場面を菊人形としたものが再び人気を取りもどしはしたものの、維新前夜には再び途絶えたようである。

その後、明治に入り再興し、明治時代中期頃が最盛期であったようである。菊人形の製作法については、「明治世相百話」に次の如く記している。

細工はりゆうりゆう、これが植木屋の手になるかと思うほど器用な仕上げ、もっとも首や手足は人形師のもの、まず胴体を竹で組み、人形師からまわってきた図案によって格好をつけ、根本を胴へ一々差し込み、色とりどりの花の小枝を一本及至一花ごとに竹の胴へ結びつける。人形一個に三・四もかかる面倒な仕事、そのうえ一日置きに、仁木弾正でも政岡でも首手足を取りはずして、菊の根本へ水を飲ませる。人形は当時有名な安木亀八をはじめ山本福松、竹田縫之助の細工、出来栄えはむろん亀八が一等、いずれも木彫りで本髷、亀八は自ら俳優の宅へ通い、木型をつくって似顔をとる。それを写して桐の木に彫りあげ、十数遍の胡粉仕上げで、最後の肉色が特殊の技術、出来上がると花川平の本職にまわして、一々本当の髷を着せる。

と、菊人形の製作は結構な手間のかかるものであった事が理解できる。逆に手間の割には、通常の細工物とは異なり生花を主たる材料に使用するところから見世物に供する時間が短時間であり、更に年間を通じて製作でき得る細工物でなかった為、隆盛と衰退の浮沈が繰り返えされたものと考えられる。要するに、見世物としての素材である菊花が不安定である事が本見世物の最大の弱点であったものと看取される。

また、菊細工・菊人形は見世物・展示としての主流を占めるものではなかったことも事

近代博物館以前の展示

実であり、洒落ではないが花だけに広義の展示の中でも徒花と把らえられる形態であったものと考えられる。それでも断続的に隆盛を極めた事は、それは菊花故の日本人の感覚にのみ負うものであったのであろう。

8. 物産会

宝暦元年（1751）頃に、島津如蘭により開催された本草会が、物産会の濫觴となるものであった。

物産会の開催目的は、専門家としての本草家、各階層から生じたアマチュア本草家、江戸に於いては緒額会、名古屋の菅百社等に代表される本草同好会々員といった、本草学関係者の知識の交流を第一義とし、更に加えて一般大衆への本草学の啓蒙をも目的とする展示であった。

物産会の最大の特質は、従来の本草学は図譜を主体とする二次資料の製作とその範中での研究に留まっていたのに対し、全国各地の物産・動植物・鉱物等々の実物資料を研究と啓蒙の媒体として展示したところにあると言えよう。

それは、今日の博物館展示は常設であるのに対し、2・3日と極めて短期間内での開催であったが、物を媒体とする知識の啓蒙、即ち、実物資料を見せる事による情報の伝達という視座は、現代博物館の展示の基本理念と軌を一にする事は今更確認するまでもないことであろう。

確かに幕末期には、知識の啓蒙の観点が薄れると同時に娯楽性が伸長し、見世物化を来たすことは事実でもあるが、その時流の中にあっても各分野の実物資料の公開展示によって学問的関心、科学知識の啓蒙に貢献したものであり、事実、明治期の文明開化の風潮の中で更なる咀嚼吸収がなされ博覧会へと発展して行ったものであった。

そもそも物産会の礎は、本草学であり、更にそこから分化するところの博物館と物産学

である。

本草学は、医薬の用に役立てることを限定目的とした範中で、植物・動物・鉱物を採集、調査、研究する薬物学の基本的な一分野であり、その出現は中国に発し、後漢代の薬物書である「神農本草經」を最古の本草書とし、唐代には「唐本草」を、明代には季時珍による「本草綱目」等々を代表として、各時代に数多くの本草が編まれてきた。

我が国へ最初に渡来した本草書は、梁の大同二年（536）に没した陶弘景による、「神農本草經集」であり、当該書は中国本草を体系化したものであって、中国歴代本草の基本を成すものといわれている。

奈良時代には、「唐本草」が伝来しその残欠が遺存しているのを始め、中国との交流の中で各時代の本草書が伝来し、漢名と和名との対比が主要な課題とされるに至ったものである。

渡来後から江戸期以前の本草は、主に朝廷や石山寺や高野山といった都周辺の寺院を舞台に展開され、その間我が国での主な研究書としては延喜十八年（981）に深江輔仁が著した「本草和名」の上下二巻、源順の著による「和名類聚抄」二十巻、円融天皇の時に丹波康頼が撰述した「医心方」二十巻、弘安四年（1282）に惟宗具後が著した「本草色葉抄」一巻等が代表的著作物である。

江戸期に入ると、のちの幕府の儒官となる林羅山が、慶長二年（1597）に長崎で、明の李時珍による「本草綱目」（1593年刊）を入手するに及んで、我が国の本草学も独自の発展を遂げる事となる。林羅山は、「本草綱目」を幕府に献上した事が契機となり、寛永十五年（1638）には江戸の品川と牛込の二ヶ所に薬園が設立されるに至り、本草学は隆盛を迎える事となってゆく。同時に本草学は従来の薬物学の範中に留まらず、ひろく天産物を対象とするようになり、博物学的性格をも持つものに変貌してゆくこととなった。

近代博物館以前の展示

中でも当該期に於ける博物学興隆の最大の要因は、時の為政者である八代将軍徳川吉宗の本草好きから発生したと思われる殖産興業の政策である。具体的に吉宗は、薬園を設け薬草を育て、薬用人参の栽培地を用意して優れた人物を民間から抜擢する道を開いた事である。結果、後に江戸の本草学から博物学へと、興隆の中で分化をもたらす基盤を築いたとも言える丹羽正伯、野呂元丈、田村藍水等を産む事となる。

18世紀後半は、本草学のめざましい発展の時期でもあり、また転換期でもあったと考えられる。

つまり、従来の本草学から博物学への転換期であったと看取される。本転換期の最大の要因は、丹羽正伯を総指揮官とする享保二十一年（1736）から元文初年にかけて実施された幕府による全国天産物の実態調査であり、本全国天産物実態調査を機会に我が国の本草学は中国伝来の薬物学としての本草学から、我が国独自の本草学へと咀嚼吸収がなされたものと言えよう。

すなわち、博物学の萌芽をみるものであり、具体的にそれは本調査の結果である全国の「産物帳」、「産物絵図帳」であった。

産物帳に基づく各領内の悉皆調査の通達は、享保十九年（1734）三月に幕府から全国諸領へ出されているが、通達内容は「丹羽正伯から産物の俗名、形などについて何か尋ねられたなら回答するように」といった雑駁なものであった。この不明瞭ともいえる通達を根拠に、丹羽松伯は翌享保二十年三月から四月にかけて各藩の江戸留守居役に対し、「産物帳」・「産物絵図帳」の編集に関して説明会を漸次実施している。その調査、編集方針は次の事項があげられている。

一、穀類（稲、粟、等作物名及びその品種名） 二、菜類（右に同じ） 三、菌類（茸類） 四、菰類 五、菓類（果物類） 六、木類 七、草類 八、竹類 九、魚類

十、貝類 十一、鳥類 十二、獸類 十三、虫類 十四、蛇類 十五、辺土之百姓食物 十六、金石類

と、丹羽松伯自身が述べるどころの「すべて土地より出で候分」であるところの天産物を網羅したものであり、「御国中在々浦々嶋々に至るまで、其所に之ある品残らず書き出し申すべく候」と入念なる調査を要請したものであった。

本天産物悉皆調査は、我が国はじまって以来の事であり、その意義は極めて大きく、本草学から博物学の離脱に大きな起因となるものであった。

本博物学の分化と成立については、18世紀以降の江戸本草学の元祖と称され、宝暦七年（1757）に湯島天神前で我が国最初の物産会である薬品会の開催者であった田村藍水について、門人であった福山俊調が「東都藍水田村元雄先生、医ヲ世々ニシテ殊ニ博物ノ学を備エ」、あるいは宝暦六年（1756）に田村藍水が著した「醸泉祥瑞説」の序を同じく記した福山俊調は、「オヨソ天人地ノ諸物ハミナ医中ニ論ズルトコロデアルガ、博物ハ一家の学デアッテ、ソレヲ医学ノ中ニ兼ネルケレドモ、物博クシテソノ学ハ得ガタイ事デアル」、「医以テ博物ナラズンバ有ルベカラズシテ、博物ノ学亦難イ哉」と、博物学なる名称と博物学なる学問の独自性と存在意義を記している。

また、一方で本草学から分離したものは博物学のみならず、名物学・物産学も軌を一にして分化の徴候が認められた。本来これら諸学の間には、学問としての概念規定は明確に認められるものではなく、判然たる区別は困難なものであったが、ただ本草学は渡来時よりの薬物学をあくまで踏襲するものであったし、博物学は本草学を踏まえながらも広く動・植物、鉱物などをはじめとする天産物を主対象とした学問であったのに対し、名物学は自然及び自然現象、人事に至るあらゆる

近代博物館以前の展示

事物についての名称の確定を最大の目的としたものであった。

更に物産学は、本草学・博物学と同様に有用な天産物を対象とすると同時に、更に農・工などによる人工産物を含め研究するところにその違いは見出せるものであり、物産学は現代でいうところの資源科学あるいは商品学の原型を呈するものであったとも指摘されている。

以上の如く、18世紀中葉の江戸に於いては本草学及びこれより分化した諸学が隆盛を極める中であって、前句した如く宝暦元年(1751)に津島如蘭によって開催された本草会がその嚆矢となる。

続いて、宝暦七年(1757)九月には、江戸

本郷の湯島に於いて平賀源内の企画で師にあたる本草家田村元雄(藍水)が会主となり、開催された薬品会が実質的には物産会の幕開けとなるものであった。出品物は約百八十種を数え、参加者二十人を数えたと言う。当会の好評に乘じ、翌宝暦八年には同じく田村藍水が会主となり第二回薬品会を神田で開催し、その出品数二百三十一種、参加者三十六人を数え、更に翌宝暦九年には平賀源内が会主となり湯島で第三回を矢継早に開催した。本会の名称は従来の薬品会に変わり、物産会と称している点が注目される点であり、平賀源内にとっては本草学からの脱皮宣言であったものと看取される。

これらの三回の薬品会、物産会を通じて出

<p>主品 五十種 藍水田村先生具之 五十種 不倣國倫具之</p> <p>石石控耳木金石鳥獸虫魚骨珍品奇 異且其下下下下下下下下下下下下下下</p>	<p>大日本神區越後山川秀展人漢俗美是以其草木鳥獸虫介昆貝金玉土石之類遠考以抵生者大抵比之外國亦亦尤美矣蓋古者有珠璣他處行天下隨處為寶於今是子品物大興矣中古今事法以故世人以為</p> <p>本帳所載不足以備急用物雖今有之不中用也徒費耳既思無不知者當於海地所寄蓋乃從其所隨並香曹不辨其真偽也乎其不倣人者幸也若此等品也自白也月也年也月也</p> <p>漢唐傳可保子藝技遺器也夫觀者所無而今有之昔所不知而今知之如肥前仙米出料理而價十數倍耳夫是以辨香室之風也夫不倣國倫具於同社又所不明者其食也蓋其地其竹不和也伏維海內同好諸君子以所產產地及同所最喜等處送致不倣之極也非所敢望也唯是同好之故敢布雅志焉名已定則志趣各返焉所至照</p> <p>寶曆七年己亥冬十月</p> <p>平賀源倫頓首謹</p>	<p>東都藥品會 會日午歲 開四月十日</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------

<p>寶曆七年歲閏四月十日藥品會主品目錄</p> <p>黃耆 雞鳴 日光 鹿 黃耆 特生 同上</p> <p>黃連 三管 同上</p> <p>蘇九 白得 同上</p> <p>參 參 大葉 同上</p> <p>土茯苓 同上</p> <p>紫藤 漢紅花 園產</p> <p>金梅 同上</p> <p>ヘンケル 同上</p> <p>百合 同上</p> <p>木 同上</p> <p>秦皮</p> <p>丹砂 同上</p> <p>無名異 同上</p> <p>玄石 同上</p> <p>石 同上</p> <p>礫石 同上</p> <p>藥水石</p> <p>鯉魚 同上</p> <p>玳瑁 同上</p> <p>蝦皮 同上</p> <p>楓 同上</p> <p>麒麟 同上</p> <p>鹿 同上</p> <p>茯苓 同上</p> <p>右三十種 藍水田村先生具</p> <p>紫草 同上</p> <p>鼠尾草</p>	<p>雲母 同上</p> <p>無名異 同上</p> <p>越石 同上</p> <p>代糖 同上</p> <p>礫石 同上</p> <p>ギンシ 同上</p> <p>カシ 同上</p> <p>戒理 同上</p> <p>亞麻子 同上</p> <p>楓杏 同上</p> <p>黃汗 同上</p> <p>胡桐 同上</p> <p>豬苓 同上</p> <p>小菊 同上</p> <p>續隨子 同上</p>	<p>防己 同上</p> <p>金絲 同上</p> <p>ヒンケル 同上</p> <p>梗 同上</p> <p>セルテリ 同上</p> <p>菊 同上</p> <p>拓</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

宝暦12年東都藥品会の趣意書(平賀源内)と宝暦12年東都藥品会主品目錄

近代博物館以前の展示

品された天産物の出品目録である『会業譜』を、平賀源内は田村藍水と共にまとめ、薬品名と出品者名を記録した。

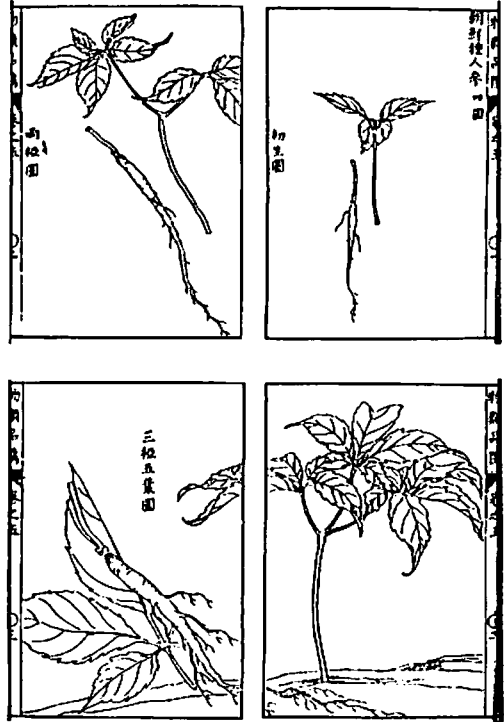
平賀源内は、過去三回の物産会が好評をへくした事を機に、宝暦十一年（1761）九月には高松藩の禄を辞すると同時に、全国同好の士に「ご出席をお望みのかたは当日雨天にても早期よりお出で下されたく存じます。またそれに先だって出席の有無を氏名明記のうえお届け下さい。届け出のない方は一切入場をおことわりします。」と記した「東都薬品会」を江戸で翌年開催するむねの案内状を配布している。上記引用の案内状の意図は、椎名仙草が指摘するごとく物産会はあくまで知的な情報交換を目的とするもので所謂見世物と一線を画する事を考慮したものと看取される。この意味でも当該期の物産会は、幕末期には見世物化したものとは異なり、博物館展示に極めて近い、あるいは同等の展示内容と展示行為であったと見做せるのである。

翌宝暦十二年四月に、江戸湯島天神前京屋九兵衛方に於いて「東都薬品会」が開催される。本東都薬品会の開催上の大きな特質は、次の如くである。

只今まで漢渡のみにて我国になき品も、深山幽谷を尋ぬる時は又無きにしてもあらず、しかはあれど、道遠き国々も一々尋ねんとするも煩はしく、又悉く至るべきにもあらざれば、其国々の人にたよりて知れざる処の物を得て……

とあるように全国25ヶ所に産物取次所を設置して組織的に天産物の出品が容易となるように手段を講じた。その結果全国から1,300余種の出品物を集め、今回を含め5回の物産会の中で最大の規模のものとなった。

続いて平賀源内は、過去五回の物産会の纏めとして、出品物の中から外国産も含めて三百六十種の天産物を選出し、宝暦十三年（1763）に展示解説書である六巻から成る『物類品隨』を上梓し、各資料を解説した。



『物類品隨』

『物類品隨』に代表される如く、江戸時代の博物学者は総じて動植物の実物資料を保存する事よりも、それらを写生という形態の二次資料の製作に重きを置いたことは事実であり、平賀源内が『物類品隨』に爬虫類の液浸標本画を掲載して以来、当該種の絵が多数描かれた事は、肥後熊本藩主細川重賢の『毛介綺換』、秋田藩主佐竹曙山による『写生帳』に代表される。

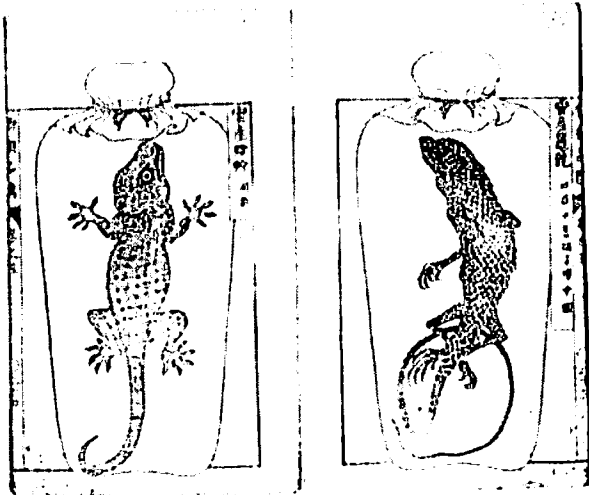
二次資料化による資料化は、現代の博物館に於いても常套手段であり、当該期に於ける英国のナチュラル・ヒストリーも同様であった。物産会による公開展示は確かに民衆の科学知識の喚起と啓蒙に大きく貢献した事は否めない事実であるが、物産会に伴う、あるいは単独の数多く描かれた博物画は、基本的に博物学者が秘蔵したり、大名や豪商といった限定された人々のものであり、一般民衆が入手できるものではなく、民衆の博物学の具体的啓蒙にはさして影響を与えたものではなか

近代博物館以前の展示



「龍亀昆虫写生帖」

「毛介綺煥」右・オオヤモリ 左・カロテストカゲ



「物類品隋」右・カロテストカゲ 左・オオヤモリ

近代博物館以前の展示

ったとも看取される。

尚、英国でのこの点は、更に商品化されたものであった為に広く社会に流布し、博物学が社会に早い時期に定着した原因となったものと対象的である。

しかしまた、二次資料製作に終始する江戸の博物学会にあって、資料製作上特筆すべき事は細川重賢による腊葉標本の製作である。細川重賢は、享保五年（1720）に細川宣紀の第五子として生まれ、熊本藩五十四万石の藩主となり、その賢政ゆえに紀州の徳川治貞とならび「紀州の麒麟」、「肥後の鳳凰」と称された誇まれ高き名君であり、その政務の傍ら博物学の研究者でもあった。

細川重賢は、「毛介綺煥」・「群禽之図」・「游禽図」・「珍禽奇獣図」等々をはじめとする多数の博物図譜を残し、なかでも「毛介綺煥」には宝暦八年（1758）二月に肥後国下名連石村で獵師に鉄砲により射殺されたニホン

オオカミの図及びその法量を記録するなどの貴重な資料である。

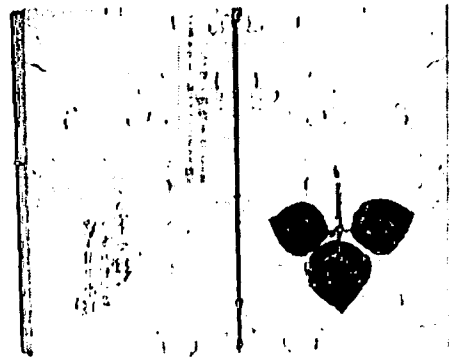
更には、重賢は植物にも造詣が深く、「錦繡聚」・「百卉俟状」・「聚芳図」・「草木生写」・「花木形状」・「舜百合雜」・「嘗百形状」なる植物図譜と、図譜による二次資料とは異なる一次資料であるところの腊葉標本集を製作した事である。

『押葉帳』一冊、「三千之枝折」五冊、「御道中より しおり花」一冊であり、これらは我が国に遺存する最古の腊葉標本であり、実物資料である点が博物館資料製作上注目に値するものである。

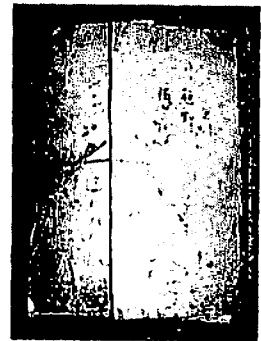
尚、遺存する腊葉標本としては嘉永期頃と思われる畔田翠山の製作による『翠山腊葉帳（能野釈迦ヶ岳草本類）』五冊（大阪市立自然史博物館蔵）があげられる。畔田翠山は紀州の博物学者で、京都本草学の大家小野蘭山の高弟であった小原桃洞が和歌山に医学館を創



毛介綺煥



翠山腊葉帖



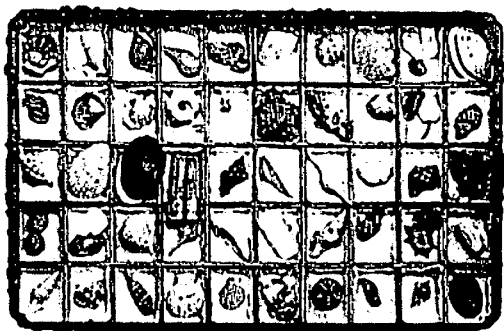
近代博物館以前の展示

設した際、桃洞に師指し博物学を学び紀州の博物学（本草学）を開花させた人物である。

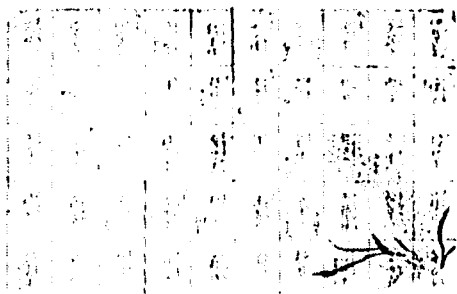
翠山は寛政四年（1792）、和歌山南御中間町に生まれ、紀州藩医員を努め、紀州領内はもとより北陸まで採葉し、多数の写生図や「桃洞遺筆」・『紫藤園攷證』等の著作を残している。腊葉標本は白山・立山をはじめとする北陸地域と、紀州龍神・高野山などでの採集植物を標本帳五冊にまとめたものである。

実物資料の収集という見地から観ると、取り分け突出しているのが天明の博物学者木村兼葭堂であろう。「珍奇の薬物を初め、古器地図、金石に碑文、古人の書画、経史、詩文、諸の書籍を集、万端あらずと言うことなし」（暁鐘成撰「兼葭堂雑録」）と、あらゆる実物資料を収集した博物学者であった点で、コレクション形成史の上では重要な人物であろう。

一方、田村藍水、平賀源内等を中心とする江戸の物産会に対し、京都では寛政十一年（1799）五月に東洋博物学の泰斗と称される



木村兼葭堂収集貝類



小野蘭山の門人たちが「詩経草木多識会」と題する物産会を開催し、その後、蘭山の門人山本亡羊が「読書宝物産会」を催すなど、「改訂・増補日本博物学年表」¹¹²によれば、文化五年（1808）から文久三年（1863）の間に四十八回を数える物産会が開かれている。大坂では、「海紅亭本草会」を文久元年から同三年にかけて山本亡羊の六男章夫が、十三回開くなど京阪に於いても物産会は隆盛を極め、江戸期に於ける物産会はその開催数88回の多きを数えるものであった。

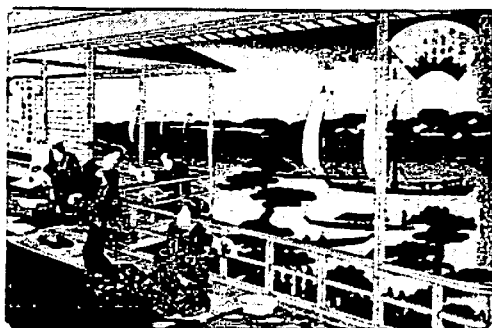
9. 書画会

文人墨客が相寄って、清談をかわし、即席の筆を揮るって相互に楽しみあうという、雅びな会合として出発したものが書画会であると神保五彌¹¹³は記している。

その出現期については不明確であるが、畑銀鷄著「南柯之夢」には享保元年（1716）と明記されている。

本会は、上記の目的に端を発したものであろうが、文化・文政期からは出席した大家が書画を揮毫し参会者に販売するという、展示即売会の意味を持つものとなった。従って、純粋な展示行為でないことは事実であるが、通常の商品展示とはその内容に於いてやはり異質のものとして把握される。

つまり、書画は教養人の嗜みとされるが自己修練の要素が強く、諸大名を中心とする上



書画会 広重画「江戸高名会亭尽・両国柳橋」

近代博物館以前の展示

流層に限定されていたためであったが、一般社会が成熟するに従い大衆に於いても美術への欲求、知識欲の高揚と言った観念・関心に基づく所産であり、それは今日のギャラリー的展示に分類されるものと看取される。売買のみに専従するものではなく、鑑賞意識と鑑賞行為も大きく介在したことも事実であるところから、やはり商業展示とは異なる博物館展示の一根源形態と考えるものである。

一般大衆の美術・学芸への関心の高さは、本種の書画会が天保期には毎月の例会となっていた事からもうなづけよう。当該期の書画会の実体は、天保三年刊の寺門静軒による「江戸繁盛記」（初編「書画会の項」）や、天保六年刊の畑銀鷺が著した「南柯乃夢」などから窺い知ることができる。

中でも、天保期の書画会で特筆すべき書画会は、天保七年八月十四日に、両国柳橋万八楼で開催された曲亭馬琴古希の祝賀の書画会である。参会者はその数600人を凌駕し、馬琴揮毫の服紗二五〇幅、扇子千五百対、長寿盃千個を用意したがそれでも足らず、更に短冊二百余を追加したと日記にある。更に、当会での純益は二百両余で、これをもとに馬琴は孫のために鉄砲同心の株を取得している。

これからも明確であるように、馬琴の場合は特例であったであろうが、書画会が如何に盛行したものであったかは基より、江戸大衆の文芸に対する関心の高さを知らせるものである。

天保期に盛隆を誇った書画会も、他の見世物類と同様に天保の改革により下向線をたどる結果となり、再燃するのは明治期に至ってからであり、現在では個展として引き継がれているものであろう。

10. 曝涼

曝涼とは、寺社が所蔵する宝物を七月の虫干しの時期に、基本的には今日の薫蒸行為に相当する防虫、防黴を目的とした虫干しで、



寺宝の曝涼「東都歳時記」

その際一般に公開を許したものであり、開帳とは異なるものである。

従って、秘仏等に限定されたものではなく、中でも基本目的に適合する書画を中心に種々の資料が虫干しされると同時に、公開された。公開の目的は、宝物の誇示とそれより派生する当該寺社への信仰心の高揚を目的としたものと看取される。

上用干しとも称される虫干し自体は、当然ながら古くから実施されていたことは事実である。

中国では早く「礼記」に認められるという。多湿のわが国では仏像、教典、一般凶書、武器・武器の類を毎年、あるいは6年に一度の割で曝涼することが、少なくとも奈良時代から制度化されており、事実正倉院御物も曝涼がなされており、それを認める事ができるのは延暦六年（787）に「曝涼使の解」が最初

近代博物館以前の展示

である。

しかし、正倉院の場合の曝涼はあくまで防虫、防黴を目的とした行為に留まるものであって公開性は介在してはいない。

曝涼という形式の一般公開のはじまりとその具体的内容に関する資料はほとんど見当らず不明であるが、「東都歳時期」の寺宝の曝涼を見る限り、武士・町人、老若男女が数々の寺宝を見学している様と、多数の僧侶が監視を兼ねながらも案内・解説している様子が窺える。

資料の展示も極めてノーマルである事が推し計られ、博物館展示の基本に極めて近い、あるいは同一のものとして看取される。見世物的娯楽性は一切介在せず、あくまで当該部門の好事家や純粋な知的欲求を持つ人々を対象としたようである。

故に上記の意味合いからも博物館展示の延長上にある展示の祖形と考えられるものである。

つまり江戸期に於いても各種の展示形態が存在したその中であって、美術資料・歴史資料の提示と鑑賞に限定された曝涼は、エンターテイメント的要素を持たない為に、極めて質素であったが故に見学者も限られ、人気をかくす事もなかった事も相俟って記録すら存在しないものと考えられる。

しかし、曝涼の展示形態は今日の正倉院展に相当するものであり、博物館展示に於いては基本要素である事を確認すると同時に、逆に集客力の観点から見世物的要素を必要とする点、即ち如何なる展示にも娯楽性が不可避である事、展示の本質には娯楽性が内在しなければならぬ事を確信するものである。

註

- 註1 椎名仙卓 1989「明治博物館事始め」雄山閣
椎名仙卓 1993「図解 博物館史」雄山閣
註2 柳田国男 1941「板絵沿革」「造形芸術」三卷
三分
註3 岩井宏美 1974「絵馬」法政大学出版会
註4 岡田 譲 1979「日本の美術 床の間と床飾り」152 至文堂
註5 比留間尚 1973「江戸の開帳」吉川弘文館
註6 湯浅 隆 1991「江戸の開帳における十八世紀後半の変化」『国立歴史民俗博物館研究報告』第33集

- 註7 朝倉無声 1977「見世物研究」思文閣
註8 倉沢 嗣 1983「幕末教育史の研究」第1巻
吉川弘文館
註9 内山淳一 1996「江戸の好奇心—美術と科学の出会い」講談社
註10 依田学会 1992「学会目録」第3巻 岩波書店
註11 註1に同じ
註12 白井光太郎 1934「改訂・増補 日本博物学年表」大岡山書店
註13 神保五彌 「江戸事典」

(國學院大學文学部講師)

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究（後編） —ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—

The Study Concerning of the Special Exhibition in Museum and the Educational
Result: The New Behavior Strategy Based on Social Marketing(the last part)

金山喜昭
Yoshiaki KANAYAMA

はじめに

1. 教育普及活動の目的
2. 市民の要求と必要性
3. 特別展のためのマネジメント技法
4. 広報メディアの活用
5. 特別展の実施
6. 特別展に対する市民の反応
(以上、前編)
7. 特別展以後の博物館の活動
8. 社会的プロダクトの行政への影響

13. ソーシャル・マーケティングの留意点

山中直治の童謡は、博物館の特別展をソーシャル・マーケティングの目的とその技法を用いて実施したところ、その社会的プロダクトの実現に向けて対象者としての「市民」による諸活動が進行中である。しかし、ここでまず明示しておかなければならないことは、なんのために社会的プロダクトを実現するのか、という問題である。いままでは、このことについて特別に触れてこなかったが、これはソーシャル・マーケティングが目的とする社会変革のことである。では、なぜ社会変革が必要なのか。その理由は次の通りである。

戦後50余年のうちに、日本は戦後復興のために、高度経済成長策を打ち出し、政・官・財が一体となって経済成長を最優先した国づくりを行ってきた。その結果、日本は世界有数の経済力をつけたが、その後のバブル経済

9. 社会的プロダクトの学校教育への導入
10. 愛知県小牧市民の反響
11. 社会的プロダクトの採用開始
12. 影響集団の分析
(以上、中編)
13. ソーシャル・マーケティングの留意点
14. 社会的プロダクトの達成に関する評価
15. 新しい市民社会の誕生をめざして
おわりに
(以上、本編)

とその崩壊を経て、経済力そのものが衰えをみせながら、日本の社会空間も大きく変質しつつある。例えば家庭は親子関係が稀薄化した単なる個体の集合体になることで、子供の健全な成長に支障が生じる。学校の管理教育は、今日では「学級崩壊」という危機に直面している。リストラや競争原理が支配する社会は、人々の連帯意識や思いやりという気風を排除する。少年犯罪のこれまでに類を見ない凶悪化や増加現象も、これまで通りの戦後社会ではもはや通用しないことを如実に物語っている。政・官・財による経済成長の最優先策の歪みがバブル経済とその崩壊となり、諸問題が一挙に顕在化しているのである。もっとも国民もその恩恵を受けて、大多数の国民が「中流意識」をもつに至った。しかし、このまま戦後路線を突き進めば、日本が減びることさえ絵空事ではない。さらに国内問題

の一例をあげれば、金融機関の破綻による経済危機、官僚や中央官庁の不祥事、乱開発や大気汚染などによる環境問題、犯罪の異常化、農業をはじめとする第一次産業の衰退化など様々である。

そこで今後求められるのは、これまでの国づくりのあり方から、地方がそれぞれの事情に応じた行政政策を企画立案して実施する地方分権による「くにづくり」である。これは、中央官庁が県や市町村へ行政上の権限を委譲したり、企業社会では規制緩和により競争原理を導入して経済性を高めていくことだけではなく、その基本は市民主体の「まちづくり」が基盤にならなければ成立しない。地方が主体的に「まちづくり」を通じて「くにづくり」をしていく方向性は、諸問題の解決化や、日本を再生するための一つ路線である。

これまでの日本人は官主導に慣らされてきたために、自らが「まちづくり」を行うという市民意識が稀薄である。地方行政は地方分権の体づくりを進めているが、それと共に必要なことは、地域住民が地域を理解して、愛着や誇りを持ち、自律的な態度をもつことである。地方分権は地域が自らの主体性を持ち、「まちづくり」を実施することであり、その主人公は市民なのである。

このような事態に地域博物館が対処できる可能性の一つとして、山中直治の童謡を題材にした社会的プロダクトを設定したのである。その結果、特別展の実施や、その後の市民活動などにより着実にその達成がはかられている。

(1) 情報操作の危険性

しかしながら、確かにソーシャル・マーケティングは今後の博物館活動において、必要かつ有効な戦略であるが、ソーシャル・マーケティングそのものがもつ危険性もわきまえておかなければならない。「諸刃の剣」の諺のように、敵を攻撃するための優れた武器で

も、使い方を誤れば見方の命を落としかねないのである。

一つは、先述したことであるが、社会変革の目的を誤らないことである。社会変革のための戦略は、一歩間違えば、多数の人々を誤った一つの方向に誘導しようとする、情報操作に陥る危険性をはらんでいる。認知変革・行為変革・行動変革・価値観変革キャンペーンの順に及ぶに従い、それは人の「こころ」の領域に入り込むことになる訳であるが、その場合の正しい方向を見極めることは重要な問題である。

戦前では、1936年（昭11）に、満州事変後の国際的孤立のなかで国策宣伝機関として、政府が設立した（社）同盟通信社は情報操作の典型例である。政府は、国内の報道を掌握するために、新聞社などに情報を提供する通信社を一本化して、国家政策に都合のよい情報のみを流していたことは周知の通りである。

あるいは、田原総一郎は、戦後のマスコミ界では電通が超権力として君臨し、日本の情報戦略を掌握してきたことを指摘する¹¹⁹。それは、広告代理店は広告を通じて情報を伝達する本来の領域を越えて、情報操作により企業や政府などのクライアント（顧客）の恩恵を消費者としての国民に押しつけてきたことを意味する。例えば、1952年（昭27）の総選挙では、サンフランシスコ講和条約と、日米安全保障条約に調印した吉田茂首相は自由党による保守政権の地盤を固めるために、国民に対する大規模なPR作戦を展開したが、そのプロデューサーになったのが電通であった。あるいは1980年代には“ジャパネスク”ブームが起こったが、その仕掛人も電通であった。日本独自の浪漫をコンセプトにして、日米伊合作によるテレビ映画「マルコ・ポーロ」の制作、大手出版社による美術全集の出版、テレビ局では“ジャパネスク・スペシャル”として空海や坂本竜馬などのドラマや“演歌ジ

ジャパネスク”などの制作、ウイスキーの宣伝には“ジャパネスク”の名称入りのコマースシャルの放送、レコード制作、旅行代理店と組んだ“ジャパネスク・ツアー”、あるいは海外から高名なデザイナーを招き、磯崎新、三宅一生、松岡正剛などとの“ジャパネスク・シンポジウム”などを企画した。これらは、あらゆる角度から一方的に国民に情報を流して、ブームをひき起こすことで、“ジャパネスク”の消費を喚起して、企業として収益をあげようとするものであった。また、1979年(昭54)には、滋賀県議会において琵琶湖の汚染を防止するために、日本で初めて合成洗剤追放条例が可決されたが、それに先立ち電通は日本石鹼洗剤工業会から合成洗剤追放を阻止するキャンペーンの依頼を受けている。

これらの例で分かることは、電通のマネジメントは企業としての収益をあげることを第一義としたもので、PRはクライアントの利益のために国民を対象とした情報操作そのものということになる。田原が、その結論で指摘することは、「(電通は)国民のために、というはっきりとした視点に立っていないために、思い切った情報戦略が展開できない、ということだ。もし国民のためにならないようなことをやっていたら、そんな企業、あるいは政府は、結局淘汰されてしまう。だから国民のために、という視点に立っての進言、企画は、つまりクライアントのためになる…¹²⁰⁾」ということである。

山中直治の童謡を題材にした社会的プロダクトは、以上のような情報操作とは違う。都合の悪い情報を遮断して都合の良いものばかりを流したり、意図的にある決められた方向に誘導するものではない。それは、特別展の段階から「市民参加」が行われたことでも分かる。つまり、この活動は初期の段階から、「市民」に透明であり、博物館はいつでも「市民」に活動の内容を説明することができるようにしてきた。確かに、最初の参加者は

限られた人数であったが、その後の活動では人数が飛躍的に増加している。博物館とは協力関係もちながらも、それぞれの活動は自主的な運営がはかられている。

また、特定の者が利益を得ることを目的としているわけでもない。田原が指摘するところの国民を市民に置き換えると、山中直治の童謡普及活動は、「市民」のために実施しているのである。それだから、少ない予算ながらも知恵を出し合いながら、それが博物館としての活動の支えになり、「市民」にも受け入れられて広がっているのではないだろうか。

(2) 地域主義に陥る危険性

地域の住民がもつ誇りとは果たしてどういうことなのかという問題もある。これは、国家の偉人を顕彰する地方版なのだろうか。そうではない。戦前の「オラが国」的な、お国自慢ということではない。それらは、極めて閉鎖的であり排他的なものである。戦前においては、郷土教育による地域主義が国家主義にすり替えられて、愛国心教育の思想的な枠組みとなった苦い経験がある。

それに対して、山中直治の童謡普及活動は地域の外にも開かれている。特別展を開催した段階から市外の人々の関心も高く、アンケート調査に見るように、野田市民では「誇りに思う」という感想を持った人が最も多かったのに対して、市外の人々は「感心する」が最も多かった。このような市外の人々の反応は、野田という地域にも興味をもつことにつながっている。

その後に展開した各種の活動においても地域内外に対して情報を開くという姿勢は絶えず持ち続けている。それは市民サークルの活動についても同じことである。先述したように広報メディアはそのために活用がはかられ、地域の内外の人々に情報が同時に伝達されている。あるいは、愛知県小牧市民の人々

にも情報が飛び火するという一幕もあった。

直治の童謡を歌う活動においては、市外の人々の参加も顕著である。市民サークル「山中直治を歌う会」の会員は100名ほどにのぼるが、そのうちの1割ほどは市外の人々が参加している。あるいは、今年（1999年）3月に予定している、復活5周年記念「山中直治の童謡と谷内六郎ふるさとの四季」（主催：野田市文化会館、共催：（財）興風会、山中直治研究会）の市民コンサートでは、実行委員会が参加者を公募したところ、市外から30名ほどの申し込みがあり、関心の高さを伺わせた。

つまり、直治の童謡普及活動は、決して地域内にとどまらず、地域外にも情報を伝え、他の地域の人々が参加することにより、新しいコミュニケーションづくりがはかられているのである。

(3) 博物館と「市民」との信頼関係

博物館は果たしてどれだけ「市民」に信頼されているのだろうか。仮に、博物館と「市民」との信頼関係が全くない状態において、ソーシャル・マーケティングによる博物館活動を実施したらどうだろうか。それには二通りの結果が予想される。一つは、「市民」が必要とせず、また要望もしない、予期せぬ誤った方向へ誘導されることである。もう一つは、「市民」のためという視点をもっていたとしても失敗することである。いずれも不幸なことである。

ソーシャル・マーケティングによる博物館活動により、社会的プロダクトを達成する上で必要なことは「信任」である。信任とは、「他の人のために一定の仕事を行うことを信頼によって任されている」と定義される。例えば、医者は患者の生命を預かり治療に万全をきたす義務と責任がある。裁判官は公正な裁判を執行する義務と責任がある。いずれも「市民」は医者や裁判官を信頼して任せるこ

とが、職務執行の前提となっている。同じように、学芸員は「市民」のために活動をする義務と責任がなければならない。「市民」に博物館に対する信任があれば、博物館は「市民」を誤った方向へ誘導することもなく、また失敗することもないはずである。しかし、この信任を得るためには、博物館側が「市民」に対して心掛けなければならないことがある。

それには、まず学芸員が社会に対して開かれていることである。「市民」との付き合いを通じて、その考え方やニーズを掴むこと。専門知識ばかりでなく地域全般の知識をもち、いつでも地域の相談役にになれるような資質をもつことも必要である。博物館実習生などの学生からは意見を聞いたり、次の世代を継ぐ子供たちの立場からも地域の将来を考えることも大切である。いづれにしても、学芸員は自分の専門分野の研究に凝り固まって、研究室に閉じこもっているようでは、とても社会に開かれた学芸員とはいえない。つまり「開かれた博物館」になるためには、学芸員そのものが社会に開かれることが何よりも必要である。

もう一つは、博物館に関する情報公開である。博物館とはどのようなところなのかを「市民」に説明することである。そもそも日本の地域博物館は、行政主導で設立されたものが多いため、博物館の機能や役割などについて、「市民」への理解があまりはかられてこなかった。滋賀県立琵琶湖博物館では、1996年（平8）10月の開館から間もない97年（平9）3月に、企画展「博物館ができるまで」を開催した。この展覧会は、まさに博物館に関する情報公開の場であった。¹²¹「博物館は何をしているところなのか」では、博物館の働きとして研究・調査、交流サービス、資料の整理保管などの業務の必要性や内容を紹介したり、「日本の博物館の歴史」を辿りながら琵琶湖博物館が時代の要請として誕生したこ

とを説明し、「琵琶湖博物館ができるまで」により開館準備の諸作業を紹介して博物館の裏方の理解をはかり、「琵琶湖博物館の楽しみ方」では博物館で「市民」が参加したり調べたりする行為を促している。

日常業務において、博物館は「市民」に対する報告や説明をするということも必要である。一般には、年報、ニュースや行政報告書などの出版物や議会報告などにより業務報告をしているが、これからはインターネットによる情報通信などを利用して、なるべく多数の人々に対して業務の透明性を確保することである。まして、公立博物館の場合には地域の納税者に対して、このようなアカウンタビリティを負うことは当然のことである。

14. 社会的プロダクトの達成に関する評価

社会的プロダクトとは、図1のようになる。ここでは地域の人々が山中直治を認知して、それが歌や演奏などによる行為や行動につながり、地域に対する誇りや愛着となり、新しく人々のコミュニケーションが生まれる。さらに、価値観のレベルにおいては、地域における自分の社会的位置づけを自覚するなどして、自己学習や自発性が生まれ、「個」を自覚した市民意識につながることをめざす。あるいは、児童の場合には、これまでの学校教育が暗記教育に傾斜してきた弊害を改めて、新たに創造性の育成をめざすことが価値観として求められる。

そこで、このような社会的プロダクトが、果たしてどれほど達成されたのかをみることにする。しかし、特別展の準備段階から今日までに3年余りと短期間であることから、最終的な評価とはいえず、これはあくまでも途中経過である。正直なところ、社会的プロダクトの実現化に向けて、運動体として絶えず進行中であることから、最終的な評価はくたせないかもしれない。しかし、それにしてもここで注目すべきことは、大人も児童も共に

これまでの価値観に対する新しい価値観への変革の兆しが見え出していることである。

まず、特別展が終了してから、社会的プロダクトの採用を開始した「市民」は、直治の童謡普及に直接参加してきた人々と、そうでない人々の二通りに大別することができる。

(1) 直治の童謡普及に参加する人たち

一つは、特別展の段階からコンサートやコンピューターミュージックの制作などに参加した人達や、特別展後に結成された市民サークル「山中直治を歌う会」や「山中直治研究会」、あるいは既存の市民サークルでも「童謡の会」や「津久太鼓“響”」や市民オーケストラなどが直治の作品を取り上げるようになった。これらの人達は、直治の童謡の普及に参加することにより、各自にとって新たな行為や行動変革に発展している。だが、その人数は、野田市の人口約12万人の1~2パーセントの少数にとどまるだろう。また、参加する多くの人達は、好きだからとか楽しいから参加する程度の趣味の一部とみなしている。つまり、社会的プロダクトの採用を開始した人々の多くは、行為や行動という「習慣」レベルにとどまっている。それはそれなりに結構なことであり、別段批判すべきことではないが、目標はもう少し先の価値観をはじめとする「アイディア」のレベルに達することができるかどうかである。

最近、「山中直治研究会」では、それに関して興味深い活動がなされている。実は、私も会員の一人となっているが、会員は30名ほどである。元小学校校長、現職の小学校校長、小学校教員、医者、会社員、公務員、新聞記者、団体職員、自由業、主婦など様々な職種の人々からなる。月1回の会合をもち、直治の音楽研究や人物などにも関心をもち、また地域の人々への直治の童謡の普及にもつとめている。つまり、この会は単なる趣味の会や親睦会というものではなく、社会的な使命を

もつようになってきた。

そこで、研究会では次のようなことが話し合われている。ひとつは、研究会の会合では「先生」という呼称をせずに「さん」づけに統一する。直治を研究したり普及することは、全員が同じ志をもって活動している訳であるから、職種に囚われずに、民主的に「さん」と呼称するというものである。もう一つは、研究会は他のグループが直治の童謡を歌ったり演奏することについて、干渉したりせず、相手の自立心を認めること。例えば、童謡の普及についての固定観念を押しつけないで、地域の人々がそれぞれの流儀で直治の童謡に触れることを奨励することを積極的におしすすめる。

もうひとつは、野田市立中央小学校の音楽の授業においては、これまでの直治の童謡を歌う形式から、総合的学習の展開が試みられている。詳細は別に譲ることにするが、これは直治の「鼠の祭」という童謡を題材にする。小学3年生のクラス内部で、歌詩からイメージして話を作り、振付を考えたり、衣装や小道具を作ったり、楽器を演奏するグループをそれぞれ編成して、それらを組み合わせて一種のミュージカルを創作するものである。教師はアドバイスをするが、生徒自らが主体的に創る。学年全体の発表会では、クラスごとに出来ばえを披露して、児童たちは他のクラスの発表を観察して、意見や感想を集めるというものである。

児童たちにとっては、直治を認知しているし、これまでの授業で歌うという行為や行動は身につけているが、最も関心となることは、児童に対する新しい価値観ともいえる創造性が育まれているかどうかについてである。発表会を見て、私が感じたことは、児童たちの表現力や創作力が予想外に素晴らしいのに驚いた。児童たちの顔や行動が生き生きしていたことも印象的であった。多くの児童が創造性を創出したことを感じたし、私が用意した

アンケート調査によっても、児童たちの感想からそれを裏付けることができた。あるいは、担当教師の一人、谷口芳恵さんはこう語る。いままで心を閉ざしたように口数の少なかったある児童が、「山中直治先生は天国でもきっとたくさんの童謡をつくっているでしょう」と感想文を書いた。それまでコミュニケーションがうまくとれずに心配していたが、今回の学習を契機として、その子には実に豊かな想像力のあることが分かったし、その子の内面を知ることができて嬉しかったという。

このように価値観の変革を達成しつつある人達は、まだほんの一部にすぎないが、これまで不可能に近いと思われてきた価値観の変革が、少しずつ進行していることは事実であり評価したい。

そして、これまでに判明したことは、価値観の変革といっても大人と子供とでは、設定した価値観の内容に違いがあるものの、子供の方が大人より自己変革する速度が早く、しかも鋭敏であるということである。大人は価値観の変革を知識としては理解できても、信念や姿勢としてなかなか身につけにくい。あるいは体に馴染みにくい。しかし、子供はそれとは対照的に多分に感覚的などころがあり、行為や行動で理解しながら止揚していく能力が高い。「知的理解」と「感動」のバランスを配慮することが一つのポイントにもなるが、それがうまくいけば創造力を発揮したり、学習への意欲が顕著に出てくる。

価値観の変革は、多数の人々を一度に実施することはできない。少数ながらも、価値観の変革を達成した大人が、正しい価値観の変革を子供たちに促していくことであろう。先述の例でいえば、総合的な学習を試みた小学校の音楽教師は、それまでの認知・行為・行動変革を経てから価値観の変革に到達した人たちにほかならない。

(2) 直治の童謡を認知している人たち

この人達は、直治の童謡普及の活動に直接参加をしていないが、特別展やコンサートに会場したり広報活動などを通じて、童謡作曲家としての山中直治を認知していることをさす。特別展が終了した1996年(平8)12月に、野田市民100人をランダムに抽出して電話によるアンケート調査を実施したところ、46パーセントの人達が認知していることが判明した。その後、市民サークルの活動や、博物館としても常設展示を開設したり、童謡曲集を刊行するなど、直治をめぐる多彩な活動が展開していることから、1999年(平11)1月現在では7~80パーセントの人達が認知していると予想される。この中には、活動に参加している人達も含まれることになるが、ここでは参加せずに認知段階でとどまっている人達を対象にする。

ここにあげた人々は、現状においては野田市民のかなりの割合を占めている。この人達は、行為や行動変革を実施していく予備軍のような存在である。市民サークルの活動が継続され充実化がはかれることも必要であるが、博物館としても特別展をはじめとして、老人ホーム移動博物館、特別展図録の書店での販売、山中直治の常設展示コーナーの設置、直治の童謡曲集の刊行、直治情報の公開などを通じて普及をはかってきた。もちろん全てではないにしても、少しずつ活動に参加することが予想される。

それにしても、これらの大多数は認知の段階にとどまっている。今後、博物館は、この人達をもう一段階大きなグループとしての行為変革あるいは行動変革段階までに持ち上げていくべきかどうかという判断をしていかなければならない。これについては、無理をすれば情報操作の色彩を帯びることになる。

これまでのところではある程度の期待のもとに、「市民」が直治やその童謡を認知したり、活動に参加することで楽しみをもち、新

しいコミュニケーションをはかり、なかには市民意識の萌芽もみえ出していることから、現状ではこのまましばらく様子を見ていきたい。

15. 新しい市民社会の誕生をめざして

これからの地域社会づくりは、地方分権社会の構築であろう。これまでの「市民」は、「まちづくり」の主体者とはなりえず、行政主導のもとに追従してきた、「おんぶに抱っこ」式の依頼心の強い「市民」であった。

野田市の場合にも、その例外にもれず、これまでやはり行政が主導してきたし、それ以前には大宅庄一が「醤油藩の城下町」とも呼んだように、企業が主導してきた。現在の地方分権論議は、財政の行き詰まりから、国の裁量を減らし、中央省庁から地方自治体に権限を移譲する「官官」分権が進められている。しかし、これまでの社会的な諸矛盾を是正して、財政難を克服ために構造改革をする原動力は、市民・行政・企業が連携して生活環境の保全に取り組む「官民」分権でなければならない²⁶。これまで何事にも依存的であった「市民」が自律的になり、できることは自らがやろうという気風をもち、自らの住む地域は自らが「まちづくり」をするという自治意識をもつことこそが、これからの市民社会だといえる²⁷。

(1) 市民意識の萌芽

市民意識を形成していくうえでの第一歩は、地域社会のなかで自分はどのような社会的な役割や位置付けにあるのかを、まず自覚することではないだろうか。「市民」が直治の童謡を再評価している諸活動には、野田という地域社会で、各自が直治をどのように評価し、その評価によって地域社会における自分の社会的な位置付けを確認しているようにも思われる。それにより、今までよりも地域を身近に感じ、直治に対する誇りや愛着が郷

土意識にもつながる。つまり、直治とその童謡によって、「市民」は野田という地域を見つめ直し、地域が今後どのようにあるべきかについて考える契機になれば、それは市民意識を形成する最初の段階であるともいえる。

先述したように、それは価値観の変革に至らなくとも、行為や行動変革をした人々や、あるいは認知段階にとどまっても、市民意識の萌芽が見られるかもしれない。

さらに、その後の段階は、自分の住んでいる地域に関心をもち、起きている諸問題を自分のこととして考え、それがよりよい方向に進むように解決していこうという自治意識のようなものを持ち、そのために行動したり参加することである。

ところで、かつて宮崎県綾町では、農地解放や高度経済成長による豊かさのために失われた、人々の自治意識、“結い”の心を復活させようと、前町長の郷田實の主導による復活活動が行われた。郷田は次のように述べている。

昭和20年代、30年代半ば頃までは、町民の生活の中に、自治の心、結いの心がありました。互いに助け合いながら自分たちの身の回りをよくするために、足りないところを足し合ったり、工夫したり、工面しながら生活していました。ところが農地解放によって自作農創設となり、やがて経済の高度成長とともに、貧しいながらも生活が安定するにしたがって、物質的なものへの要求が高まり、知らず知らずのうちに、人々の心の中から「結い」や「自治」が失われ始めました。自分さえよければ人はどうでもいい、お金さえあれば人に頼らなくとも自分たち一家だけでやっていけるという空気が広がり、いつしか「結い」はなくなりました¹²⁷。

農村では1961年（昭36）の農業基本法の指導方針で、「選択拡大」の農法により地域の

特性に合った単一作物の大量生産という合理化が奨励されたこともあり、それまで農民が維持してきた生活の知恵や工夫、物を大切にしている習慣も失われ、行政への依存や、都合が悪くなれば行政を批判する体質になってしまったことも指摘する¹²⁸。

そこで、町長としての郷田は、地域づくりは住民が自発的にならなければ、地方自治は成り立たないこと、また地方の発展もなければ、日本の将来もないのではないかという危機感を抱き、“結い”の心を復活させるために自治公民館運動を始めた。それは公民館という場において、各地区の住民が、「町政に対して議論する場をもつ」というものであり、日頃議論する習慣のない日本人にとっては、馴染みにくかったようであったが、各地区の小単位ごとに実施することにより自治意識に対する関心は高まりをみせたといわれる¹²⁹。

このように、市民意識の萌芽をつくる活動は評価すべきことであるが、行政としてどこまで関与すべきなのはこれからの課題であろう。それは、直治の童謡普及活動でも同じことがいえる。当面は、日本で少しづつ始まっている、各地の市民意識づくりの活動を相互に連携させながら、それぞれ意識と行動の変革を促していくことであろう。

(2) コミュニケーションの促進

当初博物館が計画した、直治の童謡普及活動は、特別展の段階における「市民」参加をもちながら、さらに特別展終了後には、市民サークルの発足や学校の授業やクラブ活動での導入などにより、新しいコミュニケーションが生まれ、その輪が次第に広がりをもつようになっている。市民サークル「山中直治を歌う会」には、成人と共に中学生たちが参加しているし、野田市外の人々の参加も顕著である。老人ホーム移動博物館やコンサートなどでは、児童と高齢者などとの世代間のコミュニケーションもはかられている。あるいは、

千葉県沼南町の国際イベントで市民オーケストラが直治の童謡メドレーを演奏したように、他地域とも新しいコミュニケーションの輪が広がりつつある。

また、行政と「市民」、あるいは行政内部のコミュニケーションもはかられるようになっていく。行政は博物館ばかりでなく、学校、社会教育、文化会館、老人ホーム、広報、郵便局などであり、また企業や市内団体などとも、直治とその童謡を媒体にした連携づくりが行われている。

こうしたコミュニケーションの原動力は何かといえば、その基底にあるものは、直治の魅力ではないだろうか。ロマンのようなもの。直治の童謡の普及の一連の活動に関わる北野浩之さんは、「山中直治が残した楽譜や音楽、そして直治という人物自身は宝石の原石のようなものでしょうね¹³⁰」というが、まさしく直治はうまく磨けば光り輝く宝石の原石であった。世代を超え、地域を超えて参加する人々が、その原石を磨きはじめたところ、未知なる光り輝き、直治の童謡の魅力に引き寄せられるようになった。その活動は、決して経済効果で計れるようなものではなく、現代社会では稀薄化する一方の人々の出会いや心のかよい合いを求めている。管理されるという受動的、束縛的、無責任なタテ型社会から、市民ひとりひとりが自由で、責任をもち、積極的に参加できるヨコ型社会への転換ともいえる。つまり、直治とその童謡に取り組むことにより、隔離した世代間のコミュニケーションを生み出すということばかりでなく、こうしたヨコ型社会への転換の契機をつくりつつあるのである。

(3) 子供たちをつつむ「新たな共同体」

教育の問題は学校を批判する以前に、家庭が土台であることはいうまでもない。しかし、このことはもはや過去のことになりつつあるようである。教育評論家の尾木直樹は、急激

に変化する現代社会のなかで、家族の共同性が薄くなり、子供の側から実感できる「家族」がもはや実在しなくなっていることを指摘する。子供が気軽に家出する。親はそれに無関心だとい¹³¹う。

先日、私は都内の電車内で、20才ぐらいの二人の女性の会話を耳にした。「全く、親がうるさくてしょうがないよ。門限が夜12時なんだから」「外泊したらしつこく聞くし…、全くイヤになっちゃう」「あんな親にはなりたくない」「私に子供ができたら人様には迷惑をかけたり、警察のご厄介にはならようという。だけど、他のことは何をやっても構わない。酒、タバコ、男…」というものだった。まさに現代問題になっている親たちの姿そのものではないだろうか。

尾木は、親が自分の子供に関心をもつことは、今日では不可能なことかもしれないとしながら次のように述べる。

かつて家庭が持っていた失われし機能の回復を、時間的にさかのぼる形で今日に求めようとしても、これほど激しい社会文化構造が急変する中では、ほとんど不可能に近いのではないか。逆に、家庭の実態が消失していくのなら、それはそれで認めざる得まい。しかしその上で、社会システムとして、地域として、いかに選択的な「新たな共同体」を發揮して私たち大人が生きているのか、そして、そこにもどくようにして子どもを参加させればよいのか—このようにまったく新しい視点が必要な時代にさしかかっているのだ。¹³²

尾木は、そうした場を、これからの学校に期待しており、むしろこれからの学校はこれまで果たしてきた知的・実践的リーダーとしての役割ではなく、保護者会などを通して、子供が父母と一緒に家族や共同体について考える契機となることが求められているという。これを、山中直治の童謡普及活動に照ら

し合わせてみると、市民サークルの活動はまさしく、子供たちを取り込んだ「新たな共同体」づくりになっているように思われる。「山中直治を歌う会」には90人ほどの大人たちに混じり10人ほどの女子中学生たちが参加している。子供たちは、山中直治の復活5周年記念コンサートに参加を希望している市内中学校の合唱部に属している。かつて特別展のコンサートの際に中央小学校合唱部の部員として直治の童謡を歌った子供たちが、中学生になってから大人たちといっしょに直治を歌うようになったのだ。

一般の市民合唱サークル活動は、大人と子供を区別したものが多くあるが、このように大人と子供が共に参加する合唱サークル活動は、少なくとも野田では初めてのことであり、このことは合唱を通して「新たな共同体」が生まれようとしていることを意味している。月数回の集まりであるが、子供たちにとって、その会合はあるいは失われいく家族の実態を補う「癒しの空間」として機能しているのかもしれない。

(4) 学校教育活動の原点

これまでの学校教育は、「学ぶ」ことは、すなわち知識を生徒に与えるという発想であったが、そもそも教育の原点は、生徒がいかに関心を持ち自己学習にむずびつけていくかということではないだろうか。

今のところは、まだ一部の小学校ではあるが、2002年に実施される新学習指導要領の眼目となっている、総合的な学習を直治の童謡を題材にして取り組みが始まっている。総合的な学習の指導は、これまでの知識伝達式の教育から、教師が自らの発想で地域に密着した題材を選び、多様な学習ジャンルを複合させて、児童の自己学習を引き出そうというものである。先述したように、その試みは予想外の成果をおさめている。既に、市内小中学校の研究部会でも実践例が報告されているこ

とから、各地の学校にもその取り組みは紹介されている。

児童にとって直治の童謡という身近な題材から学ぶことは、理屈よりも、体験や経験を通じて、実感として認識することができ、それは新たな興味を引き起こし、自己学習へとつながる。また、現代の教育に欠けている創造性の育成は、やはり自己学習と不可分の関係にあるものであり、自発的に行動することにより、自らの知識を獲得するのである。

おわりに

日本はこれまでの中央集権的な国づくりから、これからは地方がそれぞれの事情に応じた「まちづくり」を実施する方向へ移行している。地域博物館も、これまではその多くが行政の記念物として設立されてきたが、これからは「まちづくり」を意識した方向性が必要となってくる。

全国各地には、それぞれの文化的特徴をもつ歴史や文化などがあるが、地域博物館はそれを掘り起こしたり評価することにより、「まちづくり」に生かしていく。これまで述べてきた山中直治の童謡は、まさしくそうした実践的な取り組みの姿である。この活動は、「まちづくり」と連動していることから、終わりが無いのである。

しばしば、野田において、このような展開ができたことは、山中直治という素材があったことが幸いしたといわれることがある。しかし、それは射的を射た発言とはいえない。音楽は人の心を和らげることは認めるが、その一方ではこれまでの地域博物館では童謡をほとんど取り上げてこなかったことから、未知の分野として苦心した点も多かった。取り扱う題材の性質に応じて具体的な手法が異なることから、その性質をよく見極めて適切な手法を採用することがポイントである。

最後に一言、一つの地域には多様な文化的資源があることから、今後地域博物館が「新

博物館の特別展とその教育的普及成果に関する研究

しい市民社会の誕生」をめざすためには、多様なアプローチを展開していくことが求められる。

(野田市郷土博物館館長補佐)

註

- 註19 田原総一郎 1984「電通」朝日文庫、230p
- 註20 註19 222～223p
- 註21 滋賀県立琵琶湖博物館 1997「博物館ができるまで」86p
- 註22 野田市立中央小学校において1998年9月から実施されている。
- 註23 金山喜昭 1996「博物館における小学生を対象にした歴史学習の実践」季刊ミュージアム・データ No.35 1～5p
- 註24 大宅荘一 1954.1.31「醤油藩の城下町」週刊朝日（大宅荘一 1957.5『僕の日本発見』中央公論社に掲載より）
- 註25 井上繁 1998、12・13「(中外時評)分権、“官官”から“官民”へ」日本経済新聞朝刊
- 註26 金山喜昭「“まちづくり”と市民意識の形成に関する地域博物館の可能性」(博物館学雑誌に掲載中)
- 註27 郷田實 1998「結いの心」ビジネス社、74～75p
- 註28 註27 75～76p
- 註29 註27 241p
- 註30 柘植千夏 1997「いい原石をそれぞれの力で磨いてきた」月刊ミューゼVOL.25、10p
- 註31 尾木直樹 1998「学校は再生できるか」NHKブックス、71～74p
- 註32 註31 74～75p

※なお、本稿の（前編）（中編）は國學院大學博物館學紀要 第21・22輯にそれぞれ掲載している。

我が国における博物館経営論の推移

A History about The Theory of Museum Management

山本 哲也
Tetsuya YAMAMOTO

1. はじめに
2. 棚橋源太郎と博物館経営論
3. 棚橋以外の博物館経営論

1. はじめに

改めて言うまでもなく、文部省の省令改正に伴い、平成9年度より学芸員資格取得のための必修科目として、これまで「博物館学4単位」が課せられていたものが、合計6単位へと変わった。その結果細分化された科目が登場することとなった訳である。文部省の指導によると、以下のように各科目の内容が挙げられている。

●博物館概論 2単位

- 博物館の目的と機能
- 博物館の歴史
- 博物館の現状
- 博物館倫理
- 博物館関係法規
- 生涯学習と博物館

●博物館経営論 1単位

- 博物館の行財政制度
- ミュージアム・マネージメント
- 博物館の職員及び施設・設備
- 博物館における教育普及活動の意義と方法

●博物館資料論 2単位

- 博物館資料の収集
- 博物館資料の整理保管
- 博物館資料の保存
- 博物館資料の展示
- 博物館における調査研究活動の意義と方法

4. 現在の博物館経営論の概観
5. おわりに

●博物館情報論 1単位

- 博物館における情報の意義
- 博物館における情報の提供と活用の方法
- 博物館における情報機器

各大学で開講されている学芸員資格取得のための博物館学講座は、概論以外の3科目は「博物館学各論」として統合することも可能である。大学によりカリキュラム編成は様々となっており、この中で、特に「博物館経営論」は、如何なる内容を以て当たるかが、一つの課題となっているように思われる。この「博物館経営論」は、文部省の内容に従えば行財政論・職員論・施設論・教育活動論ということになるだろうか。もう一つある「ミュージアム・マネージメント」というのは、訳すと「博物館経営」になるだけであって、細目とはなり得ないように思われる。つまりそれ自体が上記の細目を包括するはずであると思われる。文部省の意図が如何なるものか疑問と思われる点であろう。

しかし、この博物館経営論なるものは、ここ数年の間に急に上げられたといったものではなく、博物館学その学史を紐解くと、早い時期から如何に博物館の経営を考慮していく必要があるかが常に取り扱われていたのであり、その実態は意外と知られていないのではないとも思われるのである。本稿では、学史、特に昭和前期の棚橋源太郎とその

周辺に於ける博物館経営の求めるその指針が如何なるものかを見つつ、さらに現状と比較し、今後の博物館経営論の方向性を策定していくための参考としたい。

2. 棚橋源太郎と博物館経営論

今更言うまでもなく、日本においては棚橋源太郎がその著「博物館学綱要」¹で「博物館学」という言葉を使用して以後、博物館学は急速に進展することとなる。²まずは棚橋の掲げた博物館学理論の中に博物館経営論の様相を窺ってみたい。

まず、上記の「博物館学綱要」の中でも巻頭の例言における一言は、これから述べる博物館経営論の大成された最初の書であると考えられるものであることをまさに指し示している。即ち、その例言の冒頭に

一、本書は博物館経営の理論及び實際に
關して概説したものである。

と書かれることにより、一書自体が博物館経営論を述べていることが掲げられているのである。ということは、その内容を俯瞰すること自体が、当時の経営論を知る手掛かりになるということになるのではなからうか。取り敢えず、以下にその章立てを記してみたい。

- 第一章 博物館發達の歴史
- 第二章 博物館の種類
- 第三章 博物館の職能
- 第四章 博物館資料の蒐集整理保存
- 第五章 蒐集品の展示
- 第六章 各種博物館の設備運営
- 第七章 博物館の教育及研究事業
- 第八章 博物館の管理
- 第九章 博物館の建築

このように、博物館概論で扱われるべき博物館の歴史や、博物館資料論で扱われるべき資料の蒐集（収集）・整理保存（保管）・展示なども含まれる。これら全てを経営論として捉えるならば、博物館経営論が博物館学そのものであるということになりかねない。し

かしそれで全ての問題が解決するものでもなく、やはりこの中でも章題を見る限りにおいて第六～八章辺りが経営のための核になることは充分予想されるところであろう。

さて、この「博物館学綱要」刊行は昭和25年（1950）のことであり、それを遡ること20年、棚橋は昭和5年（1930）に「眼に訴へる教育機関」を著しており、³その内容は若干の異動はあるものの「博物館学綱要」の基となる内容であることは明らかである。ここにも勿論「経営」に対する考えが明確に見られる訳であり、「博物館学綱要」以前にまず見ておく必要がある。

その中では、「第十五章 博物館の宣傳」の冒頭に「博物館の積極的經營方針」という一文が掲げられ、その根本的課題が明らかとされている。やや長くなるが、以下に引用する。

博物館の積極的經營方針 博物館の最も發達して居る歐米の諸國でも、數十年前までは大概の博物館は、みな英語のデットミュージアム即ち死んで居る博物館であつたのである。唯物品を列べて、それへ教養もない見張人を附けて置くに過ぎなかつたのである。随て博物館は單に品物を保管する一種の倉庫の觀があり、之れを利用する人も自ら少數の専門家に限られ、民衆とは没交渉であつたのである。然るに時勢の進歩に促されて此死んでる博物館を活かして所謂アクティブミュージアムにし、社會民衆の教育に貢獻する所あらしむべく、博物館の改善積極的經營が期せずして、唱へられて來たのである。博物館の積極的經營とは果たして如何なることであるか。即ち進んで其の職能を發揮することで、ミュージアム、エキステンションも其の活動の一部である。これまでのやうに座して見物人の來るのを待つと云ふ消極的態度を棄て、進んで博物館を世間に宣傳廣告し、觀覽

者呼び集めてあらゆる便利を與へ、博物館の役目を充分に果たさんとするにあるのである。

観覧者の吸収は博物館としては實に根本問題である。人を入れなければ教育することも、指導することも、どうする譯にも行かないのである。観覧者吸収の方法には種々あらうが、廣告は最も有効な一つである。

このように、博物館の積極的経営とは、進んでその職能を發揮することであり、観覧者呼び集める、吸収する、即ち集客力向上を図るという点に置いているのである。しかし、ここでは章題にある通り、宣伝廣告が重要視され、述べられるに至っている。

いずれにしても、棚橋は集客力に焦点を当て、如何に博物館へ見学者の足を向けさせるかの方策を編み出そうと考えていたことがわかる。

『眼に訴へる教育機関』では以上のように、部分的ながら「経営」への指針が述べられているのである。

棚橋のこの考え方は、同書において初めて披瀝されたかということ、実は1年さらに過ることがわかる。とは言っても、その内容はほぼ同じものであり、それが同書へと反映されたものであることは間違いないようである。経緯は次の如くである。

昭和4年5月に文部省が博物館講習会を開催し、棚橋も当然のごとく講師の一人として招かれ、「博物館施設近時の傾向」として講習が行われた。その内容は、要項¹⁴では詳細を知り得ないものの、同年の『博物館研究』（以下「研究」と略記）第2巻第9～11号に掲載されることによって、講習会参加者以外にも普及されるに至っている。それは上記の引用文とほぼ同一¹⁵と言っても良いものとなっている。

また、さらに遇った同年3月発行の「研究」第2巻第3号には、「死博物館から活きた博物

館へ」と題する文章が執筆者の氏名は明らかにされずに一記者の記載として掲載されているが、その文章を略した形が上記の文章であり、この一記者が棚橋である可能性は極めて高いと思われる。当時の「研究」には、記者と記載するのみで文責が明記されない場合が多々あるが、棚橋自身によるものであると思われるものは他にも多いのである。

この「死博物館から活きた博物館へ」が棚橋によるものと考え、ここでその内容を確認すると、上記のように「観覧者吸収」が重要事項で、そのための宣伝効果について特に主張するものである。また、ここではさらに、新しい展示法や資料の貸出、さらには収蔵品の増加を見込んで「ストレージ（貯蔵室）」の必要性を挙げたりと、多岐に亙る博物館経営の方策を述べているのは注目されることである。なお、同号には上記文に続いて「博物館の宣傳」という、「ジャクソン氏著ゼ・ミュージアム」を訳したとされる文章がこれも記載者不明ながら、「記者」との下に掲載されている¹⁷。

このように、昭和4～5年には棚橋が博物館経営の指針として考えるべき事項を集客力に当てているのであって、その第一の方策として「宣伝」という点を述べている事がわかるのである。

さて、この一連の内容を受けて「博物館綱要」に戻って確認してみると、どのようなものとなっているのか、見てみたい。

章立てのみから第六～八章辺りが核になるであろうことは前述したが、実際に「第六章各種博物館の設備運営」の冒頭は、棚橋の博物館経営論が集約される文章となっているようである。即ち、以下の通りである。

博物館を無力不活潑の假死状態から救ひ出すものは積極的経営の外にない。積極的經營は實に博物館生命の根源と謂つて差し支えない。博物館は曾ては單に物品を列べて見張をし、拱手して観覧者を

待つと云ふが如き消極的經營に満足せる、いはゆる死せる博物館であったが、近來はそれが積極的運營の方針を採用するやうになり、漸く活きた博物館として眞價を發揮するには、先づ出来るだけ多くの觀覽者を吸収すること、その觀覽者を出来るだけ多く獲得せんとするには、何を措いても博物館の存在とその事業の性質とを普く社會に宣傳して、これらを知らしめることである。

しかし、博物館が宣傳のみに任せないで、進んで多數の觀覽者を獲得するには、出来るだけこれを民衆化し、一般人の近づき易いやうにすることである。例へば、陳列の方法に改善を加へ從來の無味乾燥な分類式・系統的陳列様式のものに依らないで、歴史の時代陳列・動植物の生態陳列・未開民族の風俗陳列の如きにジオラマ應用の興味ある集團陳列法を取入れることもよい。ことに博物館の種類と觀覽利用者の性質とに鑑み、これが設備と運営に夫々その特色を、十分發揮することが極めて必要である。

この前半部は「眼に訴へる教育機關」と文章の違いはあれども、その内容はほぼ同様であり、広報宣傳の必要性を強調するものである。しかし後半はさらに一歩進め、見学者にとって博物館が近づき易い場所であるべく、展示法などに工夫を凝らすといった方策を以ての經營方針が加えられているのである。この後半部は、その行間から単なる集客力ではなく、再来館、つまり見学者のリピーター化を目指すものとも思われる。そのためには博物館經營論の一分野に展示法が加わることとなるのである。

さらに他の章では、「第八章 博物館の管理」において行財政及び職員論を述べる中で、隨所に經營との兼ね合いの下に記されている。また「第九章 博物館の建築」でも、「積極的多面經營を實施するには、先づこれ

に要する諸室を設備しなければならぬ」と、建築論・設備論の中でも經營が記されているのであって、それらがまた博物館經營論を形成する要素でもあることが理解される。これら宣伝以外の点については、上述の「死博物館から活きた博物館へ」の考え方を保持した結果のものであると思われる。

いずれにしても、棚橋はそれら多岐に互る実践論の下、博物館への集客力向上、それもリピーターの増加を目指すのが、博物館經營の目的理念であるとしているように思われるのである。

3. 棚橋以外の博物館經營論

ここでは敢えて棚橋以外と標記するが、対象とするのは博物館事業促進会、即ち後の日本博物館協会の『博物館研究』（昭和3年発刊）や、その他博物館学史上では必携の書物に限って見ていくこととする。それは、その他の関係論文なども本来あげるべきところであろうが、博物館学史の初期にどのような傾向が窺えるかを見るのであって、博物館經營論のプライオリティーを明確にするのが目的ではないからである。

また、棚橋以外と記したところではあるが、その棚橋は博物館事業促進会の理事として深く関わり、「研究」刊行当初から長きにわたり編集兼発行人として名を掲げているのであって、『研究』そのものが棚橋の強い影響下にあつたであろうことが推定されることを念頭に置くべきこともまず明記しておかなければならない。

さて、『研究』の、その記念すべき第1巻第1号、それも巻頭の「發刊の辭」において、以下のような記載があることは注目に値する¹⁾。

…博物館事業が極度に閑却さる、我邦の官民に對して、博物館の職能を説き其の必要を鼓吹し、また、之れが建設並に經營に關して適切なる指導を與たえ、…

このように、博物館経営を視野に入れた機関誌の必要性を既に説いているのである。ここでは博物館経営なるものの内容は明らかではないが、この後に前述した棚橋や、以後記していく諸々の文献によって、当時考えられていた博物館経営の目的・方策が輪郭を現すのである。

まず、創刊号である同誌には経営論に関わる文章が早速見られる。

「博物館の建設維持方法 英米兩國の比較」として「ミュージアムジャーナル」の掲載文の紹介がなされており、⁹以下のような記述がある。

…英國の地方博物館は經營上に充分の經費を支出することが出來ず、館員の如きも頗る貧弱を免れぬ憾がある。随て其の設備や經營上にも餘り改善が加へられない…

(中略) 市參事會から任命される博物館委員中には、往々専門知識の持ち合せがないやうな人もあり、爲めに博物館の經營を一層困難にし、…

これは博物館経営の目的理念ではなく、その必要要件の一部を示すものと言える。

続いて第1巻第3号には、「美術工藝の博物館に就て」¹⁰が掲載される。当時欧米諸国の博物館が、「美術工藝に関する理解を與え、趣味を養ふことを目的と」し、「大概此方針の下に經營」されているようになった事実を踏まえ、さらに「經營の方針」という小項目を立てて、その目的理念を「來觀者の吸收」、即ち集客力の向上に置くことを述べている。なお、この一文は一記者の記載になるものであり、その内容からは棚橋源太郎による記述である可能性はあるが、前項のように明確な根拠が得られるというものではない。

さらに第1巻第5号では「ミュージアムワーク」の記事を訳した「圖案家は博物館に對して何を要求するか」¹¹が掲載される。それは、「博物館の積極的新經營法の一として參考す

べき點が多いから」とのことである。ここで言う「圖案家」というのは何の訳語であるか俄かに判断し難いが、その意味は工業技術(設計)者といったところのようである。そしてここで言う経営というものは、博物館に関して「圖案家」の要求を通すべき事、例えば時に資料の貸出を行うなどにより、「直接且つ發動的態度を以て工業上に貢獻せんとすること」であるようである。即ち利用者重視の経営論と言える。

さて、この「研究」創刊の翌昭和4年(1929)は、前章でも記した文部省の博物館講習会に触れるべき點が多く見られる。

これは、5月17日～同21日の5日間に互り実施されたもので、15人の講師が様々な題目に従って講義がなされている。このうち棚橋源太郎については前述の通りであるが、その他では東京博物館長・秋保安治が「博物館の經營」というそのものズバリの題目とし、東京美術学校教授の矢代幸雄が「美術館と美術教育」で美術館経営について述べている。後者については幸い翌年の『研究』で詳細を知り得るのであるが、前者についても、講義要項によってその内容を窺い知ることができるのである。と言っても概述という程にも至らない、その項目立てのみが知られるに過ぎない。その内容は以下の通りである。

博物館の經營

講師 秋保安治

第一 博物館の位置

敷地の選定、環境等

第二 博物館の建物

プランに就て、所要の諸室、構造上の諸要件、設備上の諸要件

第三 事業上の諸問題

資料の蒐集、物品の保存、陳列の方法、實驗設備に就て、圖書館、展覽會、標本の貸出、活動寫眞の利用、觀覽者の指導等

第四 事務上の問題

開館時間の事、入場料、清潔と整理、會計運用上の問題、観覧者の取扱、職員、印刷物及出版物

第五 結論

小規模博物館自然科学部陳列品設備費概算

附 假想小博物館の豫算に就て

これによると、第一・第二の内容は博物館の設置される環境・施設面について、第三は蒐集・保存から展示、さらには活動写真、即ち今で言う映像の利用など、そして、第四に管理面であり、組織（職員）にも及ぶものである。また、附属としているが予算上の問題、即ち財政面を重視しているようにも思える。いずれにしても、講義内容の詳細は不明ながら、この要項からは経営の目的とするところではなく、維持・管理運営上の一般論的方法を概説したものであるといった観がある。とは言え、経営の目的理念を達成するための要件がかくも多岐に互るものであることを示すと言えよう。

続いて、前記した矢代幸雄の「美術館と美術教育」は要項によっても若干知り得るものの、「研究」第3巻第3号及び同巻第6号に、2度に分けて「美術館問題」と標題を変えて掲載される事によって、その全体が理解し得るものとなっている。¹¹²それによると、「五、美術館組織及び経営上の原則」として矢代の美術館経営論が述べられている。

まず次の通り7大別している。

- (イ) 美術館ノ建築様式
- (ロ) 美術的効果本位ノ陳列方針
- (ハ) 研究者本位ノ設備
- (ニ) 社會教育的ノ爲メニ爲サル可キ設備
- (ホ) 美術館従業者ニ公共的義務ヲ自覺セシムルコト
- (ヘ) 美術館ノ公共性ヲ明瞭ナラシムル爲メ、公共的後援ヲ奨励シ、名實共ニ社會民衆ヲシテ「吾等ノ美術館」ト

シテ利用發達セシムルヤウ組織スルコト。

(ト) 國家美術館體系ノ確立スルヤウ助力スルコト。

さらに(ハ)は4区分、(ニ)は3区分をなして詳述する。以上の内容は建築・設備・施設論や組織・職員論、教育事業論といった各論に及ぶものである。その中では(ホ)の項において、「従業者ニコノ公共的自覺ヲ持タシムルコト、美術館経営ノ第一要諦タリ。」とも言っている。そして、

大體に於いて利用者側から考へ、原則たるべきものを立て、見た…(中略)… 経営者には経営者の立場があります。…(中略)…どちらを立てるかと言へば、利用者を第一に見て方針を立てるべきだと云ふことを私は主張したいと思ひます。

と述べる。また、

各博物館では陳列品の繪端書や目録及び解説を發賣しなければなりません。この繪端書や目録類は美術館の試金石だと思ひます。…(中略)…繪端書も澤山で、また直ぐ買へるやうになってゐて短い解説の附いてをるところは必ずよい美術館であります。陳列はどうか知れませんが、経営がよろしい。

と言っているが、これはミュージアム・ショップを運営しての財政論ではなく、学校教育との連携の中で、児童へ説明する際の材料供与の方法として考えているものである。展示を二次にしているところは他と異なり興味深いものである。さらには、

美術館経営上困ることは、美術館従業者が研究者であることです。

とも言っている。この一文のみからは誤解が生まれるであろうが、その実は教育普及に努めるべきことを強調するためのものと思われる。

その他にも様々挙げられる訳であるが、そ

の核は利用者であり、利用者本位の経営がなされるべきことへの理解を求めているのであろう。

さて講習会では、さらに館種の分類別による講義として、東京帝国大学教授・早田文蔵が「植物園の経営」と題している。具体的内容は現在では知り得ないが、他の分野も含めそれぞれ経営面に言及していると思われる。

このように、文部省は博物館講習会を開き、博物館の経営についても理解を求めようと試みているのである。その後の講習会の状況はどうなっているか確認すると、例えば昭和16年(1941)では博物館従業員講習会の中で「博物館経営上の諸問題」と題する講義が日本博物館協会理事・森金次郎により行われていることが知られ、¹¹³昭和27年には博物館学に関しては博物館概論、博物館資料の分類及目録法、博物館資料展示法、博物館資料収集保管法という題目となって、経営という言葉はその講義題目からは消えているのである。¹¹⁴昭和初期には経営の視点が間違いなく含められていながら、その後は他の内容へと重点が移され、その後最近になり博物館学の必修科目として課すことによって復活したような観がある。

翌昭和5年(1930)10月には、「第二回全国公開実物教育機関主任者協議会」が開催され、その議事録が「研究」第3巻第11号・第12号に2回に分けて掲載されており、¹¹⁵それによると、博物館経営に関する議論も若干交わされている。

まず一日目に、香川鎌田共済会博物館の岡田唯吉が、議題として「地方博物館としての施設経営如何」を掲げている。これは経営方策を質問するもので、その対象者は学校の生徒というよりも大人の方に置くもので、そのためいかに簡単に経営し得るかというものであった。しかし、この点については目立った回答の無いまま、次の議題へと移行している。二日目には、文部省からの「現時の趨勢

に鑑み博物館等の施設をして教育上一層有効ならしむる具体的方法如何」という諮問に対し、答申案が諮られ、博物館経営者のなすべき点として、

五、博物館當時者は陳列内容の改善に努め観覧者に對し入場料、観覽時間、説明方法等につき各種の便宜を與へ且つ適當なる宣傳方法を講じ特に教育關係者その他と協力提携して博物館事業の教育的効果を擧げんことを期すること

とし、社会教育機関としての博物館の存在意義を発揮すべき経営方策が挙げられているのである。

【研究】第4巻第12号の「地方博物館の模範的經營方策」は、「ミュージアム・サービス」に掲載されたアメリカ・ロチェスター市立美術科学博物館館長・パーカー氏の同館經營の方策を述べた内容を訳出したものである。¹¹⁶一地方博物館の經營方策の参考としての意義が大きい。

この中では、博物館が「貢獻奉仕せんとする對象物」を諸々の学校、科学・美術・歴史等の団体、各工場等、一般公衆、研究者など、あらゆる利用者への供与の必要性を述べ、これを以て經營の目的理念と見做すことができる。そして、

博物館として前記諸方面からの要求に應じ、これを満足せしめるには、左の如き方法で研究及び教育の資料を供給せねばならぬ。

とし、その後、各種事業の在り方(講演会や展示資料、さらにそれらのための設備等)について詳述するものである。

翌昭和7年(1932)、「研究」第5巻第11号において後藤守一が「郷土室の經營」という一文を掲載する。¹¹⁷これは師範学校や小学校に設けられている展示室としての「郷土室」をどう經營するかという内容の經營実践論であり、經營の目的理念は取り敢えず措いたもの

となっている。

その方策は、「その地方地方の特色を捉へて行くべきではないかと思ふ。」と言うように、後述の方策を行う際の最重要要件をまず掲げているのは適格なる方法と言えよう。そして、資料蒐集の理念やさらに「ジオラマ陳列」も含む展示論へと展開しているのである。後藤は2ヶ年に亘って欧米の博物館施設を巡検し、その成果を前年に『欧米博物館の施設』としてまとめるなど、当時の博物館界に多大なる影響力を持った人物であり、それを以てしてもこの内容は充分容認されたと思われる。

その後昭和9年(1934)の『研究』第7巻第11号には、同年の文部省からの諮問「町村郷土博物館の設備經營ニ關シ適切ナル方法如何」に対し、第六回全国博物館大会で協議された結果、「(一)設置、(二)設備、(三)經營、(四)附帯希望」という4項目での答申案が掲載されている。¹⁹このうち、(三)經營は以下の通りである。

1. 經費ハナルヘク市町村費ヲ以テ充當スルコト。
2. ナルヘク専任ノ職員ヲ置キ、市町村吏員、學校職員及有志等ヲ以テ之ヲ援助セシムルコト。
3. 國費又ハ府縣費ヲ以テ獎勵補助金ヲ交付スルコト。
4. ナルヘク後援會等ヲ組織シテ援助セシムルコト。
5. 常ニ中央博物館又ハ權威者トノ連絡ヲ保ツコト。

即ち、行財政論、組織論に関する事項を挙げているが、勿論これは管理運営面についての内容であることは明らかで、經營の目的理念を示すものではない。

次いで『研究』第8巻第1号(昭和10年=1935)では、雨宮育作が「水族館に就て」と題する一文の末尾で經營について若干触れている。²⁰「館の人氣ものを常に取入れることを

心掛け(る)べきであらう。」(括弧内筆者加筆)とし、それは「客の吸収策として」の資料の在り方、即ち資料論へと目を向けている。しかし、これもあくまで上記のように集客効果を狙うところの經營論であると考えられるのである。

同年の第8巻第3号には、中田俊造の「博物館の機能とその連絡」²¹があり、その中で「博物館とその經營の諸相」という章を設けて經營についてその方策を述べている。その内容は「經濟的資料がさらに各段の力を添ふることとなり、…」とか、「經濟的に維持會員を組織して…」、さらにはニューヨークの博物館について「現市長以下、各方面にわたる二十五人の有名なる人々を委員とし、その指揮によって管理され、…(中略)…多額の寄附金を提供し、この事業の促進を圖っており…」と言っていることからわかるように、博物館の經營でも維持管理に伴う行財政論という、一分野の實踐論的内容についての諸相となっているのである。

また同号には山本利雄が「移動農業博物館の經營に就て」と題する一文を執筆しているが、標記の移動博物館についてその内容、資料、貸出規定などを述べているにすぎないものである。²²

その後約2年の間をおき、昭和12年(1937)には、『研究』第10巻第5号及び第6号の2回に分けて瀧榮六郎が「水族館増設の急務とわが經營談」²³を掲載する。内容はと言うと、瀧が個人で開設している新潟県五智水族館の維持管理面の実情を訴えるものである。時には「觀覽者中には魚族を時々入替多種類を見たいと希望する人があるが不可能の註文である。」と、經營論としての理想と困難な現実を知らしめている。

同年の『研究』第10巻第10号で、岡田彌一郎は「動物園の施設に對する希望」²⁴の中で動物園經營の理想的在り方を述べる。まず現状把握として、

従来動物園博物館等は珍奇な物を集めて衆人に観せる所であるかの様に考へられてゐる。実際に現在動物園の経営から云つても、寧ろその方が主になつてゐる様に思われる。…(中略)…然し経営上やその他の問題から考へ、どうしてもその點に重きを置かないと現在の動物園は困難である

と述べ、その後「珍奇なる動物」以外の「動物一般」の展示や、学術的展示法など社会教育施設としての理想を挙げている。そして最後に、「たゞ現在の経費によっては實現されないと云ふばかり」と財政上の問題を記す。即ち、ここでいう経営というのは維持管理の意味が強い。しかし理想的経営が、利用者第一の思潮を以て社会教育に資するよう当たるべきことが述べられているとも言えよう。

昭和13年(1938)、『研究』第11巻第12号では第八回全国博物館大会における内田康平の発表「教材植物園経営實際」が掲載される。²⁵ 横浜市教材植物園という事例に則したもので、その中に「経営の概要」の項があり、植物園経営について説明が加えられている。内容はその設置位置が市中央部に在ることが望ましいが、広大な面積を必要とすることから困難なこと、児童一人当たり一本以上の植物が与えられるような姿勢が求められることと、その経営に当たるための職員数に及ぶものである。即ち、これも経営方策を述べると共に、利用者、それも児童の利用に充分供し得るといふ、経営の目的とするところが読み取れるものである。

『研究』第12巻第7号においては、新潟博物館館長の齋藤秀平が「郷土博物館経営の實際」²⁶で当該館の経営方針を掲げている。それは、「職員組織、観覧者の目標、陳列品の分類、陳列品蒐集方法、ケース購入、ジオラマ設置、館則作製、諸帳簿の作成、…」といったもので、一郷土博物館の実情というものを披瀝したと言える。しかし残念ながら明確な目的理

念が読み取れるものではない。

続いて昭和15年(1940)、『研究』第13巻第2号で藤山一雄が「新しき博物館工作」により経営上の要点について述べている。²⁷ 即ち、

満州は全く博物館の處女地であつて、(中略)しかし處女地だけに、みんな博物館には素人であつてその経営に多少の危険を伴ふが、(中略)その出發に於て従事員の訓練が最も緊要で、(中略)常に文化の指導者として、教育者として、サービスに専念せねばならない。

と、明確な経営理念とは言わないまでも、その行間からは人対人の関係について、サービス向上の精神を以て経営に当たるべきと考えているように思われる。さらに、

茲で所謂、「學者」に化石するやうな了見を持つことは大きな誤りで、常に活動的、積極的に殊に此の兩三年は専門を捨てたつもりで働いて貰はねばならぬ。それが不服ならさっさと出て行つて貰いたい…。

と、辛辣な言葉で当時の状況を戒めているのである。しかしながら本稿の内容とは別として、如何なる時代であってもこのようなことはなかなか述べられるものではないだろうが、こういった文章が平然と世に出ているところは興味深いものである。

昭和16年(1941)、『研究』第14巻第5号で中井玄道は「児童博物館の使命と経営」と題し、京都市所在の「財団法人 佛教児童博物館」の経営について述べている。²⁸ その内容は、各種事業の実態を紹介するものであるが、「児童は勿論大人にも随時説明案内をして、何等かの所得なしに空しく歸らしめぬやうに力めている。」といった具合に、利用者本位の経営理念というものが読み取れるものとなっている。

戦時中となる昭和17年(1942)、『研究』第15巻第5号には、西村健吉による「戦時下の博物館経営特に共榮園資源展示に就て」と題

する一文が掲載される。²⁹今では憂慮されるべき内容となっており、例えば「われらはこのときにこそ博物館がその資料と正確な解説によって、国民の認識を強化し、さらに進んでは大東亞戦争の完遂に一段の拍車を加ふべきであると確信する。」であるとか、「博物館はこの際こそ全般をあげて國家的な陳列展示に更新すべきであり、然らざる博物館においても一室をこれに充て大東亞戦争の完遂に全幅の協力を致すべきであると提唱する。」といった文章により、国全体が一つの方向へと向かうべきものであることを述べているのである。これは最早軍国主義発揚のイデオロギー的な利用にしか過ぎないものであり、「博物館経営」を題しながら、博物館の経営方針としては認められるべきものでないことは明らかであろう。

翌昭和18年(1943)には、その前年の11月に開催された全国博物館協議会の議事概要が「研究」第16巻第1号に掲載され、「博物館員の要請並に再教育に関する施策如何」の議題について、厚生省研究所技師・上月三郎が、

博物館経営管理の研究機関を作り度
い。博物館協会から或る専門家に研究を
委嘱して、その結果を博物館経営講座と
云ふ様なものに出版して、それを教材と
して講習會を開く様な事もして欲しい。
と意見を述べている。³⁰この時なお経営という
視点は考えられながら、その明快な方策が学
界に周知されず、模索状態であることが理解
されるのである。

その後敗戦を迎えた日本は、あらゆる学問
分野において停滞期を過ぎざるを得なくなる
が、徐々に回復の兆しを見せ、博物館学に
おいては昭和25年(1950)の「博物館学綱要」
を機に、翌昭和26年の博物館法施行もあつて、
黎明期から試行期へと移行していくこととな
る。なお第二次大戦とその前後の時期は、「博
物館研究」や棚橋以外にこれといった博物
館経営論は見当たらないのであるが、「研

究」により当時の状況は十分に把握し得るもの
と言えよう。

ここでは最後に、昭和31年(1956)日本博
物館協会編集による『博物館学入門』の前編
となっている、鶴田総一郎の「博物館学総論」
に触れておきたい。その最終章である第五章
を「博物館の経営」³²としているのであるが、
果たしてその内容はどうかというと、端的に
言えば組織論、行財政論に終始するものであ
る。そこには博物館経営論としての目的理念
と言ったものはないように思われるのである。
実際、章頭で「経営」としたのは、

博物館の「運営管理」よりも、経営の方
が、簡潔で力強く、また実際の動きも
感ぜられるからで、本質的な意味の違い
はない。

と、その言葉自体に大意を持たせない姿勢を
見せる。しかし運営管理(管理運営)と経営
とは本質的に異なるものと思われ、博物館に
おけるその決定的な違いは、たとえ入館者が
一人も得られない日があつても行われるのが
管理運営であつて、入館者がなければ成り立
たないのが経営であると考えるところであ
る。したがって、これらを同義と捉えるのは
誤りではないかと思われるのであり、少なく
ともこの章題は「博物館の運営管理」とされ
るべきであつたと考える。

4. 現在の博物館経営論の概観

以上2章に互って記してきた主に昭和初期
に於ける博物館経営論の在り方を要約する
と、組織の在り方や、経費上の問題、即ち組
織論や財政論は勿論多く語られているのであ
る。そして最大ポイントとなる点、即ち博物
館経営の目的とするところはやはり集客力の
向上に置かれているように思われ、時にはそ
こからリピーターの獲得へと目的を高揚させ
ているのである。そのための必要事項は、「博
物館資料論」に関わる内容、つまり資料の
蒐集や保存にまで及ぶものが見られるので

ある。勿論、博物館の設置される位置・環境や施設・設備も重要な視点として多々述べられていることは言うまでもない。それは理念と実践論的側面の双方についての内容と捉えられるのである。博物館学という学問分野に理論(Museology)と実践論(Museography)があるように、博物館経営論にも理論と実践論があって、社会教育機関としての存在意義や集客力向上の目的理念は理論に、組織論、行財政論、資料論、建築論等は実践論の内容となるのであろう。なお、その理論の面を見るに当たって、ただ単に当初の目的理念として集客力の向上のみが叫ばれている訳でもなく、社会教育機関としての存在意義が述べられることもあり、それは次の内容からも窺い知ることができる。

記載者不明ながら、「研究」第3巻第5号(1930)の内外博物館ニュースに「來觀者は數よりも質」と題して英国博物館協会におけるジー・エーチ・ロック氏の話が紹介されており、「幾回も幾回も見に来る一人の觀覽者は一回限り全體を通覽して歸る百の見物人に優る。」と記されているのである。これは集客力向上の延長にあるリピーター獲得のみを言っているのではなく、さらに博物館が社会教育機関として経営されるべきことが考慮されているであろうことも理解することができるし、先の矢代幸雄も「社會教育的効果を舉げる」べく考えているのである。¹³⁴

さて、ここで今一度文部省の掲げた博物館経営論のその内容を見てみよう。

- 博物館の行財政制度
- ミュージアム・マネージメント
- 博物館の職員及び施設・設備
- 博物館における教育普及活動の意義と方法

これを見ても実は博物館経営論の実態は残念ながら見えてこないように思われる。また、さらに文部省の掲げたその目的を確認しても、「博物館経営及び博物館における教育普及

及活動について理解を図る」とあることから、実は「内容」の中で最後に挙げた教育普及活動の内容は博物館経営とは切り離され、他の情報論や資料論には入れずに取り敢えず本経営論に含めているような感すら覚える。即ち、行財政論、組織論、建築論は明確に理解されるものの、その他の内容は「ミュージアム・マネージメント」と一括してどうも言葉を濁しているように思えてならないのである。これが例えば「広報活動の方法」などと理解しやすい言葉に置き換えられていれば問題ないのだが、文部省の真意は実際は不明確と言わざるを得ないのである。

次に、これらの明確となっているその内容も、たとえ文部省の告示であったにしても、すべて正当に受け入れられてはいないようであることが指摘し得ることを述べておきたい。それは最近の博物館学関連書によって窺い知られるのである。告示内容と関連書のどちらがどう正しく評価されるかというのではなく、どのような内容が見られるかという点について、簡単に記してみたい。

まず、倉田公裕・矢島國雄の共著になる「新版 博物館学」では、博物館概論、博物館学各論と大きく分け、そのうち後者に含まれている「博物館経営論」は矢島が担当している。¹³⁵

理論展開としては、まず経営とは何かという命題論から入り、所謂「経営学」に博物館の立場を加えるようなものとなっている。そして、トップ・マネージメントとしてのミュージアム・アドミニストレーションと部門別経営としてのミュージアム・マネージメントとに分けて述べている。つまり、行財政論、組織論、職員論を中心とした実践論の内容となっている。勿論、

例えて言えば、わが国の多くの博物館は、あまり成功しなかった新規開店の店のようなものである。開店セール期間中(開館直後)は多くの客を集めるが、その後

はバッタリ客足が遠のく。巻き返しを削って割引セール（特別展）をすれば、一時的に客は来るが、すぐにまた客足は遠のく。遠のいた客足を戻すには、顧客のニーズにあった新鮮で豊富な品揃えと宣伝が必要である。博物館でいえば、常に充実されるコレクションとその展示と利用者のニーズに応えた活動や情報の提供が必要なのである。このためには、開館後の博物館活動のための十分な予算を手当てすることが不可欠である。

というような、目的理念も時には見え隠れしているのである。

因みに、この中で博物館の経営は1960年代になってアメリカの理論が導入されたように記されているものの、これまで見てきたようにわが日本国内においてさらに遡っていくことが理解されるのである。この視点については次の諸岡博熊も1960年代という年代観とアメリカの理論を挙げているように、いずれも何らかの誤解があるようである。

諸岡博熊の「博物館経営論」¹³⁶は、企業博物館館長という立場の著者によるもので、ある意味企業戦略の一環のようにも思える面もある。即ち、数多くある公立博物館にとっての経営論となっているかどうかの疑問が若干残るものである。最終章の「博物館経営への提案」では、博物館の評価システムの開発、博物館利用者へのサービス研究、次世代文化施設懇談会の設置による模索、観光文化施設としての博物館のあり方の研究、人材養成の必要という、5つの提案が挙げられている。確かに当を得た部分もあるが、逆にそのためにこれまで培われてきた日本の博物館の状況に関する理解が、なかなか得られないようにも思われ、直に受入れ難い面があるように思えてならない。そう思うのは筆者一人であろうか。本書構成において、「アメリカの博物館発達史」なる、凡そ「博物館経営論」とは関連しない内容が敢えて盛り込まれていること

も、一つの理由になっているような気がするのである。

村上義彦も、著書「地域博物館概論」¹³⁷において「博物館経営論」なる章を設け、記述している。しかしその内容たるや、経営論の目的理念は全く読みとれず、コレクション形成という話題と、さらに学芸員養成や学芸員の処遇といった内容に留まるものである。例えば、学芸員養成については、学習支援型の学芸員養成の必要性を説いたり、逆に専門化を説いたり、また館長以下の全てを網羅した職員論や組織論には至らない、何かのはずれな観点となってしまっているように思えて仕方がないのである。書かれている内容自体に疑問符を打たなければならぬし、そもそも挙げられている内容は、全く不必要とは言わないまでも、少なくとも博物館経営論という課題の中心からは逸脱していると思われる。それ程、現段階の博物館経営論というものが、充実化を目指す以前の未熟な段階にあると言わざるを得ない例ではないかとも思うのである。

つまり、博物館経営論の目的理念が何であるのかの見解が無いままに運営や管理といった視点へと入ってしまうがために、軌道がずれてしまう結果になっているのではないかと思われる。

「博物館学教程」では、その編者である大堀哲自身が「博物館経営論」の項目を担当している。まず行財政論について解説した後に、ミュージアム・マネジメントへと本論を戻し、その目的理念を明らかとする。そこには「ソフトウェアの創意工夫」、「パブリシティの活発化」や「利用者満足のための演出」といった項が示す如く、本稿で見てきた学史上の内容とも通ずるものである。そしてそこからさらに、職員・組織論や人材養成（館長以下、勿論学芸員も含む）、ボランティア、ミュージアム・ショップや施設・設備論、そして最後には危機管理にも内容は及んでおり、

実践論の面でも網羅するものとなっているように思われる。

「博物館学概説」にも「博物館学各論」の一つとして「博物館経営論」の項目が設けられている。⁴³⁹ 泉森皎が担当しており、その内容を節に従って見ると、博物館の組織、博物館の行財政、博物館の国際機構、博物館の建設、博物館における教育普及活動の意義と方法に分けられ、凡そ実践論的な内容であることが理解されよう。勿論、普及活動を述べる前に「博物館の今後の課題」として「1) 開かれた博物館、2) 生涯学習の支援、3) 学校教育との連携」を挙げるように、経営の目的理念に相当する記述も見られないわけではない。

以上、現在文章化されているものから博物館経営論の現状を垣間見たが、ある面では正當に理解し得るものであり、またある面では昭和初期の博物館経営論には到底及ばないものであったりしているようである。後者の理由の一つとして、理論 (Museology) 欠如のままに実践論 (Museography) のみの解説に終始している例があることによる。しかしいずれにしても、博物館経営論の目的とするところは生涯学習機関としての存在意義が示し得ること、そしてその意義を保持した集客力の向上という点に絞られてくるように思われる。単に集客力の向上を図るのみが正しいのではなく、生涯学習機関としての立場を保持した経営論が必要であるのであり、筆者の経験の中からそのように感じた一件を最後に記しておきたい。

実名は伏せるが、ある町の歴史民俗博物館としての町立博物館と、第二次大戦に関する平和祈念館としての博物館が隣接して存在するケースにある時巡り合った。さらにこの場合、共通入館券も用意されていた。経営の理論上は、このような社会教育施設が接近し、共通入館券があるというのは双方に足を向けさせるための方策としては充分なるものと言えよう。しかし本件の場合、筆者にとっては

平和祈念館の印象が余りにも大きすぎて、町立博物館の印象が著しく薄れてしまうという結果になったのは否定できない事実である。敢えて言うならば、生涯学習という目的を達成するためには隣接させずに全く別の地に置き、それぞれの印象に格差が生じないような状況をこそ作るべきと思うのである。単に集客力を高めるという経営理論のみでは、生涯学習機関としての目的理念を達成し得ないこともあり得ることを痛感したのであって、実際に則した経営論の理論構築の必要性を感じるところである。

さらに、これまで見てきた中で、集客力向上の方法というものは、戦前でこそ「宣伝」に重点が置かれていると思われ、それは正當な理解であるとも思うのであるが、現在では広報活動に関する研究成果や現状が、あまり述べられなくなっているようにも思う。実例では奇抜なものとして、野球場の外野席側に館名を記した巨大広告看板を設置したり、電車の吊り広告は勿論、全ての吊り革に「美術館名」を付帯させた私鉄電車といったものがある。逆に、公立博物館では、広告宣伝費が予算計上されず、マスコミの自主的取材に委ねている実情もある。⁴⁴⁰ 広報活動の必要性があまり取り上げられなくなっている現状のような視があるが、学史を確認することにより、改めてその理解の必要性を知ることができるのである。

5. おわりに

これまで見てきた通り、博物館経営論というのは文部省の省令改正で科目名として挙げられたことにより、新たな一分野のように捉えられがちであるが、日本で「博物館学」が正式に登場する頃には既に考慮されていた、というよりも盛んに議論されていたことがわかるのである。経営と言うと、どうも財政的金銭的な感覚を以て理解されるような場合もあると思うが、生涯学習機関としての博物館

がその構成要素を「もの」「ひと」「ば」と考えると、「もの」は博物館資料論並びに博物館情報論に関わるものと思われ、「ひと」や「ば」、特に「ひと」こそ博物館経営論の核であり、直結するものと思われるのである。「ひと」があってこそ生涯学習機関としての役目が果たせるのであり、それもただ単に人が集まるのみでなく、それが本当の生涯学習に資するものとならなければならないのであ

ろう。それは、本稿で述べた如く学史上に確認できる事が理解されるのである。

今後も博物館経営論が更に重要な位置を占めて考察されていくものと思われるが、学史が単なる歴史の一コマでなく、時勢や置かれた環境などに合わせた理論展開がなされていることを確認しつつ、多くの場面で参考とすべき事項を知る必要があると思うのである。

註

1. 棚橋源太郎 1950 「博物館学綱要」理想社
2. 一般に日本において「博物館学」という用語が使用されたのは、昭和25年の「博物館学綱要」が初めてとされているように思われる。しかし、全く使用されていなかった訳ではなく、逆に研究者間では以前から使用され、一つの学問としての概念は生み出されつつあったような視がある。

まず、現在の日本博物館協会の前身である博物館事業促進会発行の「博物館研究」第1巻第1号（1928）に既に登場している。一記者の記事になる「博物館従業員の養成」という文章中に、米岡博物館協会の博物館従業員養成の計画の項目として、以下の通り記されている。

- (1) 大學及大學院に於ける博物館學教程の立案に関する研究並に其調査。
- (2) 専門學校研究科に於ける教育、美術、歴史等の諸學科へ、博物館學に関する教材を導き入れるべく努力すること。
- (3) 大學院に博物館學の科目に加設すべく大學と協力すること。
- (4) (5) 略
- (6) 博物館學の學生及び徒弟の爲めの職業的指導（傍線筆者、以下全て同じ）

続く同年の第1巻第2号では、紹介者は不明であるが「デービッド、マーレー氏の博物館論」の紹介がなされ、「英國博物館學の権威デービッド、マーレー氏」と記されている。

更に同年の第1巻第3号では、團伊能氏の「本邦博物館に関する諸問題」の文中に、「…品物の保管法なりに通じた所謂博物館學の専門的智識又経験ある人…」とある。ここに「所謂」と記されること自体が、「博物館学」という用語が、活字としてはあまり目にする機会がなかったのでありながらも、一般通念上は使用されていた証左になるものと思われるのである。

また更に言うならば、第3巻第12号の「第二回全國公開實物教育機関主任者協議會議事録」における議長・林博太郎伯爵の終わりに当たっての挨拶の中で、「最近の博物館學と云ふやうなものにつきまして多くの意見を發表下さいまして、…」とあるように、ここではさらに明確な意味下で使用されていることが理解されよう。

さて、前記2例はいずれも記載者が明らかではないが、編集兼発行人が棚橋源太郎であるということは注意すべきかもしれない。さらに本文で後述するように、記者として実名の筆がっていない文章が棚橋によるものである可能性もある。また、これらと時期をほぼ同じくする棚橋著の「眼に訴へる教育機関」には、「博物館従業員養成の必要」という、上記の内容を受けるような一文において、

……ミュンヘンの大學にはムゼウムス・クンデ（博物館學）の講座があつたと聞く。巴里のルーブル美術館内には博物館員養成の機関がある。亞米利加でもミュージアモロジー

我が国における博物館経営論の推移

(博物館学)といふものは立派な一つの學問になつてゐて、コロンビヤ大學でも、ハーバード大學でも、各地の大學に博物館員の養成科が設けられて、博物館学の講義や實習が行はれてゐる。日本の大學には圖書館学だけは、東京帝大の文學部で和田博士に依つて講義されてゐたけれども、遺憾ながら博物館学を講ずる場所はまだないやうである。博物館事業の健全な發達の爲め一日も早く日本の大學にこの博物館学の科目を設けたいものである。

とあつて、棚橋自身の名前で「博物館学」という用語を使用しているのがこの時まで過ることがわかる。なおこの内容は、前年の「博物館研究」第2巻第11号における「博物館施設近時の傾向(承前)」の内容と合致するものである。

やはり、昭和初年にはこの用語が使用され始め、既にその名の元で現在の博物館学に通じる理論形成が行われつつあったことを、理解することができると思われるのである。それ以前についても、当該用語が使用されていたという事実は聞き及んでいるが、今回は確認に至っていない。因みに、「博物館学綱要」の前年(1949)に刊行された木場一夫著の「新しい博物館—その機能と教育活動」にも「本邦における博物館学の進歩をはかること。」(216頁)という記述が見られる。さらに調査していく必要があるかもしれないが、今回は敢えて昭和初期の指摘に留めたい。いずれにしても、これを以て、「博物館学綱要」が色褪せ、棚橋の評価が下がることは決して無いはずであるとも明記しておきたい。

3. 棚橋源太郎 1930 「眼に訴へる教育機関」寶文館
4. この時の博物館講習会の要項は、「博物館基本文献集」第6巻(平成2年=1990、大空社発行)に掲載されており、熟覧する事ができる。
5. 「博物館施設近時の傾向」【博物館研究】第2巻第9号 7~11頁
「博物館施設近時の傾向(承前)」【博物館研究】第2巻第10号 3~8頁
「博物館施設近時の傾向(承前)」【博物館研究】

- 第2巻第11号 3~12頁、1929年
6. 一記者 1929 「死博物館から活きた博物館へ」【博物館研究】第2巻第3号 3~4頁
7. 記者「博物館の宣傳」註6文献 4~8頁
8. 「發刊の辭」【博物館研究】第1巻第1号 1頁、1928年
9. 「博物館の建設維持方法 英米兩國の比較」註8文献 4~5頁
10. 一記者 1928 「美術工藝の博物館に就て」【博物館研究】第1巻第3号 4~5頁
11. 「岡案家は博物館に對して何を要求するか」【博物館研究】第1巻第5号 1~2頁、1928年
12. 矢代幸雄 1930 「美術館問題」【博物館研究】第3巻第3号 1~3頁、「美術館問題(承前)」同第6号、2~6頁
13. 「博物館従業員講習會要項」【博物館研究】第14巻第10号 7頁、1941年、講義の題目のみ記載されている。
14. 「博物館基本文献集」第21巻、1991年、大空社
15. 「第二回全國公開寶物教育機關主任者協議會」【博物館研究】第3巻第11号 1~15頁、第12号 1~8頁、1930年
16. 「地方博物館の模範的經營方策」【博物館研究】第4巻第12号 4~6頁、1931年
17. 後藤守一 1932 「郷土室の經營」【博物館研究】第5巻第11号 1~3頁
18. 後藤守一 1931 「歐米博物館の施設」皇室博物館
19. 「第六回全國博物館大會」【博物館研究】第7巻第11号 10~11頁、1934年
20. 雨宮存作 1935 「水族館に就て」【博物館研究】第8巻第1号 5~7頁
21. 中田俊造 1935 「博物館の機能とその連絡」【博物館研究】第8巻第3号 2~5頁
22. 山本利雄 「移動農業博物館の經營に就て」註21文献 6~7頁
23. 瀧菜六郎 1937 「水族館増設の急務とわが經營談」【博物館研究】第10巻第5号 6頁、同第6号 6~7頁

我が国における博物館経営論の推移

24. 岡田彌一郎 1937 「動物園の施設に対する希望」
『博物館研究』第10巻第10号 2～3頁
25. 内田康平 1938 「教材植物園経営實際」『博物館研究』第11巻第12号 2～4頁
26. 齋藤秀平 1939 「郷土博物館経営の實際」『博物館研究』第12巻第7号 2～5頁
27. 藤山一雄 1940 「新しき博物館工作」『博物館研究』第13巻第2号 6～7頁
28. 中井玄道 1941 「児童博物館の使命と経営」
『博物館研究』第14巻第5号 5～7頁
29. 西村健吉 1942 「戦時下の博物館経営特に共榮
園資源展示に就て」『博物館研究』第15
巻第5号 1～2頁
30. 「全国博物館協議會議事概要」『博物館研究』第
16巻第1号 4～8頁、1943年
31. 加藤有次 1996 『博物館学総論』雄山閣出版
32. 鶴田総一郎 1956 「博物館学総論」『博物館学
入門』日本博物館協会 110～122頁
33. 「来観者は数よりも質」(内外博物館ニュース)
『博物館研究』第3巻第5号、6頁、1930
年
34. 註12文献 (第6号)
35. 倉田公裕・矢島國雄 1997 『新版 博物館学』
東京堂出版 278～313頁
なお、これは〔矢島國雄 1997 「博物館経営
論(序)」『Museum Study』1996年度明治大学学
芸員養成課程紀要8〕を基とする。
36. 諸岡博熊 1997 『博物館経営論』信山社
37. 村上義彦 1997 『地域博物館概論』雄山閣出版
107～129頁
38. 大堀 哲福 1997 『博物館学教程』東京堂出版
155～230頁
39. 網干善教編 1998 『博物館学概説』関西大学出
版部 45～115頁
40. 方波見淳 1998 「大都市圏内博物館における広
報活動」『相模原市立博物館研究報告』
第7集 104～109頁

(國學院大學文学部助手)

博物館資料に関する覚書

A Memorandum of the Museum Materials

内川 隆志

Takashi UCHIKAWA

はじめに
資料の製作と修復・保存に関する学史的認識
一次資料と二次資料について

はじめに

博物館資料と一口にいっても人文系博物館（考古・歴史・民俗・民族・記念・美術）、自然史系博物館（自然史・古生物・動植物・水族・鳥類・科学・航空宇宙・電気・交通・船舶・産業）など博物館・美術館等に収蔵される一次資料、二次資料の多岐多様な資料の総称であり多様である。

博物館にとって資料とは、全ての博物館活動の基盤であり、コレクション内容の優劣は、博物館の存在価値に直接的な影響を及ぼすといっても過言ではない。博物館資料は、ある意味では“公”の存在であり、様々な学術情報を社会に向けて発信するためにあり、単に個人の愛玩品（感情移入の対象）、投機的対象物としての存在価値を遥に凌駕するところに博物館に収蔵する意味がある。

そういった観点に立てば、博物館における資料製作は、人々に様々な教育的情報を伝達するという目的達成のための創造的行為と定義することができる。創造とは、様々な意味を含んでおり学術情報の裏付けとしての“創造的価値”¹⁾や製作、修復、展示に係る技術的なものも包括しているものと解釈できる。技術的には、鑑賞展示資料として優れたものであるなら、資料がより際立って見える演出を為すための工夫や、一般的な資料で説示型展

博物館資料の修復
博物館資料修復の目的
保存科学と博物館資料

示に供する創意工夫の全てが、資料をより深く理解させるための博物館の能動的な創造である。個として主張できない物に情報や加工、修復、さらには演示用具を整えるなどの衣を着せ、博物館ならではの“創造物”として公開するのが博物館特有の資料公開方法なのである。これを博物館学的に定義すれば、素資料から博物館資料への資料化の過程を素資料（pro-object）—（選択）→原資料（proto-object）—（加工・展示）→博物館資料（object）という変化で捉えられ「原資料」から「博物館資料」への転換こそが人々と「もの」とを結び付ける博物館の営みであるといっても言い過ぎではなかろう³⁾。博物館における資料製作や修復は、本質的な意味での博物館資料化への実践そのものであって、博物館の存在価値を決定付ける極めて重要な活動の一つであると認識できるものである。

本稿は、主に人文系博物館の資料製作と修復について学史的な認識を踏まえつつ現在の情勢に到る内容を覚書的にまとめたものである。

資料の製作と修復・保存に関する学史的認識

学史上においては、明治初年より行われている正倉院御物の修復および模造事業に代表されるがごとく、資料の修復と製作の重要性

は充分認識されてきたところである。昭和初年には、美術・歴史・考古資料の保存問題に関して博物館事業促進會が主催した研究会や壁画などに関する具体的な保存方法についての技術紹介などが行われ、さらに、当時棚橋源太郎を中心に“分類陳列法”に加えて今日のジオラマ展示であるところの“組合せ陳列法”が提唱され、実物資料と模型を組み合わせて配示した展示手法に様々な素材を用いた造花などの補助的資料の製作が盛んに行われている。歴史系博物館における活用についても新たな見解が認められ、昭和八年（1933）帝室博物館鑑査官後藤守一は、帝室博物館歴史部の陳列の中で、考古遺物の復元修復および希少資料の模造について、系統性を必要とする博物館展示の立場から積極的な実践と活用を表明している。昭和九年（1934）關野貞は、「古来重要美術品の多くは常に提唱され、一般公開は勿論、特殊研究家と雖も容易にこれを見る機会がないので、これにかはるべきものを博物館に展観する必要がある。しかも博物館では各時代の代表的作品を全部網羅することは、いろいろの関係から困難なことから、原品のないものはその複製品を以て補ひ、時代的流派的に陳列を試みる必要がある。」と述べているように博物館教育の立場から複製品を用いた教育資料としての資料製作を強調し、さらに保存の立場から重要美術品の複製製作を推奨している。また、美術教育の立場から「西洋の彫刻や繪畫等の複製品を蒐集する」ことは研究の材料として重要であることを指摘する。

同年、帝室博物館鑑査官秋山光夫は、「理想からいへば、博物館の陳列は全部原本を以て系統的時代陳列をして観覽者に展観すべきであるが、それは云ふべくして實際上困難なことである。それで各地の社寺または個人所有の代表的畫畫の完全な摹本を作成し、これをもって系統的時代陳列をなし、原本の陳列と相俟って研究観賞の便に供すべきである。」

としているように資料保存の立場から、また美術教育の立場から複製品の製作を推奨し、博物館展示資料としての活用を促している。後藤守一¹⁰は、歴史博物館における模造品の重要性を「一般民衆の理解に訴へるべき陳列を主としなくてはならぬ」という一貫した観点から説いていることも看過できない。

このように当時の博物館関係者の認識は、比較的早くから博物館活動における展示と保存の相反する関係を危惧し、模造や模刻、摹本などの製作資料をもってその弱点を補填する考え方を明らかにし、また、一般公衆に対する教育的配慮から資料製作を行うことを世に問いかけていたのである。現代博物館における資料の活用の基本的な指針と何ら変わることはない提案が昭和初年には既になされていたといっても過言ではなからう。

博物館資料製作と収集

博物館における資料の収集には通常、購入・交換・寄贈・寄託・採集・発掘・借入・製作などがあげられているが、はたして博物館における資料製作が資料収集の一方法にあたるのか現在出版されている博物館関係図書を一瞥しても著者によって曖昧なところであるため、敢て口を挟むべき問題かどうかは別にして学史的整理を行い一文を加えておく。

博物館資料収集に関して明文化された具体的なものとして、明治十年（1877）、当時の学務課長文部大書記官九鬼隆一によって通達された「教育博物館蒐集ノ品目」（明治十年四月十三日 学第七百九十三号¹¹）があげられる。全国の府県の学務課に対して教育博物館に対して教育に係る物品を寄贈・寄託・売却すべき旨の通達を発し、具体的な収集方法について明らかにしているが、収集資料の内容を明らかにした府県の学務課への一方的な通達であり、教育博物館の収集方針といえるものではない。

明治十六年（1883）の「農商務卿上奏起稿材料」の中に「将来ノ目的」¹²という一文の…

項目に「一 外国政府又ハ博物館ト盛ニ天産人工ノ諸品ヲ交換シ之ヲ博物館ニ陳列スルコト」と明記されており、交換を一つの収集方法として明らかにしていることが窺えるが、他には触れておらず体系的なものではない。明治十八年（1885）十二月に農商務省は全国的調査に基づいて諸産業の現状、殖産興業の振興方針を纏めた産業白書である「興業意見」を太政官に提出裁可した。博物局も農商務省の一局として同年四月に次に示した十五カ条に及ぶ興業意見を提出しており、その中に物品の製造や植物の培養、動植物の採集など、資料収集に関する内容も盛り込まれている。¹¹³

博物局興業意見（明治十二年十二月）

- 一 美術ノ 亀鑑史伝ノ 徴証トナルヘキ社寺ノ 古建築及ヒ其所蔵ノ 古器圖書保存道ヲ 立ツル事
- 一 学芸委員ヲ 置ク事
- 一 人民ノ 寄托ヲ 受ケ其所有品ヲ 保護スル事
- 一 美術品共進会及 展覧会ヲ 開設スル事
- 一 美術試業ノ 方法ヲ 設クル事
- 一 美術工芸品ノ 試製所ヲ 設クル事
- 一 製品ノ 考案ニ 便スル為メ 各種ノ 方法ヲ 設クル事
- 一 良工ヲシテ 其技量ヲ 尽シ後生ノ 亀鑑トナルヘキ物品ヲ 製造セシメ以テ 本館ニ 備フル事
- 一 古器物鑑定学ヲ 拡張スルコト
- 一 適応ノ 地方ニ 支館ヲ 設ケ本館ノ 主旨ヲ 拡張スル事
- 一 物品借覧ノ 方法ヲ 拡張シ 当業者ニ 便スル事
- 一 制度文物及ヒ 工芸農業等ノ 盛衰沿革書ヲ 編纂スル事
- 一 植物煦塘ヲ 増築シ 熱帯地方ノ 植物ヲ 培養スル事
- 一 遠近各地方ニ 派出シテ 必需ノ 品物ヲ 採集スル事
- 一 動物園ヲ 拡張シテ 禽獸虫魚ヲ 蒐集スル

事

明治十九年（1886）宮内省の所管となった博物館は、明治二十二年（1889）に帝国博物館として新たな時代を迎えた。同年図書頭九鬼隆一の手によって帝国博物館の全体構想である「帝国博物館事務要領ノ大旨」には、博物館の管制・事務掌程・予算等の原案が示されており、より具体的な博物館運営の指針を明らかにしている。¹¹⁴

帝国博物館事務要領ノ大旨

- 一 歴史ノ部ノ事務ハ本邦文化ノ進歩ヲ代表シ各時代社会ノ現象ヲ詳明シ生活ノ沿革ヲ湊合的ニ示照スルヲ目的トシテ本邦文化ニ影響ヲ及ボシタル百濟高麗新羅隨唐元明等ノモノハ本邦歴史ノ連帶原素トシテ之ヲ整列シ漸次關係アル万邦ニ及ボスベシ 而シテ歴史ニ係ル文書ハ一切之ヲ整頓シテ開示スベキナリ
- 一 出版ハ本館列品ノ説明等ハ勿論本館ニ於テ考究シタル諸種ノ學術知識ヲ公ニスルノ目的ヲ以テ之ヲナシ各部ノ為メニ平生之ヲ分担スル学士アラサルベカラス尤モ是ハ本館収入ノ一トシテ利益アルコトモ亦少ナカラサルベシ出版ノ外ニ物品ヲ模写模造シ亦或ハ写真シテ私下ヲ為スコトモ亦同様ナリ
- 一 美術部并工芸美術部ニ關係アル支那朝鮮ノ美術ヲ詳明スルヲ第一トシ準備ニ整フヲ俟テ進テ東洋一般ノ美術ヲ示照スルコトヲ計画シ亦漸次西洋美術品ニ及ブベシ
- 一 現今博物館ニ存在スル西洋美術品ハ殊ニ劣等ノモノ多ケレハ此際之ヲ鑑別シテ相当ノ処分ヲナスベシ 平凡ナル本邦美術品モ亦之ニ準ス
- 一 蒐集ハ勉メテ沿革上ニ照シテ之ヲ行ヒ各時代各大家ノ表率タルベキ製作ハ博ク之ヲ網羅シ完全ナル秩序ヲ保ツベシ之ヲ実行スルハ左ノ方法ニ依ラサルヘ

博物館資料に関する覚書

カラス

第一 寄贈

第二 交換

第三 附托（社寺ノ什物ヲ附托セシムルヲ云フ）

第四 保管（社寺ノ什物ニシテ保護スル能ハサル場合ニ於テ引受ケ保護スル事ヲ云フ）

第五 購入

第六 模写模造（適当ナル現品ヲ得サル場合ニ於テ之ヲ行フモノトス）

第七 保護預り（有期無期但私有物品ヲ預リ保護陳列スルヲ云フ）

第八 貸付（私有物品取蔵家ヨリ隨時出品スルモノヲ云フ）

一 類別ハ蒐集ノ目的ニ拠リ類別ノ精神ニ照シ物品ヲ整理シ門ニ入り場ニ登レハ一目瞭然其巧妙ヲ鑑識シ沿革ヲ理解スルヲ得ルノ裨益アルヲ主トセサルベカラス 之ニ就キ注意ヲ要スルモノ大略左ノ如シ

第一 館内場所ノ選択

第二 光線

第三 配置

第四 距離

第五 高低

第六 表装

第七 列品箱ノ構造

第八 空気ノ流通寒暖乾湿ノ適度

第九 説明札ノ書キ様

一 工芸部ニ在テ蒐集類別陳列スルノ方法ハ多少軽重伸縮ノ度ヲ異ニスレドモ大様前段ニ準スルモノトス 但シ工芸部ニ於テハ經濟ト如何ナル關係ヲ以テ整理スベキ乎ハ一個ノ問題ナリ 改革新創ノ後評議員等ノ評議ニ付スル見込也

一 博物館ナルモノハ現ニ欧米各国ノ博物館ニ於テ行フガ如ク前段陳列ノ作用ノ外適宜公衆ニ向テ各種物品ノ説明解

釈ヲ行ヒ又ハ各種一部分ニ就テ展覽会ヲ行フコトアルベシ 例ヘバ現物ニ対シテ歴史上ノ詳明講釈ヲナシ又ハ各時代各大家ノ鍛練ヲ表明スル如キ特殊ノ会ヲ開キテ公衆ノ注意ヲ惹起スルハ其裨益甚多シ故ニ増築家屋中一ノ講堂ヲ備フルヲ要ス

以上のように、博物館資料の収集方法を体系的に示した嚆矢は管見では、ここに示した九鬼隆一草稿による帝国博物館管制等の原案である「帝国博物館事務要領ノ大旨」であろう。九鬼は、大学南校監事、外国教師掛、大学東校事務主任などを歴任し、明治十一年（1878）にはバリ万国博覧会へ派遣され明治十三年（1880）には文部少輔に任命され、明治十七年（1884）には特命全権公使として4年間ワシントンに駐在しており、先進諸国の博物館事情には先覚者としての自覚を有していた。「帝国博物館事務要領ノ大旨」には、資料の収集に関しても具体的な内容が示されており、現代博物館の収集方法と然程変り無い八項目に及ぶ内容が記載されており、資料製作が蒐集の一方法として明記されている。

昭和六年（1931）帝室博物館後藤守一による「欧米博物館の施設」¹⁵には、「欧米に於ける博物館が館員自身又は特殊の人に属して大発掘を試み、又購入に努めていることは羨望に堪えないものがある」と記され、ヨーロッパ各国の博物館が大規模な発掘や購入によってコレクションを増やしている事実が明らかにされている。報文は模造にも言及しており、「模造品の製作は、また列品蒐集の一方法である。大博物館に於いて、盛んに名畫の模寫の行なわれているのを見るが、これらは畫の研究もあろうし、愛好者の依託の爲めのもあるが、また地方博物館の列品としているものも相当多い。」と記している。

また、模造品の製作を「列品蒐集の一方法」と認識しているのみならず、「博物館が社会教育に乗出す以上、缺失部の多い實物よりも

寧ろ、復元模造されたものがより多く教育価値があり、百萬言を連ねるよりも、模造にしても形を具えたものの方が、より有効であることは明らかである。」とし、社会教育施設としての博物館における模造品の有効性を認識していることが窺える。これは歐米博物館の実地見聞から得た結論であり、博物館資料収集の一方法としての再認識であった。収集の一方法としての認識は、既に九鬼隆一の手による「帝国博物館事務要領ノ大旨」の項目にもみられたが、先にも述べたように教育資料としての模造品の認識は、昭和初年には定着していたことが窺える。

戦中の停滞期を経て、昭和二十四年(1949)木場一夫『新しい博物館—その機能と教育活動—』¹⁶には「蒐集品を入手する方法は購入・寄贈・借入れ・野外採集・製作などがあり、また蒐集品の交換によって資料の増加をはからねばならない」とあり、昭和二十五年(1950)棚橋源太郎『博物館学綱要』¹⁷には、「博物館資料の自家生産購入交換」の項目で、「工作室の設備のある博物館では、陳列展示用の天産物や機械器具の模型等で、自家で製作しているものが少なくない。この種の模型には、蠟製、石膏製、紙製のものから、木製、金属製のものがある。尚ジオラマ応用の集団的陳列物の如きも、設備があれば成るべく博物館で製作するやうにしたい」と資料製作を収集の一つとして認識し、昭和二十八年(1953)の『博物館教育』¹⁸では、博物館資料の収集保存について製作、加工を含めたさらに具体的な記述がなされている。昭和二十八年(1953)の文部省社会教育局、『学芸員講習講義要項』¹⁹には、講義担当の野間清六が資料収集方法として

1. 購入
2. 作成
3. 採集
4. 出品
5. 寄贈

6. 交換
7. 巡回展

の7項目をあげて解説を加えている。高度経済成長期を経て、昭和四十六年(1971)富士川金二は、『博物館学』²⁰の中で、資料収集法に関して

1. 採集
 - A. 生物採集
 - B. 無生物採集
2. 発掘
3. 購入
4. 交換
5. 受贈
6. 委託、寄託、出品
7. 借入
8. 原料収集
9. 製作
 - A. 資料製作法
 - a. 加工
 - b. 模倣
 - c. 補綴
 - d. 繁殖、育成
 - e. 記録収集

に分けている。昭和五十二年(1977)加藤有次は、『博物館学序論』²¹で収集方法について(エ)収集行為の種類を選択として i 寄贈 ii 寄託 iii 購入 iv 採集・発掘等 v 製作 vi 交換 vii 借入の7項目を挙げている。昭和五十三年(1978)千地万造『博物館学講座』、近年の著作では、平成八年(1996)加藤有次『博物館学総論』²³、平成九年(1997)倉田公裕・矢島國雄『新編 博物館学』²⁴などの各著作には何れも収集の一つとして資料製作が含まれている。以上みてきたとおり、我が国においては学史的にも近年までの多くの研究者の認識として博物館における資料製作が博物館資料収集の一方法として位置付けられることが整理できたものと考ええる。殊に、昭和初期において博物館における製作資料の教育性を強く説いた後藤守一の博物館先進諸国の視察報告な

どが博物館における資料製作とその活用を活性化させたものと推察される。

一次資料と二次資料について

今日、博物館資料は、理論上、実物資料であるところの一次資料（直接資料）と製作資料である二次資料（間接資料）に分けられており、その定義は博物館法制定後に博物館学界において一般的な用語として用いられている。『公立博物館の設置及び運営に関する基準』（昭和48年11月30日文部省告示164号）第6条4項によれば資料の収集・保管に関して「博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という）を収集し、保管するものとする」と示され、博物館法で規定される二次資料の主な概念は、一次資料に付随する補助的な情報資料を示し、模造や模型などは文中のその他必要な資料に包括される。展示方法を示した第7条4項には、「二次資料又は視聴覚手段を活用すること」と明記されているとおり博物館における両者の必要性がうたわれている。梅棹忠夫は「博物館は、通例はもの、すなわち実物あるいは標本類をあつめるところと理解されております。しかし、博物館があつめるものは、ものだけではありません。ものにまつわる、あるいはものに直接関係のない、さまざまな情報こそは、博物館のもっとも重要な収集の対象であります。その意味では、博物館の「物」という字は誤解をまねきやすいので、むしろ、博情報館、あるいはちぢめて博情報館といった方がいいのではないかという意見もあるくらいであります。」と情報を含めた創造的価値を有する博物館資料の必要性を強調する。無論、研究者として当然の主張であるが、一方では由緒、来歴などの情報を全く伴わない資料的価値の高い美術品などには、単純にそのものの発する美しさが人々を魅了する場合も多く認められる。全てではないが、美術資料

は人間の感性の対象として資料そのものの存在から直感的に感動を与えるといった特性を具備している。逆に見た目に鑑賞価値の低い資料でも高名な作者の来歴などを背負ったものなどは、情報が鑑賞眼を鈍らせ物そのものの純粹な価値判断から逸脱するといったことも発生する。博物館資料収集における大きな落とし穴は情報操作によって誘発することを常に認識すべきである。資料の一般的な価値判断からすれば、特殊な場合を除いて一次資料である実物資料が優位を占めることは、博物館が物を展示する施設である基本理念からして当然である。殊に実物の観賞展示を第一義とする美術館等においては一次資料の展示に重点が置かれていることは云うまでもないが、わが国の博物館施設の大多数を占める人文系の公立博物館や近年増加傾向にある自然史系博物館等においては、展示空間における二次資料の占有率は、相当の割合を占めていることは明らかである。基本的には二次資料は一次資料の記録であり、博物館においては研究、展示（教育普及）のための重要な情報媒体として位置付けられている。このことは、二次資料の展示空間における教育性等から、今日の博物館においては展示を構成する重要なアイテムとして必要不可欠な存在価値を有するものであることを具に反映するものである。博物館における一次資料と二次資料の関係は、分離し得るものではなく両者の適切な相乗的効果によってはじめて本質的な資料価値を人々に訴える力が生み出されるのである。

資料の価値判断を切り口に両者を比較した場合、一次資料の優位性のみ単純に強調することもできない場合もある。例えば、日本画の模写を一般の専門家に委託製作させた場合、出来上がった作品は単なる模写、すなわち二次資料として活用される。しかし、仮に委託先が高名な日本画家であった場合においては模写といえども画家の名前が先行し、世

博物館資料に関する覚書

間はその作品として肯定することは必至である。今日では有名になっている画家が無名時代に描いた模写なども二次資料と考える訳にいかないのと同様である。戦後の美術品贋作事件の代表である「永仁の壺」事件の際に取りざたされた加藤陶九郎の手による一連の贋作古瀬戸ですら、今となつてはその経緯はさておき重要無形文化財の手による陶芸作品として十分に評価される逸品である。

歴史系博物館における二次資料製作のなかで、情報記録の代表である拓本なども原資料が亡失しても真影が残ってさえいれば一次資料と同等の資料価値が評される。山形県東村山郡山寺村の立石寺の国宝「如法経諸碑」の欠失した一部が文化年間の市川寛齊の採拓によって今日判読為うることや、原作の既¹²⁶に失われた王羲之の「蘭亭集序」など歴史的な模拓法帖などは既に一級資料として高く評価されていることからしても誰もがその資料的価値を認めるところであろう。このような例にあげた資料は、博物館学的には二次資料として分類されるものであるが、その実質的な内容は既に一次資料を凌駕するものとして評価されるべきものも多分に含まれている。

基本的に一次資料・二次資料という明らかに段階的な優劣を示すものと誤解されがちな名称の設定にも問題があるようにも思われるが、一次資料と二次資料の優位性は一樣ではなく、研究や展示を行う博物館側の判断によって付度されるべきところである。このような観点から実物資料である一次資料だから二次資料よりも高い価値を伴うといった判断や、単純に二次資料そのものの評価を低くする姿勢は当然正されるべきである。

このように、博物館資料の特徴を機能的側面と形質的側面から具体的に定義付けた嚆矢は昭和三十一年(1956)鶴田総一郎¹²⁷の論攷に認められる。鶴田は、博物館資料を機能的と形質的側面の視点から次のように分類している。

1. 博物館資料の機能的內容

- a. 保管資料
- b. 調査研究資料
- c. 教育普及資料
- d. 参考資料

2. 博物館資料の形質

- a. 直接資料
 - (イ) 実物
 - (ロ) 標本
- b. 間接資料
 - (イ) 模写・模型・模造品
 - (ロ) 図画・図表・グラフ
 - (ハ) 写真・映画・テレビ・スチール・スライド・映画フィルムなどの目的から知覚される資料
 - (ニ) 録音・テープ・ワイヤー・録音盤などの耳から知覚される資料。
 - (ホ) 記録(資料収集記録、調査研究の記録などの資料)
 - (ヘ) 図書・刊行物
 - (ト) 博物館案内書・解説書・目録・図録・年報・報告書

このように博物館資料を形質的に直接資料と間接資料に分類し、その具体的な内容を明らかにしており、博物館資料を実物資料・実物標本を含めた直接資料と模型・模造や知覚記録、研究成果報告などを総括的に含む情報資料であるところの間接資料に分けた基準を整え、博物館資料論の基礎的分類を整えたものである。この分類はあくまで多様な博物館資料というものの理論上の整理であり、資料論を解く際の論理展開の一つの基準として設定した博物館資料の概念規定であるといってもよからう。何れにしてもこの鶴田の分類規定によって「直接資料」、「間接資料」の用語は博物館資料論を解く際、広く用いられることとなった。

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」第6条4項に明記されている一次資料・二次資

料の用語は、鶴田の提唱した直接資料、間接資料の換言的な表現であり内容的にはほぼ一致している。したがって、昭和三十年代を境に「直接資料」、「間接資料」に「一次資料」、「二次資料」の用語がさらに加わって使用され、今日においては博物館学の一般用語として用いられているのである。

加藤有次は、昭和五十二年（1977）『博物館学序論』¹²⁸の中で一次資料・二次資料を次のように規定している。「博物館資料における一次資料とは実物資料を指し示すものであって、一次資料は別に直接資料とも称する。二次資料はすなわち実物資料以外の、または実物資料を「記録」されることより生じた資料を意味し、間接資料とも呼ばれるものである。」二次資料を記録を含めた総括的な観点で捉え、基本的には鶴田の考えを踏襲している。特に資料価値という面では二次資料に重点をおいた考えを露呈しており、「一次資料と二次資料の資料価値観は一般的には実物である一次資料のほうが優れるものと考えがちであるが、市中の骨董店の商品ならともかく博物館においてはその両者の優劣を比較すべき問題ではなく、両者の資料価値が相俟ってはじめて、博物館資料としてより大きな価値を発揮するものである。」としている。すなわち二次資料を発生させるところの調査・研究の重要性を主張する。

前述したように博物館資料は、博物館が社会に教育的な情報を伝達すべき目的達成のための創造物そのものと定義することができ、その目的を達成すべく製作される資料は、博物館の個性を露にした創造物そのものと言っても過言ではない。それ故、博物館では慎重な態度で資料製作に臨む必要性が問われるところである。資料を加工、製作することは資料保存の観点はもとより、その出来がよければ博物館展示におけるビジュアル性を高め教育効果を飛躍的に増幅させることに直結するからである。

博物館資料製作には、様々な諸要件が付置され、その要件を充たす場合において製作が実施される。主に①資料保存の観点から②展示資料として③展示の補助資料として、など保存と展示という相反する機能の補助的役割や、展示における教育普及機能の補助的役割を担っていると言っても過言ではない。資料保存の観点では、一次標本資料の中でも動植物標本や昆虫、魚類の標本は、先ず第一に実物の標本としての永続性に主眼が置かれるところであり、展示資料としての体裁を加味しながら実施される。型取り模造（レプリカ）や考古学における遺構の移築¹²⁹なども保存という観点が第一義であろう。前者においては、展示計画上必要性があれば、永続的な展示からきたす環境劣化から実物資料を保護する意味で、館蔵資料のレプリカ、模写などの展示資料としての使用が基本であり、そのレプリカの存在価値の一つには、盗難や被災など将来における最悪の事態への対処としての位置付けが重要である。¹³⁰また、レプリカは展示計画上、補助資料として少数の使用であればそれなりの効果も期待できるが、展示室内の彼方此方に氾濫しはじめると目障り極まりないものとなる。レプリカの存在価値の一つには、盗難や被災など将来における最悪の事態への対処としての位置付けも重要である。

博物館資料の修復

先に、博物館資料の修復に関して学史的な見地から述べた。つづいて現代博物館を取り巻く法的事項や修復、処理に関する目的、問題点等に関して明らかにしておきたい。

博物館における資料修復は、主に人文系博物館における諸資料に関してが中心的である。美術工芸品では、日本画・油絵・彫刻・陶磁器・金工・漆工・装潢・染織・石造文化財・古書籍や考古資料などの修復があげられる。これらの文化が法的制度としてどのように守られ、活用されているのかみてみよう。

1998年3月、文化庁が提示している文化振興マスタープランでは、特に文化財の積極的な公開、活用を強調しており、あらためて美術工芸品や建造物、歴史的集落、町並みなどの文化財の保護・修復等の充実強化が謳われている。美術品等の文化財に対する具体的施策として、1998年6月には「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」（平成10年6月10日 法律第99号）が制定され、「相続税の物納の特例措置」を含む「登録美術品制度の導入」の実施に踏み切った。特に個人所有などの優れた美術品（国宝・重要文化財や優れた外国作品など）について登録制度を設け、登録美術品の美術館における公開を促進するのが目的である。申請者は審査を経て美術品を登録し、文化庁の斡旋する特定の美術館と契約を締結し美術品を公開するという制度である。特典としては、相続税納税の際、登録美術品は申請により物納が認められる場合の優先順位を第一位とすることができるというものである。

1990年の社会教育審議会教育施設分科会では、「博物館の整備・運営の在り方について」（平成2年6月29日）という課題で博物館活動について審議され、博物館活動の活発化や博物館活動の振興のための基盤整備など具体的な方策を論じている。その中で、職員資質の向上として「保存、修復などにあたる職員にあっては保存技術の進歩、情報処理技術の進展等に伴い絶えず新たな知識・技術を身に付ける必要に迫られている」ことから、国、地方公共団体、博物館関係団体等における各種研修会の必要性を解いている。具体的な施策としての博物館職員の研修事業は第1表のとおりである。

わが国における資料の保存・修復をめぐる実績は比較的早く、明治時代の初期から行なわれている正倉院御物の保存修復作業や日本美術院によって昭和二年（1927）から昭和三十三年（1957）にかけて実施された三十三間

堂千体仏修復など日本古美術修復の技術の伝統と技術は継承されている。国宝・重文クラスの修復は十分な体制が整えられているものの考古学的な発掘資料などは、国公立の数少ない機関と民間の専門業者がその中心的役割を担っている。修復をめぐる法的基盤はといえば、博物館資料について博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第3条（博物館の事業）四には「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。」とのみ記され、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」第6条（資料）5には、「博物館は、一次資料の所在を調査して、その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする」とある。文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）においては文化財の保存・修復・公開・活用に至るまでの法的体系が明らかにされている。

第一章

第一条 この法律は文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

博物館資料に関する覚書

研修名	主催者	対象	研修内容
博物館職員講習	文部省 国立社会教育研修所	博物館に勤務するもの 50人(2ヵ年)	主として自然科学系の博物館等に勤務する職員の学芸員資格の取得及び資質の向上に資する
学芸員国内派遣研修	文部省	自然科学系博物館等の学芸員等、専門職員10人	学芸員等の博物専門職員を国立博物館や地域の中核的な博物館に派遣し、専門的な知識・技術の一層の向上を図る
学芸員等在外派遣研修	文部省	自然科学系博物館等の学芸員等、専門職員4人	学芸員等の博物専門職員を欧米の博物館へ派遣し、高度で専門的な知識・の習得を図るほか、先進的な展示・教育普及活動に関する調査を行う
学芸員専修コース	東京大学(東京大学総合研究博物館)	博物館・美術館の学芸員等、専門職員30人	大学における先端技術の理論、方法成果を紹介し、学芸員等に対する高度な内容の学際的研修を行い、企画研究等に関する多面的能力を高めるとともに新たな博物館像を探る
埋蔵文化財発掘技術者研修	奈良国立文化財研究所	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等320人程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な専門知識と技術に関する研修
歴史民俗資料館等専門職員研修	文化庁 国立歴史民俗博物館	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満の者50人程度	歴史資料・考古資料・民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に必要の専門知識・技術の研修
文化庁キュレーター上級研修	文化庁	公私立博物館・美術館の人文系の学芸担当職員等で、勤務経験が概ね5年以上の者	国立美術館・博物館、文化財研究所、大学の協力により、公立博物館・美術館の学芸員の資質を向上し、専門性を高めるための研修
文化庁キュレーター中級研修(近現代美術専門研修会)	文化庁	公私立博物館・美術館の近現代美術又は西洋美術に関わる企画等担当の学芸員50人程度	国立美術館の協力により、公私立博物館・美術館の学芸員を対象に、近現代美術や西洋美術に関する専門的知識・技術の向上を図るための研修
指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー	文化庁	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者60人程度	有形文化財(美術工芸品)の公開に関する専門知識・技術の研修
博物館・美術館等の保存担当学芸員研修	東京国立文化財研究所	国公私立博物館・美術館等の学芸員で保存部門の担当者20人程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習

第1表 博物館職員の研修事業

博物館資料に関する覚書

- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民芸芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

文化財の規定については、人文系博物館資料であり、有形文化財の絵画・彫刻・工芸品・考古資料・書跡・典籍・古文書・歴史資料・建造物である。しかし、一部を除いて民俗文化財の規定から外れる理工系の産業技術史や科学史資料、さらには医学史に係る資料などの科学技術資料が指定基準に加えられたのは、平成八年のことで、ごく近年のことで、遅すぎた感は否めない。今後の対応としては、個々の指定文化財の幅を広げ、それらの一群で資料的価値の高い資料の散逸を防ぐ意味において今後、十分に考えていかなければならない問題であろう。

公開・活用に関しては、政府及び地方公共団体の任務として「……その保存が適切に行なわれるように、周到の注意をもってこの法律の主旨の徹底に努めなければならない。」

（第三条）「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」（第四条二）

国宝、重要文化財として指定された物件に関しては、第三章 第一節に細かな規定が示されている。

管理に関して「文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。」（第二款 第三十条）「重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。」（第二款 第三十三条）

重要文化財の修復を含めた保護については「重要文化財の管理又は修復につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府はその経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。」（第二款 第三十五条）

国宝の修復に関しては、「文化庁長官は、左記の各号の一（所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定に従わないとき。）に該当する場合においては、国宝につき自ら修復を行い、又は消滅、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。」（第二款 第三十八条）「重要文化財に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。……」（第二款 第四十三条）

「重要文化財を修復しようとするときは、

所有者又は管理団体は、修復に着手しようとする日の三十日前までに、文部省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。……」（第二款 第四十三条の二）

「重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修復を委託することができる。」（第二款 第四十七条）などの詳細が明らかにされている。

先にあげたICOMの職業倫理規定（収集品の維持に関する一般規定）に照らせば博物館資料の処理は非常に慎重な姿勢が要求されることが明文化されている。

4. コレクションの処理

4.1 コレクションの維持に関する一般規定

定義により各種博物館の重要な機能の一つは資料の収集・保存である。従って、博物館が公的所有権を有する資料の処理に関しては常に強い根拠が存在しなければならない。寄付・交換・売却・破損など如何なる形態であれ、その処理については高度の学術的判断を必要とし、十分な専門的・法律的助言を受けた後に管理母体の承認を得るべきである。

“生きている”又は“動いている”博物館、教育博物館或いは生き物を展示する植物園・動物園・水族館などの特殊機関のあるものは特別な配慮がされてもよい。それらの収集品のあるものは代替できる（取り替えたり更新できる）と見なす必要があるかもしれない。しかしその場合においても、それらの機関の活動が研究・展示・使用される資料の長期生存を害さない倫理義務がなければならない。

本規定を遵守すれば、博物館資料の処理という点に関して、各専門家による多角的見地から高度な学術的成果に裏付けされた処理方

法を選択すべきであることが理解できよう。

博物館資料修復の目的

ICOMの職業倫理規定には、専門職の行為として収集品の保存と修復について述べており、「博物館専門職の重要な倫理義務の一つは現存する収集品または新取得品及び専門職とその博物館が責任を有する個々の資料の適切なケアと保存を行うことと、現存の知識と手段を使って次の世代に収集品を良好で安全な状態で伝えることである。この高い理想を達成するために現在知られている自然或いは人為的な原因による標本或いは美術品の劣化の防止方法と技術に関する知識を管理母体に知らせる配慮が特になされるべきである。（中略）各種の保存や修復作業上の倫理問題はそれ自体大きな研究課題であり、館長、学芸員、保存・保護専門家などこの分野に責任を有する人々はこれらの倫理問題を十分に理解し、保存・修復専門家団体の倫理規定・声明に表明される適切な専門的見解に精通する重要な責任を持つ。」と規定されている。博物館資料の修復には、文化財の劣化を押さえ、良好なコンディションの状態にしながら未来へ継承するという大きな目的とそれを遂行するための倫理問題を含めた適切な判断と専門的知識が学芸員、保存修復専門家が必要とされるということである。修復しようとする資料を適切に処理するためには、資料そのものに関する深い理解とそれに関わる素材や修復技術の習得が必要である。たとえ修復を専門業者に外注するにしても、上記の知識が欠如している場合においては専門業者まかせになってしまい適切な処理がなされているかどうかの判断が蔑ろにされてしまうという不都合が生じるのである。それは、資料を継承する未来の館員に対する責任の放棄でもあり、その回避のためには、少なくとも保存・修復に関する十分な総合的知識が予め要求されるものと考えるところである。

今、この分野に最も望まれることは、伝統的仏像修復の技術や表装技術など永年にわたる技術的研鑽を積み重ね成しえないものは別にして、一人でも多くの博物館関係者が誤ることなく実際に行うことができる修復技術の普及である。わが国の多くの博物館では、博物館資料保存、修復に関する専門的職掌としてconserbatorやrestorerの細分化はなされておらず、保存科学の専門的教育は最近になってようやく活況を呈してきたところである。したがって、資料保存や修復に関する詳細に及ぶマニュアル化や、修復技術の素材を含めた方法論に関しての関係者間における共通認識が希薄であることから、実験を踏まえた机上の学問としてののみならず実学としての汎用性が望まれるところである。

登石健三は、修復者の専門性を重視し、博物館学芸員の文化財修復に対する姿勢としてrestorerとしての資質よりもpreservationの姿勢の重要性を次のように解いている。「preservationとは物自体に手を加えることなく、状態や条件を良くすることで劣化を防ぐことを意味し、conservationとは手を加えても（たとえば補強や修理を施してでも）長持ちさせることを意味するのである。したがって学芸員が心がけねばならないのはpreservationの方であり、物に手を加えることは、たいていの場合には玄人に頼むように心掛けるべきである。」このように、preservationとは、物そのものに然程手を加えることなく、保存や展示の環境条件を整えることによって保存するといったニュアンスの用語であることから学芸員の資料保存、修復に関して資料管理者としての職掌を重要視している。しかし、膨大な博物館資料の全てについてpreservationの姿勢を全うすることは困難である。資料的価値の高いものは別にして、ある程度、自館での資料修復を実施しなければならぬケースも数多いことから、資料別に修復素材、修復方法などを検討し自館で修復

可能なものに関しては、修復技術の正しいマニュアル化が進めば可能であるといえよう。そのため各大学をはじめとした教育機関へ、正しい知識と技術を身に付けた専門家の輩出を望み、博物館には採用を促すところである。

さて、修復者が博物館資料修復の目的として忘れてならないことは、単に資料を修復すればその目的が達成されるという誤った認識である。修復する前段階からの入念な診断記録や修復後の保存環境、経年による変化の観察などを含めた助言、指導を成すことを前提に修復に臨むべきなのである。修復者が博物館資料修復に際して成すべき要件は、1.修復前の現状調査（診断）および調査記録の作成 2.損傷原因の解明 3.修復素材のリストアップとその内容記録 4.修復方法および修復工程の記録（写真・映像） 5.保管・展示環境の設定 6.修復後の永年に互るコンディションチェックなどである。

保存科学と博物館資料

保存科学（conservation science）は、19世紀の中頃、もともとヨーロッパ諸国において絵画の変色や劣化に伴う保存の必要性から生まれたもので、科学的視点での修復の必要性を解いたのは、イギリスのファラデリイやフランス美術学校で自然科学を講じていたバストゥールなどである。そして、欧米の博物館において保存科学の研究がなされるようになるのは今世紀に入ってからのことで、今日では、conservatorやrestorerとして独立した職種として配置されているのが一般的である。わが国においても岡倉天心が創設した日本美術院などが近畿圏の仏像彫刻の修復を古くから手掛けており、その後、法隆寺伽藍の修復や壁画の剥落防止に薬品処理を行ったことなどを契機に保存科学の黎明期を迎えることとなった。

近年、文化財における保存科学の発展は著しく、土中から出土する様々な文化財や地上

に残された石造文化財、経年による劣化をきたした絵画や工芸など数え上げればきりがなほどの文化財が、世界の彼方此方で人類へ供する未来への遺産として保存修復がなされている。文化財の保存と修復は、人類にとっての文明のあかしである文物を過去から遡って現在、未来へと継承する重要な分野を担っていることは世界に共通する認識である。今を生きる我々現代人にとっては、過去の劣化した文物を保存科学の力によって甦らせ、視覚を通して目前に供されることによって、過去の人類の様々な英知を実感することができるのである。従って保存科学の需要は、素材の改良や技術革新を経ながら博物館の増加と相俟って今後益々伸びてゆくことは必至であろう。

前述したように、わが国においても保存科学に展示を供する博物館の現場に直に対応できる実学としての即応性が求められていることも又事実である。それぞれの文化財に最も適した処理方法を希求するのが目的で、様々な文化財の修復に対して新しい修復技術を競うことが保存科学の方向性ならばそれは間違いである。資料の保存と活用を考え、総合的な視点から、資料をいかに良好なコンディションにもっていくかが重要である。わが国においては、国公立、私立の各博物館に独立して conservator や restorer が配置されている機関は、極めて数が少ないのが現状でありなおかつ専門的職掌としての conservator、restorer を

養成する高等教育機関の絶対的不足から、実際には手がまわらないのが実情であろう。現実的には、国立の奈良国立文化財研究所や東京国立文化財研究所などの公的機関と財団法人元興寺文化財研究所、民間の修復研究所などが、わが国における文化財修復の主導的立場を担っているといっても過言ではない。東京国立文化財研究所では1995年度から世界の文化財の保存・修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成、情報の収集と活用等を実施し、文化財保護における国際的な責務を果たすことを目的として国際文化財保存修復協力センターを組織し、国際文化財修復研究会などを主催して特にアジアを中心とした具体的な支援活動を実施している。また、文化庁は国立の施設を利用して博物館及び美術館学芸員、埋蔵文化財担当者等の専門研修事制度を設け各種の事業を展開している。

現在のところ保存科学という学問分野は、埋蔵文化財や工芸品の保存修復を第一義としており、完成された文化財活用の実務は、展示学を擁する博物館学の学問分野との適合が重要となっている。さらには、修復段階においても最終的な展示デザインとの関係から、質感、着色における配色や着色方法など展示担当者の意見を取り入れた博物館展示資料としての観賞性をも加味すべき段階にあるといっても過言ではない。

註

註1 “製作”という用語について一般に製作を使用する場合が多く、人によっては作製・作成・制作などの用語が散見さ、用語の意味を正確に理解して用いている者は少ない。“製作”・“作製”の意味は、「もの(物品)をつくること、あるいはつくったもの」の意味で同義語である。“作成”は、物品をつくる意味の製作・作製に対して「書類や計画など」の場合に用いる用語

であり、“制作”の意味は「定めつくること、あるいは考え定めることの意味と芸術作品をつくること、またその作品」の意味がある。したがって、博物館学的見地から勘案すれば、博物館において一般的な物をつくる場合には、“製作”を用い、芸術作品をなどの場合には“制作”を用いるなど語意に則した使い分けが必要であろう。なお、自然資料における動物、魚類の剥

博物館資料に関する覚書

製や植物の腊葉標本、昆虫標本などについては製作というよりも実物資料に手を加えるという意味で“加工”とするのが適切である。

- 註2 加藤有次 1977 『博物館学序論』 雄山閣出版
博物館資料の絶対的価値とは、骨董的、美術的価値あるいは歴史的、伝統的価値、そしてこれらに派生する経済価値、また重要民俗資料、歴史資料等に代表される文化財としての希少価値である。これらの価値は単独で、あるいは2つ3つと重複し、個々の性格に応じて発生するものである。博物館資料の中でも人文系博物館における資料価値の基本となるものは、歴史的・伝統的価値あるいは美術的価値であるところの学術的価値であり、またその多くは希少価値を根本的に有するところから好むと好まないにかかわらず、いつの世でも経済価値が付加されてきたことは周知の如くである。

次に創造的価値とは、同種同類のものが数多くあって希少価値もなく、したがって経済価値も付随しないものであっても、博物館における当該資料の取扱ひ方、あるいは研究の成果によってその価値が導き出されるという性格を有しているものである。

つまり、素資料から博物館資料へ移行する過程を経る中で、客観的な価値が創造され、生じた価値観には新たな見地の学術価値が含まれるものである。そしてこの創造的価値は最終的には社会生活そのものの中で検証されていくものであると考えられる。

- 註3 伊藤寿朗・森田恒之 1978 『博物館概論』 学苑社 39頁
註4 博物館事業促進會 1928 『博物館研究』 第2巻4号 7頁
註5 博物館事業促進會 1929 『博物館研究』 第2巻9号 3頁
註6 博物館事業促進會 1929 『博物館研究』 第2巻6号 1頁
註7 日本博物館協會 1933 『博物館研究』 第6巻7号 1頁
註8 關野 貞 1934 「保存上重要美術品の複製を

つくれ」『博物館研究』 第7巻7号

- 註9 秋山光夫 1934 「摹本の意義と價值」『博物館研究』 第7巻7号
註10 後藤守一 1934 「歴史博物館における模造」『博物館研究』 第7巻7号
註11 東京国立博物館 1973 「東京国立博物館百年史」 250頁
註12 註11文献241頁
註13 註11に同じ
註14 註10文献250頁
註15 後藤守一 1931 『歐米博物館の施設』 帝室博物館
註16 本場一夫 1949 「新しい博物館—その機能と教育活動—」 日本教育出版社
註17 棚橋源太郎 1950 『博物館学綱要』 理想社
註18 棚橋源太郎 1953 『博物館教育』 創元社
註19 文部省社会教育局 1953 『学芸員講習講義要項』
註20 富士川金一 1971 『博物館学』 成文堂
註21 加藤有次 1977 『博物館学序論』 雄山閣
註22 千地万造 1978 「博物館資料の収集」『博物館学講座』 5 雄山閣出版
註23 加藤有次 1996 『博物館学総論』 雄山閣
註24 倉田公裕・矢島國雄 1997 『新編 博物館学』 東京堂出版
註25 梅棹忠夫 1987 『メディアとしての博物館』 平凡社 17頁
註26 篠崎四郎 1991 『図録拓本入門事典』 柏書房 38頁
註27 日本博物館協會編 1956 『博物館学入門』
註28 註21に同じ
註29 内川隆志 1993 「中世礫椰墓の移築、副葬品の保存処理とその活用—福井県武生市家久遺跡—」 『國學院大學博物館学紀要第18輯』 國學院大學博物館学研究室
註30 若木 豊 1985 『博物館技術学』 雄山閣
註31 登石健三 1990 「文化財・保存科学の原理」 株式会社丹音社

(國學院大學考古学資料館学芸員・兼任講師)

郷土史と博物館

—板橋区立郷土資料館の活動とその軌跡—

A Local History and Museum

—The Activity and The Course of Itabashi Historical Museum—

小西雅徳

Masanori KONISHI

1. はじめに
2. 板橋区立郷土資料館設立史
3. 館活動とその展開

4. 原点—郷土史と博物館の役割
5. おわりに

1. はじめに

日本においては博物館史を紐解くまでもなく、博物館名に「郷土」名を念頭に置いて設立された博物館が比較的多く、その割合は歴史系博物館の大半を占めている¹。それらは郷土博物館や郷土資料館のように普遍的な名称で通用している。しかし、その一方で、博物館史の後半部分、つまり昭和50年代から始まる文化庁の補助金による歴史民俗資料館構想が強力に推進されて全国に広く普及した結果、郷土資料館に代わる存在として一時的に注目をあびた施設もある。最近では「ふるさと」を館名に付す例もまま聞くようになったが、「郷土」の概念が時代と共に推移しながら変化していることは一般的に認めている所でありながら、博物館名に郷土が付されてきた歴史的な経緯について十分な検討がなされてきたわけではない。現在でも「郷土」の名を冠した博物館が一時増えただけでなく、設立されている経緯もあり、その背景理由も何によっているのであろうかとの疑問もある。

「郷土」を名に冠する博物館群の設置には、戦前からの郷土(史)教育と無縁でなく、長く郷土史の蓄積と周知が博物館設立に際して

普遍的な役割を果たして、自然に広まった一因を作ってきたことは疑いを入れない。その下地には、郷土博物館に代表される思想的な背景として、20世紀初頭のドイツにおける「ハイマートクンデ」を手本としているとの指摘もあるが、それは郷土教育という国民教育の場での広がりであって、そのまま戦前の郷土博物館が「ハイマートクンデ」の手法を援用していたのかについて判然としているわけではない。ただ、戦後の昭和25年、棚橋源太郎が「博物館学綱要」の中で「郷土博物館は地方博物館よりも、その地方的郷土的色彩の一層濃厚なもので、理念をいへば、各町村に夫々一館ずつの郷土博物館が存在することが望ましい」と述べて、より地域性の強い、つまり土着性のある公開施設としての郷土博物館の存在を強調しつつ、地方における郷土研究の拠点としての郷土博物館の重要性を指摘しているのである。戦後に開館した「郷土」名の博物館群は、必ずしも専門的な学芸員の存在によって設立されてきたのではなく、自治体の長による発案、建設である場合が大半を占め、学芸員が積極的に関わるようになるのは、大半が昭和50年代以降のことであろう。こうした傾向が生じた背景には、長く郷土教

育と郷土史が果たし、生み出してきた深い役割の大きさを、改めて認識するのである。

最近では、先述したようにイメージ化された名称を使用する例が見られ、次第に「郷土」名を冠した博物館も一頃程の勢いを失ってはいる。例えば昭和11年に設立された釧路市立郷土博物館が、新築後の昭和58年に名称を釧路市立博物館としたように、戦前から既に「郷土」を冠した博物館群の中に改築・新築後の名称変更から「郷土」の名を外す例が最近見受けられるようになったが、この事象は単に名称のみに起因するものでないらしい。今日の博物館設立の趨勢の中で、もはや「郷土」名の冠用が古くなりつつある社会情勢的な一面もあるのであろう。

現在の博物館に「郷土」名を冠することと館活動とは、今と昔とで大きな隔絶があるわけではない。その一方で年々「郷土」名の使用減少が、今日の博物館設立上そぐわないものと見られつつある状況にも注意する必要がある。このことはまた、反面として戦前からの長い郷土史研究の衰退を意味してもいるのであろうか。本論は、博物館の活動上で「郷土史」が担い、かつ果たしてきた一面を板橋区立郷土資料館の活動から再考し、改めて「郷土史」の存在と郷土系博物館の今後の展望について、その所見を述べるものである。

2. 板橋区立郷土資料館設立史

板橋区立郷土資料館は、昭和47年7月23日、東京都23区（特別区）の中で初期段階で創立された、公立歴史系の博物館として最も古い部類に属する。昭和44年開設の郷土資料室時代を入れるともっと遡るが、この板橋に先立つ公立歴史系博物館として昭和39年設立の世田谷区立郷土資料館があり、世田谷区につぐ特別区で2番目の歴史系博物館施設の開設となる。当館の設立経緯については、既に小林保男らによって詳しく報告されているが、ここで改めて板橋区立郷土資料館の沿革史と展

示活動の一端を紹介し、その軌跡をたどってみたい。

1) 郷土資料館設立以前の活動

戦後間もない昭和23年5月の板橋区広報は、区民の華ひらく「第1回区民美術展」の開催を伝え、同年11月人形収集家の西澤笛畝は「区美術展と私の希望」と題して投稿し、美術展の盛況を祝した。⁶⁾西澤は「戦後の思想の低下と道義心の荒廃」する中での区側の挙行を絶賛しながら、「総てを総合して目的たる区民の慰安と美術鑑賞の向上」に果たした美術展の意義とその成果を評しながら、今後の継続性の必要を訴えた。好評を得た美術展は翌年6月にも再度開催、更に昭和26年には社会教育研究大会を開いて、板橋区側の文化事業への前向きな姿勢を示したのである。

戦後復興の途上での僅かばかりの文化イベントの開催は、やがて戦前に計画がありながら途中で一旦頓挫した、板橋区史の編纂を昭和25年から復活する事業へとつながり、歴史的な第一歩を踏み出すのである。3年後の昭和28年に上梓を見た「板橋区史」編纂事業の成果は、翌昭和29年7月8日～9日にかけて板橋区議事堂で「史料展」と題して開催するに至る。⁸⁾この史料展は、板橋区最初の文化財展示であり、特に歴史的な観点から見てより重要と見られた資料を一堂に集めて展観、出品点数約90点、写真35点で構成し、一般の観客を圧倒すると同時に、博物館的な展示の第1歩となったのである。会期を2日間と限定したのは「史料として出品されたものは、何れも山積ある貴重品であるので会場での保管に並べられない注意を必要とする」ための、やむをえない処置であったと報告している。翌年には区政普及映画「伸びゆく板橋」を公開、高度成長期前の板橋の自然環境・町並みや人々の動きを写した唯一の動画として貴重な記録を残している。

30年代には特に展示活動的なものは見られ

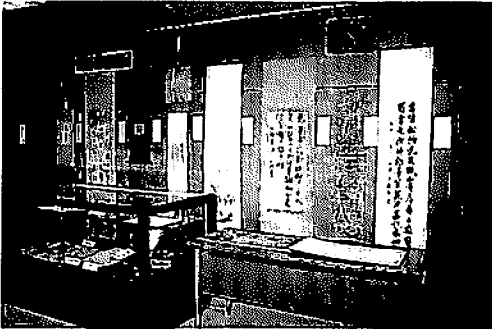


写真1 「秘宝展」昭和44年頃

ないが、板橋区史の編纂に携わって以降、一人板橋の歴史文化財全般を担当していた伊藤専成氏に対して、昭和41年5月当時の板橋区長から「総合文化会館」計画・建設にあたって、区内に遺存する歴史資料を中心に、生活道具、農機具等を資料収集するよう指示し、実際にその資料を区長室に展示した経緯があった。その後、資料の増加に伴って庁舎内の廊下にまで展示ケースを配置、展示するに至るが、その前年の昭和40年、三越デパート池袋支店を会場とした「板橋区の産業と観光史跡展」を開催し、板橋の歴史の一端を、観光物産とからめて紹介している。昭和43年は明治百年を記念した東京百年記念の年にあたり、暮れの12月の3日間、「東京百年記念板橋区民の秘宝展」を開催している。会場は区役所三階区長室と四階第一委員会室をあてがい、119点を出展、公開しているのである。

2) 郷土資料室の開設

昭和44年4月には区立産業文化会館開館にあわせて、3階の一角に予て懸案であった郷土資料館の前身である「郷土資料室」を開設、戦後の数度の展示会で出品された資料群が常設の形で展示された。前年の秘宝展と趣を変えた資料室の開室は、多くの区民に関心と影響を与えたのか、大変な反響を得たという。展示室の構成は3階の2室をあてがい、第1展示室には江戸～明治の為政者の書画を中心として、第2展示室には板橋関係の歴史資料を

石造文化財、農耕機具類、生活用品、家内生産用具、燈火用具、捕物用具、化石類、土器石器類、宿場関係資料とに大別して展示した。

その年の秋11月22日～30日にかけて第2回「秘宝展」を開催、3階・4階を使って総数134種を4会場に分け展示している。3階第1会場では幕末以前の書を中心として、特別展会場では明治維新以後の政治家の書を、第2会場が板橋の歴史資料、4階の第3会場で民俗資料を展示するという総合的な展覧が行われたのであった。これらの出展資料の多くは、その後郷土資料館が完成した際、そのまま実物資料の継承と資料情報として活用され、今日にいたるまで板橋の歴史・文化財の軌跡を描く土台となったのである。

昭和45年、46年の秋には板橋区総合文化祭の一環として、区民の保存している文化財と銘打った「錦絵・古地図展」を9月29日～10月4日まで開催、やはり3階・4階の広いスペースを使用している。46年には資料室を使用した大々的な展示としては最後の「神社・寺院宝物展」と、「写真でみる板橋の史跡めぐり」を開催、区内の史跡・文化財の写真100点をカラー写真で紹介した。47年の2月には「板橋区古美術展」の開催を最後に企画展示を終了し、同年7月10日をもって赤塚溜池公園の地に板橋区立郷土資料館が新築されるに伴い、郷土資料室を閉室した。この資料室時代の展示・運営を担当したのは伊藤専成氏ただひとりであった。

3) 郷土資料館の建設

昭和47年7月23日、赤塚城下の一角に郷土資料館が単独施設として開館した。当時の敷地面積は1,110m²強の変形三角地であったが、今でも東京都内にこのような自然環境が残されていたのかと思われる程、自然豊かなこの地域に郷土資料館が建設された背景には、次のような理由があった。その発端として昭和

39年3月議会からの「赤塚溜池跡地の健全なる利用に関する請願」を受け、区側が「赤塚公園構想」を建て、その施策の一つ、昭和46年3月「教育と文化の森」として整備する「教育の森」構想の一環として郷土資料館が建設されることになったのである。溜池から大門地区にかけては土地区画整理事業が進み、跡地利用を念頭に置いた環境への配慮と文化ゾーンを考慮してのことであった。ただ途中で館施設を赤塚城の上に建てるのか、あるいは下に建てるのかで論議となった経緯がある。眺望の面では赤塚城の本丸（一郭）部分が望ましいとしたが、都用地という制約と史跡の保存性のため、城下の溜池の一部を埋め立てた現在の狭隘な地に建設されることとなったのである。板橋区立郷土資料館の展示主旨は、当時発行されたパンフから引用すると次のようにある。

「板橋区の今日の発展は、徳川氏が覇権をにぎって後、江戸を中心とする交通路として整備された中山道、川越街道の交通上の要地として設けられた板橋宿、上板橋宿から始まったといわれています。

その一時代前の戦国時代、平家の正統千葉氏が下総から赤塚城に移り都北一帯に勢力をひろめました。この由緒ある赤塚城跡に昭和47年7月、郷土資料館が開設されました。郷土資料館は本館と附属民俗館、復元納屋にわかれ、前者では古文書その他の文化財を、後者では昔の生活様式をそのまま再現し、農機具・民俗資料等を多数展示しています。

ここを区民の「心のふるさと」として、よい子の「社会科研究の場」として広く活用され、板橋の歴史を知る一助としていただければ、幸いと存じます。」

と、今日から見るとやや時代がかった物言いの趣旨説明であるが、展示内容としては以前の郷土資料室をそのまま独立の建物として

活用したような感じで、特に博物館法的な手法—建物・展示—を考慮に入れていたわけではなかったようである。建物とその附属施設の規模は以下の通り。

・本館 鉄筋コンクリート造平屋建瓦葺

建物面積 203.87m²

展示室 141.89m²

事務室 24.74m²

倉庫 13.71m²

・付属民俗資料館（古民家）

旧徳丸村 田中茂雄家

木造平屋建茅葺

建物面積 119.64m²

・復元納屋 旧蓮沼村 中村辰三家

木造2階建瓦葺

建物面積 38.88m²

・農機具置き場 ・井戸 ・灯笼等石造物類

展示内容は、本館においては文書類、古代遺物、石造文化財、伝承遺物、生活用品、屋内生産用具、農機具類、古美術品の7項目に大別展示した。当初より資料数の割に展示空間が狭く、煩雑な印象を与えていたため、間もなく生活用品、農機具類、屋内生産用具の大半を民俗資料館（古民家）へと移替え、更に赤塚へ越してから増大した農機具類のため農機具置き場を増設している。

資料館の運営は、独立後事務系常勤職員3名、非常勤1名で出発した。その組織的な位



写真2 溜池から見た郷土資料館

昭和47年冬

置づけは、教育委員会社会教育課文化係の付属施設としてであり、その後、後述するように一時期美術館の所管を経て、再び同課の文化財係として独立、昭和54年には初めて学芸員を採用している。学芸員採用は埋蔵文化財調査に対応するものであったが、特別区として最初の学芸員採用であった。非常勤職員は、社会教育専門員という肩書で、小中学校長の退職ポスト充当であると共に、大学卒業の新人も随時採用するという弾力的な採用方法を取り、若手もその職についた。社会教育専門員の名称は、文化財係あるいは郷土資料館時代には共に文化財専門員と独立呼称して徐々に増員し、3-4名体制を組み文化財調査や学校児童への説明と、ほとんど学芸員とかわらない活躍を示した。この間には学芸員資格を有する事務職員が着任するなど、急速に板橋区にとって体系的な文化財保護行政の土台を形作る時期にも重なったのである。¹¹その一方で、展示活動を盛んに行うにも、常設展示で日一杯の館内状況では館外にその活動の場を作らざるをえず、所謂「出張展示」が隆盛した(表3)。昭和48年の区役所での「古美術展」を嚆矢に、翌年からは東洋一の高層団地として活気を呈していた高島平の銀行を利用した「高島秋帆」「中山道板橋宿」を開催して盛況を博し、産業文化会館や区内常磐台駅前の日本書道美術館を借りての展示会も開催された。このような「出張展示」も、郷土資料館に隣接して区立美術館が完成すると、「郷土資料コーナー」を利用した企画展示へと推移した。しかも、一時的には美術館の展示室全てを借りての展示に到った例もある。

4) 美術館郷土資料コーナー

「赤塚公園構想」の進捗に伴い、昭和52年12月区立美術館建設を決定。溜池を挟んだ東側に昭和54年5月19日落成、翌20日より一般公開した。¹²この美術館は特別区初の公立美術館との鳴り物入りで落成を見たものの、館の

性格や運営方針を従来の美術館と同一に見るべきかとの点で多少の混乱をもたらし、その産物として2階展示室の一面に郷土資料コーナーが設けられた。面積70m²を有し、各種の模型を中心とした展示を行い、後日ショーケース5台を設置、「昔の道具」という常設展示を行いながら、年数回の企画展も随時この空間を使用して行っている。

一般的に見て奇妙に覚える、美術館の一面に郷土資料コーナーを設けたその背景としては、美術館の設立の念頭に地元美術愛好家や作家の作品を優先的に展示紹介し、その普及を積極的に図るという意図があって、当初「郷土美術館」としての性格を帯びていたからであった。その底流には、昭和23年の区民美術展から始まる長い歴史的な背景があったが、それはあくまでも地元指向の美術館であるべきとの基本理念がそうさせたのであった。つまり、「郷土」に根ざした美術館と、郷土を彷彿とさせる資料の存在こそが、板橋区としての美術館個性であり、特徴であるとの考えが、設立関係者一同からわき出た基本理念であったということであるらしい。そのような当初の理念も、美術館専属の学芸員の採用と活動の結果、郷土資料コーナーの存在も違和感のあるものとなり、当然のことながら、美術館の立場から見ると不協和音化する空間として映ったのである。そのため郷土資料館の改築構想が具体化する時点で撤去し、両館の活動を束縛しない方向へと決着を図ったのであるが、学芸員から見て至極当然のことであっても、先に述べたように、美術館及び郷土資料館の設立に力のあった人達からは不満が残ったのも事実である。¹³

先に述べたように、美術館に郷土資料コーナーが設営された時点で組織の改変が行われ、郷土資料館は社会課文化係が美術館へと変更、一時期美術館の管理下に置かれた。

5) 郷土資料館の改築



写真3 郷土資料コーナー 昭和54年頃

赤塚溜池公園内に開館した郷土資料館は、赤塚城の堀の一部とも言われる自然の湧水池（溜池）の一部を埋め立てた上に建設されたため、開館後間もなくから東南に建物が傾くという構造上の欠陥が露呈しつつ、更に施設の根本的な狭隘化という問題を抱えていた。しかも老朽化に伴う度合いの強さや、施設上の見かけの問題もからみ、その貧弱さは行政の根幹とも関わるものであり、抜本的な改善を必要とする機運が、既に50年代後半から生じていたのである。この問題は度々区議会でも取り上げられ、その結果、昭和60年に改築の方向性について「板橋区基本計画—昭和60年～70年度¹⁴⁾」で計画達成が盛り込まれることとなった。

当初、新館構想については、十分な検討を加えながら、環境が良くても用地の面で根本的な課題を抱える郷土資料館現敷地も合わせて、別の立地を考慮に入れながら検討する学芸員を中心とした検討会が作られた。それは昭和61年暮れから翌62年春まで板橋区立郷土資料館・美術館の両学芸員から構成されていたが、¹⁵⁾結果的には検討が行われた内容について殆ど反映されることなく、時限的な形で新館を建設する方向へ政策がらみで進んでいくことになる。それまでの改築構想は、資料館・美術館の両館とも狭隘な館施設であったため、資料館を大規模館化を目指して建設し、美術館との関連で有機的に連携する施設作りが生まれ、そのためには準備時間の関係で昭

和60年代後半での完成が理想とされたのである。これは結局夢物語と化したのが、この間の学芸員同士の意見交流は、各人の博物館像を窺う上で大いに参考になるものであった。

このような状況下で急速、昭和62年に隣接する民有地が確保され、改築に向け具体的な実施の運びとなった。先にも触れたように、当初は館名を含めた新築を企図し、大規模な博物館化を構想していたが、公園内である事の各種の制限（都市公園法）や、2種住宅専用地という高さ（10m）規制を受け、その結果建物の容積率は最大で1,400㎡規模の施設しか作れないという法定上の制約を下地にせざるをえなかった。このようなハード面での制約を受けた上での改築方針決定に伴い、昭和62年12月8日には区の職員による「改築検討委員会」を発足、更に12月11日には学識経験者、地元代表、社会教育団体代表、小中学校代表及び区代表による「改築懇談会」を設置、座長に板橋区文化財保護審議会副会長の法政大学教授伊藤玄三氏を選出し、改築の具体的な内容及び施設の設計案に着手した。

ここまで普通ならそれ相応の時間をかけて改築内容について検討するものだが、この時点まで、明らかに区側の政策的な都合により短期間での施工決着が図られ、翌63年3月末には建物の基本設計まで区営繕によって進められることになる。提出された建設図面を基に1度の内容検討を行っただけで、実質的には区側（行政側）のペースで改築計画が、懇談会にも変更が出来ないような形で進捗、同時に設計図の確定を見たのである。それと併行して予算規模も郷土資料館側の知らない内に内容が固まるという事態まで進展する。

少なくとも、62年度の冬の数カ月間で、意図してもいない建物の基本が決定され、更に郷土資料館とは別個に、中山道板橋の宿を彷彿とさせる（仮称）歴史民俗資料館構想も企画側から持ちあがり、このため、郷土資料館が目玉とも考えていた江戸時代の宿場関係資

郷土史と博物館

料を除いた展示構想を新たに練る必要が出て、時限の迫った資料館の展示構想に混乱を生じたのである。(仮称) 歴史民俗資料館構想は、学識経験者を基にした郷土資料館の「改築懇談会」では検討課題にも登らず、狐に抓まれたような決定であった。

基本設計は昭和62年度冬の時点で確定後、翌63年春～夏にかけて実施設計を終了、秋には予算を確定している。この間の昭和63年8月資料館の建物を取り壊し、10月4日改築工事に着手。翌年平成元年2月展示基本設計開始と業者選定、4月から実施設計に着手した。同年4月には文化財係から郷土資料館が一係として独立した。6月末には展示制作を開始、9月26日本館が竣工して館で受け取り、引き続き展示施工に入り、12月11日全ての作業を終了した。

施設概要

- 敷地面積 2,850.00m²
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建 勾配屋

根銅板横葺

延床面積	1,335.00m ²
• 1階床面積	688.13m ²
展示室	242.42m ²
事務室	152.07m ²
収蔵庫1	110.34m ²
エントランスホール	97.89m ²
• 2階床面積	647.09m ²
展示室	202.38m ²
講義室	132.00m ²
収蔵庫2	110.00m ²
特別収蔵庫	22.00m ²

6) 展示の方向性

「ムラカタ的な文化」指向の展示を目指すものとして、次のような展示テーマを設けた。その大要は、自然と原始古代から江戸時代近郊農村地帯として栄えた板橋を紹介するというもので、その中から中山道・川越街道と宿場という歴史的な事象を除く全てが対象とな



写真4 改築なった郷土資料館

郷土史と博物館

るものである。これでは正直にいつて計画段階から目玉らしい目玉がなく、区民にアピールするほどの展示内容を出せるか不安な状況下で、展示雰囲気だけは盛り上げたいという本末転倒な展示指向を取らざるを得なかったのである。展示の導線による内容は以下の通り。

シンボル展示・いたばしびと
 導入展示 ・板橋の自然・歴史・文化
 板橋区について
 遺跡・文化財地図

生きる

暮らす

田遊び

年表

ムラの世界（UMガラスによる模型映像演出）

・旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安時代

板橋の遺跡

石と鉄の造形

土の造形

・江戸・明治時代

文書は語る

年 月 日	内容項目
昭和44年4月1日	産業文化会館内に郷土資料館の前身である郷土資料室開室
昭和47年7月10日	郷土資料室閉室
昭和47年7月23日	赤塚溜池公園内に社会教育課文化係の附属施設として板橋区立郷土資料館開館
昭和54年4月1日	社会教育課文化係から同課美術館に所属変更
昭和54年5月19日	板橋区立美術館開館。一角に郷土資料コーナー開設
昭和56年4月1日	社会教育課文化財係誕生、美術館から文化財係へ所属替え
昭和60年度	「板橋区基本計画」において資料館改築を計画
昭和62年12月8日	職員有志による「改築検討委員会」が発足
昭和62年12月11日	「改築懇談会」を設置
昭和63年8月	資料館取り壊し
昭和63年10月4日	改築工事着手
平成元年4月1日	社会教育課文化財係から独立した係として郷土資料館誕生
平成元年6月30日	展示制作着手
平成元年9月26日	本館工事竣工
平成元年12月11日	展示制作終了
平成元年12月22日	落成式
平成元年12月25日	資料提供者レセプション
平成2年1月6日	開館、一般公開
平成2年1月6日～	開館記念企画展「板橋歴史回廊」開催
平成2年2月24日～	開館記念特別展「高島秋帆と澤太郎左衛門展」開催

表1 板橋区立郷土資料館沿革史

道具は語る
徳丸ヶ原
戦 う ・明治・大正・昭和時代
火薬を作る
欲しがりません勝つまでは
学童疎開
板橋区の空襲略史
敗戦
シンボル展示・関谷四郎の世界

展示のコンセプトとして、イメージ的な雰
囲気の創出を如何にはかり、子供に喜ばれる
展示のため映像展示を多数盛り込み、展示ケ
ースは可動性のあるものを考える。また、常
設展示では、展示面積の広さから考えて通史
的な展示は無理なため、前述した「原始古代」、
「近世の農村部」、「明治以降の近代化」を柱
とするもので、不足分の展示を企画・特別展
示室で随時開催して補うものとした。

3. 館活動とその展開

板橋区立郷土資料館の活動は、主として展
示活動に重点が置かれていた。昭和28年の区
史編纂事業の成果を、歴史資料の実物展示と
いう史料展を最初として、資料室（昭和44年
～昭和47年）時代以来、一貫として展示公開
を主たる活動の柱とした。昭和47年7月の資
料館建設後からは、文化財活動を積極化し、
更に文化財系の主管施設となっても、年数回
の展示を展開しながら、史跡めぐりや講演会
を開催するという博物館的な性格をより倍加
するのである。その一方で、板橋史談会に調
査委託しながら文化財調査を積極的に推し進
め、その成果が報告書（文化財シリーズ）と
展示に反映されるという形で収斂した。

改築される前の資料館では、所管が文化財
係にあったため、学芸員は埋蔵文化財を担当
しながら他の文化財調査あるいは展示を行う
という、大方の地方博物館にありがちな兼業
体制の館運営であったが、それは一面では昭

和40年代から50年代における地域博物館活動
の実態を投射していたということもできる。

改築後の館活動は、文化財係から分離して
純粋に博物館的な活動を主体とするように位
置付けられたが、これはそのまま、文化財保
護行政的な分野を除くことを意味していた。
そのため、急速な事務事業の分離が、板橋区
全体の文化財行政全般に一時的な軋轢を生じ
る恐れがあるので、暫くは両者が協調しての
仕事の進捗が期待された。実際、数年はその
ような形で推移したものの、資料館と文化財
係との業務内容の見直しとその分離は、館の
活動の視点で見ると、むしろ肯定的な博物館
活動の強化につながったといえる。その結果、
館の主要な活動は展示に置き、さらに収集・
整理、調査、教育普及として講座・講演会の
開催運営が主要となるにつれ、文化財保護行
政的な分野とは工作上必ずしも一致するもの
でなく、むしろ館活動の面では相違すること
の方がより大きい状況を呈した。つまり館活
動にとって改築前の文化財係管理下の体制の
ような形では負担とを感じる面が多々あった
のである。その結果、地域調査を含めた館外
活動が、展示事業が主体となるにつれ、局的
な扱いや見方に陥り、将来的には展示事業へ
の影響も危惧される可能性も否定できない訳
ではないが、繰り返して言うように今までの
経緯からすると館の活動という視点で見れ
ば、一係の範囲の仕事量としての文化財保護
行政の一部を受け入れたとしても、博物館的
な施設での活動と文化財保護行政との調整
は、経験からすると実質的には異質な立場に
立つ場合が多いというのが実感である。

この方向性は館活動が軌道に乗るにつれ強
くなる傾向にあるが、その第1の要点は多分
に人的な配置と無関係でなかろう。先にも触
れたように館の仕事と文化財行政との仕事
は、確かに一致性と整合性とを必要とする面
もあり、両者の協調性が長所であっても短所
ではないながら、従来のように混合した館運

歴史系	45
・総合系展示	7
・原始古代（遺跡）	11
・中世	5
・近世 宿場（10）	15
農村（3）	
他（2）	
・近代	2
・現代	5
民俗系	14
・民俗・信仰	10
・伝統工芸	4
美術写真系	10
・古美術展	5
・写真は語る展等	5
自然科学系	7
・計量・昆虫展等	7
交通系	3
・鉄道交通展	3
・絵図地図展	2
・金石文（拓本）	2

表2 展示種類別分類

営のあり方では、むしろ館活動の方が弱体化するような気がしてならない。

1) 展示事業

館活動の柱が、板橋区立郷土資料館が設立されて以来展示にあったことを先に述べた（表3）。平成10年度までの展示回数は84回を数え、昭和47年7月の設立と、途中の改築に伴う休館期間を除くと年平均3.5回のペースで実施してきたことになる。しかも、平成2年1月の改築後は年平均5回という高ペースで、これを学芸員2名という人員で実施したのである。現在は年4回という体制で推移しているが、それでもかなり頻度の高い展示回数であろう。

展示内容とその種類の傾向について概略分類すると次のようになる。歴史系45回、民俗系14回、自然科学系7回、美術写真系10回、運送運輸3回、地図・金石文各2回となり、当然のことながら歴史が半数を占める（表2）。展示の傾向は、館の方針として決めているわけではないが、概ね展示担当者の専門と趣向によっている。

これらの展示は、開催年毎の館職員の構成やその担当者の専門分野とによって、様々な傾向が見られる。例えば、昭和48年～54年にかけての頃は学芸員が採用されてなく、この当時の展示は、文化財専門員という非常勤職員によって行われていた。その中心となったのが特に板橋区の文化財全般を把握し、その運営に当たっていた伊藤専成氏らであった。伊藤氏は昭和25年の板橋区史編纂事業の時から板橋の歴史・文化財全般をつかさどり、29年の「史料展」、43年「東京百年記念いたばし秘宝展」の展示開催、44年の郷土資料館の前身である、郷土資料室の創設、47年の郷土資料館開館と、この事業の大半を指揮した人物であった。また、昭和40年代当時の板橋区長が骨董好きであった点も手伝って、美術・秘宝的な指向の展示が度々開催されたが、そのためこの区長の趣味と意向とによって展示が決まってしまった点も否定できないものの、その一方で早い段階での郷土資料館の開館を可能とした遠因を作ったともいえよう。美術骨董好きの区長と、それを支える人物がいたからこそ、今の郷土資料館が存在したような感じである。

先に触れたように、学芸員が採用されたのは昭和54年のことであった。その後2名学芸員が採用されたが、何れも埋蔵文化財を主として採用されたため、展示活動は片手間という感じが否めなかった。展示を主とした学芸員の採用と専門化したのは、平成元年の改築時のことであった。昭和63年までの展示活動は、主として伊藤氏や小林保男氏を始めとし

郷土史と博物館

て、その他退職校長のポストであった文化財専門員あるいは大学卒業と同時に社会教育指導員の肩書で採用され、やがて当館での活躍

後、他の教育機関へ転職した複数の職員によって運営されたこともあった。

表3の展示年表を見ると、かなり時代性・

	開催年		展示名	会場
1	昭和48年3月		古美術展	区役所
2	昭和49年2月	企	高島秋帆	東京相互銀行高島平支店
3	昭和50年2月	企	中山道板橋宿	東京相互銀行高島平支店
4	昭和50年7月～8月	企	板橋の原始社会	板橋区立郷土資料館
5	昭和50年11月～12月	企	文化財写真展	産業文化会館
6	昭和51年8月～9月	企	中世の板橋	板橋区立郷土資料館
7	昭和51年11月	企	文化財写真展	産業文化会館
8	昭和51年12月	企	いたばしの秘宝展	日本書道美術館
9	昭和52年8月～9月	企	石神井川—その変遷と人々のくらし	板橋区立郷土資料館
10	昭和52年11月	企	板碑拓本展	産業文化会館
11	昭和53年1月～3月	企	田遊び	板橋区立郷土資料館
12	昭和53年2月～3月	企	鍍金と日本人形	産業文化会館
13	昭和53年8月～9月	企	板橋のあゆみ	板橋区立郷土資料館
14	昭和53年11月	企	日本秀逸板碑拓本展	産業文化会館
15	昭和54年9月～12月	企	発掘	板橋区立郷土資料館
16	昭和55年2月～5月	企	郷土玩具展	美術館資料コーナー
17	昭和55年5月～7月	企	教科書のあゆみ展	美術館資料コーナー
18	昭和55年7月～8月	企	祭展	美術館資料コーナー
19	昭和55年9月～11月	企	鉄道模型展	美術館資料コーナー
20	昭和55年11月～1月	企	江戸のあかり	美術館資料コーナー
21	昭和56年1月～5月	企	板橋の貝化石	美術館資料コーナー
22	昭和56年2月～3月	企	武蔵野のおいたち	美術館第2展示室
23	昭和56年5月～10月	企	板橋の農民のくらし	美術館資料コーナー
24	昭和56年10月～11月	企	板橋の地図展	美術館資料コーナー
25	昭和56年11月～1月	企	大むかしの「むら」の生活	美術館第2展示室
26	昭和56年11月～2月	企	いたばしの郷土芸能	美術館資料コーナー
27	昭和57年2月～3月	企	明治・大正のあかり	美術館資料コーナー
28	昭和57年8月～10月	企	私たちのくらしと遺跡	美術館資料コーナー
29	昭和58年1月～3月	企	写真パネル自然と人々	美術館資料コーナー
30	昭和58年12月～2月	企	板橋のいしぶみ	美術館資料コーナー
31	昭和58年3月～4月	企	西沢信誠小絵馬展	板橋区立郷土資料館
32	昭和59年12月～2月	企	いたばしの金行文	美術館資料コーナー
33	昭和60年3月～4月	企	はかる	板橋区立郷土資料館
34	昭和60年8月～9月	企	板橋の遺跡	美術館資料コーナー
35	昭和60年10月～11月	企	板橋の登録指定文化財	美術館資料コーナー
36	昭和61年3月～3月	企	いたばしの江戸・東京	板橋区立郷土資料館
37	昭和61年8月～9月	企	板橋の遺跡	美術館資料コーナー
38	昭和61年12月～1月	企	板橋の河川と人々のくらし	美術館資料コーナー
39	昭和62年5月～6月	特図	中山道と板橋宿一夜明け前の世界—	美術館第1・2展示室
40	昭和62年10月～11月	企	写真は語る	美術館資料コーナー
41	昭和63年3月	企	板橋の先土器時代	板橋区立郷土資料館

郷土史と博物館

—改築のため展示中止—以下展示は改築後のため企画・特別展展示室等で開催。			
	開催年		展示名
42	平成2年1月～2月	企	板橋・歴史回廊—いたばしびとのたから—
43	平成2年2月～3月	特図	高島秋帆と澤太郎左衛門—板橋の工業事始—
44	平成2年4月～7月	企	収蔵品展「甦る板橋」
45	平成2年7月～9月	企	農のかたち
46	平成2年9月～10月	企	板橋の弥生土器
47	平成2年11月～12月	特図	絵馬と農具にみる近代
48	平成3年1月～3月	企図	中山道板橋宿 平尾宿—脇本陣豊田家
49	平成3年4月～5月	企	板橋の原風景2題
50	平成3年6月～8月	企	徳丸村を知っていますか?—古文書が語る村のくらし
51	平成3年8月～10月	企	大門遺跡
52	平成3年11月～1月	企図	農業の誕生・民俗の発見
53	平成4年2月～3月	特図	川越街道展—板橋から川越まで 人・道・歴史
54	平成4年4月～6月	企	いたばし教育のあゆみ—足利学校から学校給食まで
55	平成4年7月～8月	企	わが家の宝物
56	平成4年9月～10月	企	郷土の歴史展 松月院—赤塚と松月院の歴史を探る—
57	平成4年10月～12月	特図	江戸の旅と流行仏—お竹大目と出羽三山—
58	平成5年1月～3月	企図	板橋の遺跡—近年発掘された板橋の遺跡とその成果—
59	平成5年4月～6月	企	喫茶往来—館蔵品による煎茶展—
60	平成5年7月～8月	企	明治から昭和の玩具展—なつかしいオモチャ
61	平成5年9月～10月	企	旅・街道・宿場—中山道を中心として—（※文化財係主催）
62	平成5年10月～1月	企	いたばしの文化財
63	平成6年2月～3月	特図	高島秋帆—西洋砲術家の生涯と徳丸原—
64	平成6年4月～6月	企図	板橋の絵図・絵地図
65	平成6年7月～9月	企	昆虫—自然にひそむ小さな生きものたち—
66	平成6年10月～12月	特図	江戸四宿
67	平成7年2月～3月	特図	いたばしの伝統工芸—匠とその技—
68	平成7年4月～6月	企	浮世絵—豊国・国芳・国周—
69	平成7年7月～9月	企	板橋の鉄道—東武東上線—
70	平成7年10月～1月	特図	板橋の平和—戦争と板橋 語りつく苦難の日々—
71	平成8年2月～3月	特図	旅と信仰—富士・大山・榛名への参詣—
72	平成8年4月～7月	企	キネマ板橋—覚えてますかあの映画館あの映画—
73	平成8年7月～9月	企	中山道—江戸時代の街道と宿場町—（※文化財係主催）
74	平成8年9月～10月	企	水とくらし—千川上水の三百年—
75	平成8年11月～12月	特図	長崎唐人貿易と煎茶道—中国風煎茶の導入とその派生—
76	平成9年2月～3月	特図	田遊び—農耕文化と芸能の世界—
77	平成9年4月～6月	企	銭湯今昔物語—湯屋からコミュニティー銭湯へ
78	平成9年7月～9月	企	板橋の遺跡—最新発掘ニュース—
79	平成9年10月～11月	特図	豊島氏とその時代—中世の板橋と豊島郡—
80	平成10年1月～3月	特図	板橋の近代のあゆみ
81	平成10年4月～6月	企	新収蔵品展—珍しい道具・懐かしい物—
82	平成10年7月～9月	特図	トラムとメトロ—地下鉄物語・都電から地下鉄へ
83	平成10年10月～11月	特図	高島平—その自然・歴史・人—
84	平成11年2月～3月	企	板橋職人仕事—活かしている伝統技術—

表3 展示会年表（企—企画展、特図—特別展と図録発行）

広域性に富むジャンルの展示が見られるのも、こうした多様な職員の館活動の草創期におけるエネルギーな発露と見ることもできる。つまり若く固執化していない柔軟な発想を備えた段階での多様な館活動の一環と理解できるのである。改築前の年5回の企画展を、文化財専門員だけでなし遂げていた時期もあり、そのエネルギーさに只脱帽するばかりである。その一方で、図録が作られず、ポスターとパンフのみに終始していたのも止むをえないことであった。本格的な図録が作られたのは、旧郷土資料館閉館間際の開館15周年の「中山道展」1冊のみであって、その点からみると、少なくとも大掛かりな展示所作を必要とする体制が、旧資料館時代には無かったと見ることもできる。そういう点から見て、本格的な館活動体制となった改築後に、コンスタントな展示活動と図録の発行ができたのは、博物館的な館運営に専念できたからであるという点と、文化財保護行政との分離—つまり文化財係からの分離独立が、そのような体制作りを可能ならしめたともいえよう。

2) 主な展示活動とその成果

昭和48年3月に開催された「古美術展」は、昭和43年に区役所で開催された「東京百年記念板橋区民の秘宝展」以来の伝統を受け継ぎ開催されたものである。この間には同種の展示が2度開催され、昭和54年に開館した美術館でも最初の展示は古美術であった。このように何度も秘宝展・古美術展が開催されたのは、当時の板橋区長の趣味と意向によるもので、実際自らもコレクターを任じていた。

資料室の開設、郷土資料館の開館も板橋区長の趣味の公開場であったとの陰口も叩かれた時もあったが、展示内容を見るかぎり基本的には地元の板橋に密着した展示を行っており、一度も持ち込み展示が行われていない。昭和48年～56年秋までの24回に及ぶ展示は、

学芸員の有資格者もいたが、基本的には社会教育指導員（文化財専門員）と呼ばれた非常勤職員であった。専門職としての学芸員が直接展示にタッチしたのは25回目の昭和56年11月が最初であり、主として遺跡展関係を中心に展示活動と関わった。それ以外の分野は、相変わらず社会教育指導員を中心として、学芸員がそれを補助するに留まった。この時点での学芸員の展示への消極性の原因は、館外における日常的な遺跡の調査—埋蔵文化財調査が主務であったことと無関係でない。昭和63年の改築決定以前の郷土資料館では、文化財係が館内に居を構え文化財保護行政を中心に活動を行い、展示活動及び資料収集を社会教育指導員が主として担当するという、より積極的な博物館的な活動が傍流であったことにも起因している。

その例を予算の面から見ると良くわかる。企画展の予算は、1回開催あたりポスター・チラシの印刷費及び展示演示具（開催挨拶パネル・キャプション・写真）込みで約30万～40万円で、とても図録作成までには至らず、そこまでの成果を具体化する手段を持っていなかったのである。初めての図録は、昭和62年の開館15周年特別展「中山道と板橋宿—夜明け前の世界」で特別予算を計上した例が唯一で、この時は出張調査・図録等印刷費・展示設営費・美術梱包費全てを含めて500万円であった。会場は郷土資料館でなく、美術館全体を借りて開催した。その経験は、改築後の展示活動に多大な影響を及ぼすと共に、今日の館活動の軌跡をたどる上で重要な岐路になったと思っている。特別展「中山道と板橋宿」では、初めて金沢市内と、長野の本曾方面を調査・資料借用を行っているが、この借用交渉の過程で学芸員資格者の存在が重要視されて急速筆者が駆り出され、展示及び図録作成まで行い、初めて事務職員・社会教育指導員主導の展示から学芸員主導の展示へと転換した点でも、一つの画期をなした展示であった

と思う。

平成2年の改築後では開館記念企画展を筆頭に、平成10年度までの9年間で42回の展示を開催、その内訳が企画展27回、特別展15回となっており、刊行図録数19冊となっている。学芸員2名と文化財専門員2名、事務職員4名の世帯で、実質的な展示活動は学芸員が主導し、数年に一度文化財専門員が担当、最近では年1回から2回、文化財専門員が展示担当するようになってきている。改築当初は学芸員2名が年5回の展示を実施するというハードワークであったが、その最大の理由は施設上の構造と、観客動員の活発化を狙ったことであった。学芸員自身も若く体力的にも対応できていたからでもあるが、平成5年以降は板橋区の財政的な逼迫を理由に年4回の展示回数へと減少している。学芸員側から見て理由はどうであれ時宜を得たもので、実際、2名の学芸員で5回も展示を開催するには限界であったし、予算減額を理由に展示回数を減らし得たのは幸運というべきであった。ただ、平成5年・8年度にそれぞれ5回展示会を開催しているのは、(仮称)歴史民俗資料館に関連した企画展示であり、文化財係が主催した(第61回、73回)。これにより当館への開催実績と観客動員を図ることができた。

改築後の展示活動は、次のような基本を設けて実施した。企画展は館収蔵品を中心として、板橋区を展示の主範囲とすること。特別展は、板橋区外まで範囲を広め、板橋に縁のある展示とし、図録を作成するというものである。特別展予算経費は展示費用の2分の1から3分の1程を充当し、大規模な展示を行うことができる。しかし、特別展を持たないもう1名の学芸員のため、企画展の内の1本を図録を作るだけの予算配分を認めるというものであった。そのため学芸員は毎年展示図録を実績として残すことができる。そのため、企画展は簡易なものを心掛けるといっても、かかる仕事の内容に大きな変化があるわけでは

なかった。年1名が特別展を主催するとしたのは、特別展準備にそれ相応の時間と負担を考慮にいたったためであったが、平成6年からは特別展を年2回体制として、2名の学芸員の予算配分も均等化した。これは、当初の図録作成にかかる学芸員の負担を少しでも軽減するという方向性が、充実した展示と図録を作りたいとする学芸員の上昇志向の中にあつて、多忙であっても実績として残したいとの意向からであった。

展示テーマと内容は、それぞれの専門性が端的に現れている。たとえば第47回特別展「絵馬と農具にみる近代」、57回特別展「江戸の旅と流行伝—お竹大日と出羽三山」の民俗展示では、板橋と山形県庄内地方とを比較しながら、その近代性・宗教的な結びつきを狙ったものである。43回目の改築オープニングの特別展「高島秋帆と澤太郎左衛門」では、当初近代工業をテーマとして同様の題名を考えていたが、人名の方が理解しやすいということで、幕末期の人物を取り上げた。この展示会では九州長崎市と北海道江差町方面から資料借用を行い、また幕末維新の人物群がからむとあつて新選組ファンも集まり、そして喝采を浴びた。第53回の特別展「川越街道」では、初めて脇往還として有名な川越街道を取り上げた展示であった。板橋区のみならず、川越街道沿いの市町からも多数の観覧者を集め、また沿線沿いの博物館、教育委員会からも注目された。板橋に限らず、江戸時代に焦点を当てた街道と宿場ものの展示は、非常に人気の高い展示テーマの一つである。

平成5年までの展示図録頁数は平均50頁前後で推移したが、平成6年2月の特別展「高島秋帆」で150頁となり、西洋砲術家秋帆録の資料を全国より渉猟して大部の図録となった。同時に成増アクトホールを利用したシンポジウムを開催、板橋における高島秋帆研究の土台を築くことに成功した。同年秋には、3年の準備期間をかけた合同展「江戸四宿」



写真5 染色講座の参加風景 平成11年2月

を品川歴史館・足立区立郷土博物館・新宿歴史博物館3館と共同開催、江戸の出入口となる五街道と四宿（品川・板橋・千住・内藤新宿）を総合的に取り上げ、同時開催と展示内容の共通化と合わせ、図録も共同発行して200頁強の大部の図録となり、その手法のユニークさと相まって全国の博物館及びマスコミにも盛んに取り上げられたのである。

最近の展示活動では、伝統工芸的な展示（第67回、84回）が好まれ、実演者とのタイアップでは老若男女多数が参加し、今まで下町での印象が強かった職人的な工芸師とその世界が、板橋にも多数存在することへの驚きと反響を得ている。

3) 教育普及事業

この分野では講演会が最も多く、企画展あるいは特別展の際、随時開催している。旧郷土資料館時代では、講演会あるいは講座を開催するための講義室を持っていなかったため、溜池を挟んで隣接する美術館の講義室をその都度使用するという大変な不便を開っていた。そのため、改築後の現在の講義室では多様な事業を展開できるように融通性のある、多目的を意図した構造の部屋とし、机利用で50名、椅子席で最大120名の利用を可能としたが、それでも人気のある講演会では度々定員をオーバーして140名に達する事もしばしばであった。

講座とは大別すると2種類あり、民俗学や



写真6 古民家での講談 平成3年夏

考古学等のテーマを決めたシリーズものの場合、40名前後の人数を設定して連続講座を開いたり、古文書講座や博物館学講座のように解説や実技を伴う講座を順次設定、区民から広く好評を博したものもある。最近では、講師による一方通行的な講座性より、実技を伴う講座が喜ばれる傾向にあり、古文書講座や裏打ち実技のように毎回数倍の申込みがあるものもある。このような事業も学芸員・文化財専門員が展示会や調査を抱えながら進めている現状では、その内容や回数から区民の要望に応えるだけの事業を展開できないのが実情である。しかも講義室では一時的に写真撮影や、資料整理にも兼用されるため通年利用が難しく、施設的な拡充も切に望みたい所である。このような状況下での教育普及事業展開には限界があるため、自ずと散発的に行われているのが実情である。

講義室以外での事業としては、古民家を使用した体験物が好評である。たとえばミニ田圃での稲作体験（春・秋の2回）や、暑い夏を怪談話をして涼む「夏の夜の落語と講談の夕べ」、戦後50周年の際に開催した「すいとん試食会」は、竈を使用して直接釜炊きしたもので、雰囲気がありとても良かったとの評判を受けた。

4) 古民家体験

古民家では四季折々の事業が展開されている。建物は江戸時代後期の板橋の典型的な中

型農家である。現在板橋での茅葺きのある家屋は当館の古民家を含め2軒しかなく、文化財的にも貴重な存在である。屋根が茅葺きのため、過去2回手入れを行っている。全面葺き替えは予算の関係もあって実施していないが、将来的な課題である。この民家の維持のため、週1度は竈を焚き、室内あるいは屋根の維持に努めている。

特にこの竈焚きは11月下旬～3月上旬までの小学校見学の際に毎回焚き上げ、薪の火と煙に感動する児童が多い。確かに都心部で薪をくべる行為が少ない中、煙を見、実際に嗅覚することが大変な驚きのように受け留められている。豈も何故か好評で、寝転がる児童もいる。児童が来た場合には、当館では文化財専門員が説明と対応を行い、石臼によって豆を引き、その結果黄粉の臭いでそれとわかる実演は児童からも大変喜ばれている。この期間の来校数は80校以上にもものほり、区内の小学校は勿論のこと、近隣の区からの見学も年々増加傾向にあり、将来的な課題として児童向けの触れる展示の増加が課題となっている。

古民家での四季折々の事業として、5月の端午の節句に始まり、7月の七夕、9月～10月のお月見、正月の繭玉、2月の餅つき（大門

餅つき保存会）、3月のお雛様と趣向を凝らし、年々好評の一途を辿っている。例えば、雛人形は毎年のように寄贈申込みを受け、重複する年代のものは断っている状況である。それにつられ、5月の節句関係人形や資料も増加、収蔵品を増やしている。ただ年代的には江戸時代～明治期のものが仲々揃えられないため、数年かけて購入し、年代的な変遷過程が理解できるように努めている。月見は、赤塚村と徳丸村の各個人の家で行う月見飾りを1組用意し、各家庭での変化を示している。繭玉は予祝であると共に、かつて板橋にも養蚕があったことを示して特に年配者に喜ばれ、新春の餅搗きでは300人以上が参加、独特の餅つき歌で老若男女の目と口を楽しんでもらっている。

5) 入館者の推移

昭和47年の資料館開館後から平成9年度までの入館者数は1,241,034人となっている。表4に入館者数の動向を示しているが、開館当初は7月から3月までの約半年間で13,639人、翌年には33,556人と倍増し、以後数年多少の増減があっても増加傾向を示している。劇的な増加を見たのは、昭和55年の美術館開館後で、これは美術館の人気と相まって、美術館

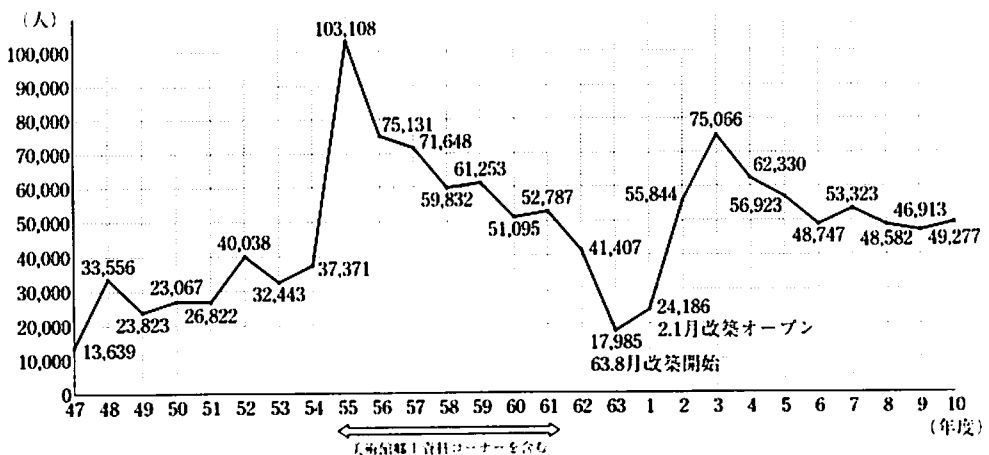


表4 入館者の推移

郷土史と博物館

に併設されていた郷土資料コーナーへのカウントが加えられたからである。しかし、その効果も昭和61年までの併設期間中に減少傾向を示し、新機軸を打ち出せない旧館での限界を示した恰好である。

改築直前の昭和63年頃は、施設の的にも運営的にも限界の感があったが、旧館を名残惜しむ人々が多かったのか、同年の4月から8月の数か月間で17,985人を数えた。そして1年強の休館を置いた平成2年1月の開館から3月までの入館者数は24,186人を数え、改築後の新館に対する期待の高さを感じられた。しかし、開館後3年までは増加傾向をたどった入館者数も、4年度以降再び減少傾向へ転じ、平成6年度では4万人台まで落ち込んでいる。これは、平成2年から5年までの年間展示回数を5回から4回へ減少した結果であり、常設展示のみならず、企画・特別展示のはたす集客効果の大きさを実感したのである。因みに、企

画・特別展のない期間での常設展示及び附属施設（古民家等を含む）への入館者数と比較した場合、約5割の増減となることが確認されており、当館の集客の最大要因として企画・特別展示の開催が寄与した部分の大きさがわかる。

入館者の年代的な傾向としては、平成9年度をその例として上げると、総入館者数46,913名の内（表5）、一般の大人と小中高校生の児童との割合がほぼ3対1にあり、この推移は開館以来大きく変化していない。次に、一般の年齢構成の傾向で見ると、60才代以上の高齢者が多く、壮年期の働き盛りが少ない傾向にある。20才代も全体として少なく逆に30才代は親子連れで訪れることが多く、20才代より目立つといえる。郷土資料館という性格を反映してか、10代後半から20才代のアベックも全体として少ない。講座・講演会での聴衆の傾向を見ても60～70才代が圧倒的に多

月別	開催 日数	個人			団体						合計
		一般	小中高生	計	一般	小中高生	計	計			
4	26	3,641	1,001	4,642	9	220	2	205	11	425	5,067
5	27	3,452	601	4,053	17	665	1	100	18	765	4,818
6	25	1,969	446	2,415	6	150	0	0	6	150	2,565
7	23	1,721	327	2,048	2	41	3	192	5	233	2,281
8	27	2,099	867	2,966	0	0	1	47	1	47	3,013
9	25	1,556	274	1,830	5	171	1	18	6	189	2,019
10	27	2,367	435	2,802	8	304	2	74	10	378	3,180
11	26	2,567	497	3,064	6	198	7	756	13	954	4,018
12	23	838	153	991	3	104	7	581	10	685	1,676
1	23	1,238	322	1,560	2	116	13	890	15	1,006	2,566
2	24	3,604	1,030	4,634	5	165	28	1,952	33	2,117	6,751
3	26	7,143	1,283	8,426	11	229	6	304	17	533	8,959
合計	302	32,195	7,236	39,431	74	2,363	71	5,119	145	7,482	46,913

表5 平成9年度観覧者内訳

く、当館の利用者の傾向として、高齢者の利用が高いと見ることができよう。一方、小中高校生の児童の内容を見てみると、中高校生の利用はあまりなく、その大半が小学校児童に集約されている感がある。このことは、個人と団体における小中高校生の団体利用状況によって一目瞭然で、この団体利用のほとんどが、小学校3年生社会科の施設見学によることが歴然としている。当然のことながら、小中高校生は館にほど近い近在の児童であり、より小さい子供は親子同伴となる。

先に述べたように、一般と小中高校生の割合がほぼ3対1で推移しているのが当館の特徴なのか即断できないが、全体的な比率として小中高校生児童の利用は比較的高い傾向にあると考えられる。このことから、夏時分の展示には子供向けの展示を狙い、その利用を図っているが、科学系の博物館と相違してあまり動態展示がなく、その点では線が細い感じがあろう。しかし、感想ながら動態展示が少なくても、古民家や考古学関係資料を始めとして、歴史に興味を抱く子供は多いように思われる。事実、社会科見学での児童の反応は概ね好意的であり、児童の年齢に応じた対象物の選定・展示も必要に思われる。

当館の利用状況の中で高齢者の割合が高いことを述べたが、これは全国的な傾向ではないかと考えている。高齢化社会の到来とは無関係ではあるまいが、その一方で生涯学習への積極的な参加志向も働いてのことであろう。それに加え、最近では福祉施設からの高齢者の見学も増加、バリアフリーの問題とからめて、こうした障害者や高齢者に対する展示の取り組みも必要ではないかと考えている。

6)「私たちの資料館」活動について

旧館時代からの懸案であった収蔵スペース不足は、改築後にも充分な解消を見ることができなかった。その中で特に問題となってい

たのが、畑作・稲作に代表される農業文化的な民俗資料の扱いであった。これらの資料は、昭和47年に郷土資料館が建設された頃、東京の城北の穀倉地帯ともいわれた徳丸原（田園地帯）をのぞむ農業が盛んであった赤塚・徳丸・大門・四葉・蓮根・西台地域が、高島平の造成及び建設に伴う生業の転換によって使用する農機具の大半が不要となり、その結果、郷土資料館へ寄贈されて膨大な資料の備蓄となったのである。一時期（今の時点でもそうであるが、資料の重複を避けて収蔵している）は資料の引き取りを拒否しながらも、資料の選別を行いつつ、今でも徐々に資料が増加している状況である。

改築後の展示でも、これら民具資料の大半を展示で生かすことは無理であったが、そこで従来、学校の空き教室を利用して収蔵していた民具資料を有効活用することと、地域の郷土研究の一環として、区内の小学校7校を選定して「私たちの資料館」を推進したのである。これらは当館の収蔵スペースの確保と、児童の減少によって増加した空き教室の有効活用の面から見ても、郷土資料館・小学校双方にとって有益であるはずであった。この構想がなった平成2年は、まだバブルの後遺症の出る前で、財政的にも豊かな状況であったため、推進することができたのである。

「私たちの資料館」の目的と実施状況を説明すると以下の通りである。当初、郷土資料館附設小学校展示室（仮称）設置とし、次のような目的を掲げた。

[[目的 1.文化財の公開と普及

従来文化財の普及活動は、学問的見地から学芸員や専門委員がとりあげた物件を、資料館等の専門施設に展示し、或いは友の会等のサークル活動によって普及をはかるものであった。ところが文化財本来の性格からして、それは高齢者やある程度の専門教育を受けた区民の関心はひくものの、必ずしも区民全体の関心

	実施校	展示内容	予算
1	赤塚小学校	昭和初期の農家の住居再現	約500万円
2	向原小学校	〃	〃
3	若木小学校	〃	〃
4	板橋第六小学校	昭和初期の大山商店街の町家の再現	約550万円
5	志村坂下小学校	昭和初期の民家（囲炉裏付）の再現	〃
6	大山小学校	多目的展示の可能な展示室兼学習室	〃
7	高島平第二小学校	江戸～明治にかけての民家・商家の再現	〃
8	若葉小学校	簡易展示室一学校の個性ある展示	約30万円
9	新河岸小学校	〃	〃

表6 「私たちの資料館」設立校一覧 予算総計3,795万円

をひきつけ得るものでは無かったと思われる。また、その普及活動もより多数の婦人や青少年の便を十分に考慮したものとはいえない点もあろう。

社会教育部門のみの努力と専門的施設のみによっては、児童やその父母に対する文化的価値の普及活動は十分な成果を期待できないわけであり、ここに学校教育部門との連携の必要性が生じるのである。」

「2.区が所蔵する文化財を、より有効に活用する

資料館では、昭和47年開館以来区民からの寄託その他積極的に資料の収集につとめ、多数の文化財を収蔵しており、中

写真7 板橋第六小学校における
駄菓子屋状況

でも農具などの場合は、同種のもが重複していることもある。ただし一部の物は館内で展示されているが、それ以外の多数の収蔵品は永い間区民の目に触れることが無く、純合理的の見地からすれば死蔵されているものともいえよう。勿論収蔵品を休ませ、保存することは絶対に必要だが、上記1の課題と照らし合わせた場合、より十分な保存処理を施した上で小学校の児童やその父母に向けて展示する必要もあろう。

いわば区内各地域の適切な小学校の一室を、そのための展示に利用し同時に児童や父母のために小学校施設を役立てることを図るものであり、この点展示室を小学校にも附設する必然性が存するといえよう。』

更に3.として「収蔵品の整理整頓」の項目を上げ、整理整頓の整った資料は、資料館での展示で必要な場合、スムーズな利用ができる状態が必要であるともうたっている。こうした方向性を踏まえ、将来的或いは現実的な課題として学校側と郷土資料館側との密接な連携が必要であろうとしたが、後々のことを考えると、これは最も基本的な事柄でありながら、その実行の難しさも感じたのである。

実施年度と学校名は以下の通りで、平成2年度3校、3年度4校の計7校で実施した(表6)。

当初、平成2年度5校、3年度以降5校の10校をその対象としていたが、実際には7校で終了している。その理由として初年度の平成2年が改築開館年であったため、館務が多忙であったことが最大理由であった。そのため未消化の2校を次年度へ先送りし、3年度2校に加え残りの2校を加えた4校が実施された。事務手続きを都合3回に分けて行っているが、3回とも各学校の意向を聞いた上で、その内容が展示に反映できるものとして実施している。全般的に各学校の抱いた展示イメージとは、昔の民家(農家)の一角を再現し、そこでくつろぐことのできる空間設置であった。囲炉裏があったり、或いは書院風であったりと、畳のある空間を欲していた。場合によってはそこで休憩することもねらっていたようにも受け取れたが、学校側からそういう意向が強く出たものの、それが果たして児童の意見の反映であるのかは別問題である。感触として、児童の意向をほとんど聞いていなかった節があり、また意見の集約から見ても不可能であったのであろう。この点から見て児童に教えている教師の視点から見た郷土教育あるいは「ふるさと」教育のイメージの発露というのが正確な所であろう。

目的のところで触れたように、館活動を小学校という実際の教育の場に密接した形で展開するはずだった「私たちの資料館」構想は、結果的には、その後の区財政の悪化と館側の意図した収蔵展示という当初の目的が十分に達することができなかったため、途中で打ち切らざるをえなかった。その理由として、造形展示としては面白いが、果たしてミニ郷土資料室的な展示として十分な活用が期待できるのであろうかという不安があったことと、当館としては、何より館蔵資料の活用が最大目的であって、それが予定していたものより少な過ぎた結果、収蔵資料を活用するという

当初の目的を達成できないという矛盾点を抱えたからである。その後の活用状況を観察してみると、各学校に置かれた「私たちの資料館」は、年に数度、社会科の一環として稀に利用されているものの、悪戯をされまいかという危惧によって鍵をかけられ、児童が自由に利用できないという状況にある。当館としては、年間を通じた児童の自由な利用が前提としてきただけに、このような学校側の利用状況では、郷土資料を含めた文化財の公開と普及、そして有効活用という十分な意図が通じていないというべきかもしれない。しかも、設立当初は熱心な先生がいても、異動によって次に担当する教師自身に負担を与え、一見お荷物的な様相さえ呈するのである。

これとは別に学校側からの強い要望と当館の意向とによって、可変展示の可能な簡易展示室の形態を取りながら、新河岸小学校、若葉小学校両校で実施してきた経緯もある。筆者の感想としては、後者の2校で実施した学校展示の方が、費用的にも収蔵資料の点でもより効果的であったように思える。確かに、この2校と先の7校とでは展示施設の立派さの点で雲泥の差があるが、狭い見方をすれば、当館の収蔵資料を多量に学校側へ貸与し、収蔵スペースを確保したという点では、少ない予算での可変性のある展示室の方がより扱い易かったという一面を指摘できる。

郷土資料館という博物館的な施設と、小学校という学校教育現場とを密接に結ぶものと期待された「私たちの資料館」構想は、理念とは裏腹に十分な成果を見ることができなかったが、そうは言っても結果としてこの構想と実施は、博物館活動の将来的な展望を見据える点で避けて通れなかったはずであり、むしろ先進性があったと見るべきかもしれない。むしろここで問題となるのは、館側の意図を十分に学校側へ伝えていなかったことと、学校という教育現場で考えていることとのギャップであろう。博物館的思考の見方と

しての民具を中心とした資料の羅列よりも、むしろ雰囲気としての実感・体験を得たいと考える学校教育現場とは、ミニ資料館的な展示では馴染まないという反省点を我々に与えたものと思われる。

7) 赤塚ふるさと館の開設

平成2年に改築オープンした郷土資料館も、毎年寄贈される膨大な資料を収蔵するスペースが慢性的な不足状態にあった。資料寄贈の年間における数量と種類には、かなりのバラツキがあるため一概には数量化できないが、例えば平成10年度を例にとると、2トントラックで6台分の分量に達しており、その状態を推し量ることが出来よう。学校の空き教室を利用した「私たちの資料館」を含め、本館以外での収蔵箇所は現在10ヶ所にのぼる。

このような状況のため、区側に対して収蔵庫の確保を働きかけた結果、赤塚地区にある廃園となった保育園を利用する計画が持ち上がった。当館としては純粋な収蔵庫の確保を目的としたが、単なる倉庫・収蔵庫では区施設の有効活用とはならないとの理由で、動的な施設作りを条件に平成8年12月に裁可され、翌年1月「赤塚ふるさと館」の名称で準備を進めることとなった。予算は500万円、鉄筋モルタル造地上1階の老朽化した施設の内、事業室と呼ばれる空間を重点的に整備して、運用にあたることとした。2ヶ月間の工事期間の後、平成9年10月25日開館する。施設規模は以下の通り。

・ 構 造	鉄筋モルタル造地上1階建	
・ 土地面積		819.87m ²
・ 建物面積		275.41m ²
・ 施設内容	(1) 事業室	52.27m ²
	(2) 展示室	36.91m ²
	(3) 収蔵庫	36.91m ²
	(4) テラス	45.00m ²
	(5) その他	

館の設置目的は、『赤塚地域に根ざした農

業を中心とした歴史的・伝統的「ムラ」文化の経験を次代の人々へ伝える場として開設」するとして、鍬・大八車・脱穀機等を展示するミニ農業文化展示室と、昔の生活を体験したり、なつかしい遊び等を体験しながら、主として子供達へその伝統性を受け継がせる、豊敷の体験事業室の2室を柱としながら運営するものである。

施設開放は、平成9年度が毎週土曜日とし、10年度からは土・日の週2日の開放として、月の第2土曜日に体験事業を行うものとした。体験事業の内容としては、竹・わら細工作りを始め、昔話や紙芝居等を行いながら、事業室には常時小道具を用意して、自由に遊べるように配慮した。また、時折テラスを使用して真菰馬を作ったりもしている。運営にあたっては、主としてアルバイト人員で充当するものとして退職校長先生による指導を仰いだ。体験事業のおりには農業経験者を中心に多彩な催しを行っているところである。入館者数は、平成9年度の場合、10月25日から翌年3月28日までの22日開館数で、1,234人である。内訳を見ると、大人328人、子供877人、その他29人となっており、圧倒的に子供の利用が高い。平成10年度実績での利用者数の日平均はやや減少気味である。体験事業のある日は結構利用者が多いものの、それ以外の日の利用度は低い。入館者の動向を見ていると、展示利用よりも、小道具を使った自分なりの遊びに没頭することへの関心が高い傾向にある。そのように見ると、赤塚ふるさと館は展示施設というより、体験館としての機能をより充実させる必要があろう。

8) その他

ソフト事業の事例を報告する。その代表として「まちは博物館事業」がある。まちは博物館事業とは、昭和59年8月の「板橋区文化行政懇談会」の答申に基づき進められた人材育成事業である。²⁾これは1) 産業科学コース、

2) 自然環境コース、3) 歴史伝統文化コースの3コースからなり、板橋区の街としての情報発信や街を再発見することによって板橋区を活性化しようとするものである。即ち、板橋区全体が博物館であるとの視点に立ちながら、地域住民と区側とが一体化して街の良さを発見したり、地域起こしをしてみようというのである。この事業の実施のため、昭和61年度から開始し、平成元年度で養成講座を終了したが、因みに3) 歴史伝統文化コースでは、地域養成講座受講生延180名が受講し、内130名が修了している。この事業は、旧資料館時代の文化財係が担当して、3) の歴史伝統文化コースを事業の一つとして実施したが、改築後の資料館ではこの事業を引き継がず、文化財係の担当として機能していた。しかし、名称に博物館を冠していたことと、ソフト面で郷土資料館との一致付けのほうが事業を進行させやすいということで、平成3年度から資料館でこの事業を引き継いだ。

養成講座を修了した会員は、昭和62年に「まち博友の会」を自主的に結成、暮の12月には活動誌「まち博だより」を発行するに到り、その後5分冊からなるガイドブックまで作成している。当初、友の会活動にあたり区側は財政的な援助を行いつつも、平成6年には活動が自主グループとして軌道にのったと認識して、経費面での支援を止めている。その後この会は「いたばし まち博友の会」と名称を改変、自主的なサークルとして活動している。まち博事業は、区という行政を含め、また館活動のボランティアを担う存在としても期待され、実際多大な貢献をなした。現在も板橋区の文化行政の隙間を縫う形で、相応の成果を残しており、その点で「まちは博物館事業」の推進は、一定の成果の上だったものとして評価されよう。

4. 原点—郷土史と博物館の役割

1) 特別区制度と東京の博物館

板橋区立郷土資料館を含めた都心区の公立歴史系博物館設立経緯を緋く前に、今一度、東京における博物館設立史を概観する必要があるだろう。ここでは、特別区と呼称される都心部23区の行政制度の移り変わりとして、その行政権施行を背景とした博物館の設立経過を垣間見てみることにする。因みに平成6年発行の東京都教育庁生涯学習部がまとめた「社会教育行政の現状」に記載された公立博物館数では、郷土資料館系が15館、博物館系5館、美術系4館、文学館等その他9館となっており、圧倒的に郷土資料館・博物館の歴史系博物館の多い内容を示している。都心部の割りに郷土資料館系の多い点に意外な気がするが、その設立年代で見ると、これらの館は必ずしも古い年代に設立されたものでなく、ある一時的な画期があって開設されていることがわかっている。それは昭和30年代後半からの郷土資料室の設置から始まり、昭和50年代頃から独立館として形成されている事実である。更に、より近代化された大型の施設作りがなされるのはバブルの盛んであった昭和末—平成に入ってからである。昭和30年代後半での郷土資料館設立というのは、全国的な傾向として決して早い博物館作りでなく、むしろ東京特別区の博物館群は大都市圏という坩堝にありながら、それが後発でなおかつ、その展示主体が郷土史を念頭に置いた歴史系博物館中心であるという特異な性質を持つ。

では、ここでその背景を知るために特別区制度を概観して見よう。東京都特別区—23区が成立したのは、戦後の昭和22年5月地方自治法の施行によるものである。それ以前、即ち戦前までの経緯をたどると、その基本は昭和7年10月1日市郡合併による大東京市の誕生が発端となっている。市郡合併は東京市15区と板橋を含む北豊島郡等5郡82町村をあらたに編成して20区として計35区とするもので、因みに板橋区は現在の練馬区を含む板橋町、上板橋村、志村、赤塚村の1町3村を合わせ35区

中最大の面積を有した区であった。区域や区名の決定過程で「人情、風俗、習慣、政治関係等を背景」とした紛糾が多数生じたといわれるが、²⁴⁾現在以上に村社会的な風習の残っていた当時としては、市郡合併のもたらしたその波及の大きさが想像されるところである。昭和11年までの市域拡張時点での総人口は500万人に達し、ニューヨーク市に次ぐ世界第2位の都市人口を有するに至った。

これらの区は基本的には市の下部機構としての役割りを担うものであり、更に戦時中には国の出先機関化して大幅に行政権が後退した時期もある。昭和18年6月、東京市は東京都となり、官選の東京都長官が任命されている。戦後の昭和22年3月から8月にかけて東京都制の改正と戦災復興促進を目的に区間の統合が行われ、現在の23区となったが、特別地方公共団体としての性格を有する市に準じる地位を与えられながらも、同じ東京都下で、23区と武蔵野・多摩地域を中心とした市町村とでは東京都に対して対等な立場を構成せず、市町村と比べ行政的な権限を制約され、むしろ23区特別区は東京都の下部機関として機能し続けたのである。そのため特別区は自治権拡大を都に対して要望し、財政の自主権強化を含め社会福祉・保健衛生事業の移管を受けるなどをし、昭和40年には区議会議員の定数の確定を見るにいたったが、その一方で区長は従来通り区議会の推薦の上で都知事が任命する制度であったため、区長公選制復活を求める運動が活発化し、昭和49年6月地方自治法が改正されて区長公選制を含む特別区制度を改正、現在に至っている。つまり、それ以前は板橋区民がその長を選挙で選ぶこともできない状況であり、区民からの要望や区議会での意見の集約が反映できない、変則的な行政機関であったと見ることもできる。

このように東京都と特別区は、昭和7年から始まる行政制度の変革過程に追われながら発展した経緯があるためか、たとえば独自性

のある博物館設立には、東京都からも、特別区からも生まれにくい状況があったと考えられるのである。近年、東京都で江戸東京博物館に代表されるような大型の博物館群を形成するのも、箱物行政が一通り行き渡ってからのことであった。川崎義雄氏が指摘するように、東京都が大型博物館構想を提出するのは昭和40年のことであり、その一部なりとも反映して江戸東京博物館へと発達・継承したとも窺えるが、つい最近まで歴史系博物館に限っていえば、小金井市所在の武蔵野郷土館1館のみであった。全国的に見て遅い博物館行政であったとみるべきであろう。

特別区での、郷土の名を含む歴史系博物館施設の発芽が見出されるのは、昭和30年代後半に至ってからである。これらの大半は世田谷区立郷土資料館を除き、建物の一画を間借りする資料室程度がその出発点になっている。²⁷⁾最も古い郷土資料室の開設は昭和37年の中野区を始めに翌38年日黒区、39年世田谷区が単独施設として郷土資料館を開館、40年には江戸川区、44年板橋区、45年渋谷区・練馬区と続く。昭和47年に板橋区立郷土資料館が赤塚地区に単独施設として開館して以降、各区が独自の施設作りに入るのは少し遅れて昭和50年代後半に入ってからであった。昭和60年代から平成にかけて開館した館には施設的な大型化が見られるが、ここで注目したい点は、館名の多くに「郷土」の名を掲げたものが、昭和年代に限定すると、台東区立下町風俗資料館、品川区立品川歴史館等を除く全ての区施設がこれに該当していることである。平成以降では、新宿区立新宿歴史博物館、文京区立文京ふるさと歴史館、荒川区ふるさと館、北区飛鳥山博物館のように、郷土の名を冠しない歴史系の博物館へと推移している館が増加している。昭和と平成とで、「郷土」をめぐる環境が著しく変化したわけではないであろうが、この変貌ぶりには驚かされる。

平成という時代は、また東京都側では江戸

郷土史と博物館

東京博物館を5年に開館して以降、現代美術館、長く仮設状態であった写真博物館が開館するなど、短期間で集約して博物館群が生まれた時代にもあたっている。23区でも現在のところ歴史系博物館がほぼ整備され、今後の課題は館活動の質へと推移する時代を迎えつつある。

先に、東京都及び特別区での行政制度上の変革の中で、全国の博物館設立の流れに比べ東京都及び区が遅くなった状況として、その行政上の制度面に問題があった可能性を指摘したが、郷土資料室の設置という面から見ると、必ずしも遅いわけではない(表7)。博物館行政の遅れを感じるの、むしろ東京都に

おける体制作りであって、特別区では公選制の長の存在が確定する昭和49年以前にも、既に郷土史を念頭においた博物館作りを目指す下地はあったのである。郷土資料室の設置は、昭和30年代後半には約3分の1の区で広まっており、地域住民と行政側とで、その存在の重要性について深く配慮していたことが理解できるのである。その昭和30年代後半というのは、東京都心部における、日本最初のオリンピックという一大セレモニーによる街の大きな変革—改造の時代に当たっていた点に注意する必要がある。都市変革過程で溢れ出た歴史・民俗を中心とした生活資料の放出とその蓄積が、郷土資料室への設置へと動いたこと

区名	施設名	開館年	改築等に伴う移転年ほか
千代田区	四番町歴史民俗資料館	昭和61年	
中央区	郷土資料館	昭和55年	築地教育会館内
港区	港郷土資料館	昭和57年	港図書館と併設
文京区	文京ふるさと館	平成3年	
台東区	下町風俗資料館	昭和55年	
目黒区	郷土資料室	昭和38年	昭和46年守屋教育会館内へ移転
世田谷区	郷土資料館	昭和39年	昭和61年改築一部増設
渋谷区	白根記念郷土文化館	昭和45年	昭和50年現在地へ移転開館
中野区	歴史民俗資料館	昭和37年	昭和47年→平成元年新規開館
杉並区	郷土博物館	平成元年	
豊島区	郷土資料館	昭和59年	
北区	飛鳥山博物館	昭和52年	平成10年館名を替え現在地へ移転
板橋区	郷土資料館	昭和44年	昭和47年郷土資料館→平成2年改築
練馬区	郷土資料室	昭和45年	区立中央図書館内
江戸川区	郷土資料室	昭和40年	
新宿区	新宿歴史博物館	昭和39年	昭和47年郷土資料室→平成元年開館
品川区	品川歴史館	昭和60年	
大田区	郷土博物館	昭和54年	
足立区	郷土博物館	昭和61年	
江東区	深川江戸資料館	昭和61年	
葛飾区	郷土と天文の博物館	昭和42年	葛飾図書館内に郷土資料室→平成3年
荒川区	荒川ふるさと文化館	平成10年	
墨田区	すみだ郷土文化資料館	平成10年	

表6 特別区郷土資料館等歴史系博物館一覧

は、自然の成り行きであったものと考えられ、その保存・展示公開施設名が郷土資料室となったのも、その当時、郷土史の概念が基盤として強く残っていたからにはかならない。それが今日の学校教育の場では、少なくとも「郷土史」の言葉は死語であり、「わたしたちのまち」「ふるさと教育」に見られるように、地域社会とその歴史を「郷土」で括ることがない時代となっている。その変化が、現在起こりつつある博物館名の変化へと繋がっているとしたら、それは穿ち過ぎない見解であろうか。

2) 都市部での郷土史研究

ここでは特別区における郷土史研究の一端を、各区での郷土誌の刊行状況あるいは図書館での郷土資料室の展開とからめて紹介してみたい。例えば板橋区での例をとると次のような推移を見てとることができる。板橋区は江戸時代においては豊島郡に含められ、総合的地誌「新編武蔵風土記稿」が板橋地域の宿及び村の概要を紹介した。近代以降に豊島郡は更に北・南の両豊島郡に分割され、板橋は北豊島郡に含まれて郡庁が置かれた結果、北豊島郡における中心的な賑わいを持つ街として発達した。大正時代に至ると主要な地誌類が相次いで編纂され、今日でも歴史的な価値の高い資料として評価される「北豊島郡誌」「北豊島郡総覧」、昭和初期には「武蔵野歴史地理」が刊行され、この地域における自然・歴史・産業の実態が紹介された。しかし、戦前期までの段階での博物館的な活動の痕跡は少なくとも学校教育の場以外では確認されていないのである。

戦前の郷土教育²⁹は、昭和5年11月民間団体の郷土教育連盟の発足に始まるといわれ、機関紙「郷土」を創刊した。その宣言の趣旨は、昭和恐慌に伴う経済的な逼迫の中で、日本が思想的に生活的に大変革を必要としている今、その基本としての教育の革新的な振興が

必要であるという。それは「日本国土の偽らざる姿、云ひ換へれば日本民族が三千年來国民的生活を営んで居るこの地理的環境に向かって、正しき認識を体得するより他に急務はありません。」と結び、郷土教育の火急であることを説いているのである。東京では、翌6年12月、第2回郷土教育研究協議会が浅草区(台東区)の富士小学校で開催され、全国からの参加者を集めたという。ここで注目されるのは、学校での実践と並行して、特に師範学校では「郷土室の特設」を認め、文部省から戸棚・陳列台・地理模型等への補助金が出されているのである。また、「郷土(生徒各自)の研究調査報告、標本の蒐集」も夏期休暇の課題として全生徒に実施するよう指示し、昭和6年から7年にかけて更に郷土室の充実完備と郷土教育研究続行を勧め、それは結果として「郷土室は消費都市たる大東京の表現に努め」る場としての役割を担うと規定したのである。教師の輩出校であった師範学校での郷土教育は、やがて東京における学校教育現場での郷土研究の普及を拡大する役目を果たすことになる。

このような背景において、板橋地域の諸学校も郷土教育と郷土資料室の普及を図ったと想像されているが、機関紙以外、その活動について実態は不明であり、まして郷土資料室の設置及び展示資料の内容についても同様に判然としていない³⁰。それでも、赤塚小学校の「郷土誌」のように大正時代に既に郷土の活用を訴えている点から見て、教育現場では既に郷土教育の一端が普及していたことは疑いない。ここでの郷土教育が、更に博物館的な素地としての郷土資料室作りにつながって行く確証を現時点ではなされていないが、それらが名称の点を含めて復活するのは、戦後の昭和20年代後半に至ってからであり、更に博物館的な施設作りへと展開するには、更に10年以上の時間を必要とした。

前述したように、板橋区での学校教育史を

緋くと、そこには郷土教育と郷土史に係わる事項を戦前の資料に若干見出しせるものの、それは極わずかに過ぎない。板橋第六尋常小学校が昭和11年に発行した「郷土板橋一創立3周年」や、更に古く赤塚小学校郷土誌研究会が大正15年に発行した「郷土史」によって初期段階での活動の一環を窺うことができるのみである。「郷土史」の序文は「赤塚ヘモ東上線ガ……電話ガ……敷カレタ。ソレハ早過去ノコトデ今日デハ至ル所ニラテヲガ取付ケラレテ刻々トソノ日ノ新シイコトヲ知ルコトガ出来ル様ニナリマシタ、(中略)コノ時拙イ私タチノ手デコノ赤塚郷土誌ヲ編纂致シマシタ、コノ小編ノ一頁ナリトモガ讀ンデ下サレタ方々ノ眼ニ止マツテ愛郷心ノ何分カデモ育クマレタラ私タチハ幸ト考ヘテ居リマス。」とその狙いとするとところを述べているが、この資料は一般的に郷土教育の普及を開始する昭和2年～5年の前段階での動向として注目される内容を持っている。

以上の流れで、確実に郷土史的な活動の緒がつくのは、戦後の昭和20年代後半に入ってからであって、板橋では昭和27年、板橋区中学校教育研究会が「郷土板橋」を編集発行、同32年守山聖真氏の「板橋地方史前文化概説」、同39年の黒部溪三氏「板橋ものがたり」が著され、41年には「板橋史談」が発刊される。その過程では、板橋区郷土史研究会あるいは郷土資料研究会名で郷土史的なグループも結成されている。それに先立つこと練馬区では昭和31年に「練馬郷土史研究」が、足立区では昭和43年に「足立史談」が活動を開始し、それぞれ刊行物を発刊している。こうした中で行政側の動きは鈍く、板橋区では昭和27年の「板橋区社会科資料集」の刊行以後、28年の「板橋区史」が主な歴史的あるいは郷土史的な活動であって、刊行物で見ると活発化する兆候を見出すのは、昭和40年代に入ってからである。昭和42年「いたばし 目で見る社会科資料」のような普及を狙ったも

ののほか、文化財資料として昭和44年「板橋区文化財関係資料目録」を作成している。また、文化財シリーズの第1集「いたばしの街道めぐり(中山道)」を昭和43年4月に刊行して今日に至っている。これとは別に、各区の図書館内に郷土資料室を設け、古文書及び郷土出版物を集中的に集め公開している場合もあり、最も古いものとして昭和27年開室の江東区深川図書館郷土資料室(昭和58年現在で8000冊の文献を公開している)や、中央区立京橋図書館にも同様の郷土資料室があって5000冊以上の文献を所持している例もある。図書館内郷土資料室から博物館へと発展した新宿区立新宿歴史博物館のように、博物館が設営される以前の形態として図書館内の郷土資料室から発展した例も多く、その前身機能としての図書館の存在にも注意する必要がある。

5. おわりに

板橋区立郷土資料館の設立と活動は、東京都心部における公立博物館の中でも比較的草創期であることを述べてきた。しかし、全国的な博物館設立史で見えてきた場合、特に早い創設というわけでなく、むしろ設立年代や施設規模からみるとその後進性を否めない。この点について前節で触れてきたように、東京都における特別区制度と無関係でないことを述べてきたが、仔細に見ると戦後間もない昭和20年代後半には、既に郷土・歴史系博物館の前身となる郷土資料室が、図書館を母体として形成されていた事実を発見した。実際のところその緒につくのは昭和30年代後半に入ってからであるが、その意味では今日見るような博物館機能を備えた施設作りが遅かったとしても、特別区でのその萌芽が決して遅いものではなかったということもできる。

以上のような歴史的経過の中で、本論で述べたように東京特別区で郷土を冠した博物館が比較的目立つ背景として、東京を含めた大

都市圏での特異な状況、つまり都市化過程における急速な地域社会・文化の変貌が、その遺存手段として積極的に郷土資料館等の博物館施設の役割を必要とした一面が考えられる所である。しかし、残念ながら住民参加のような形で積極的な設立運動のような形が見られた兆候もなく、今となってはその実態も不明なままである。このことは、板橋区立郷土資料館についても言え、設立目的とその過程が明文化されたものがない今、ここでは曖昧な推測を示すに留まらざるを得ないが、板橋の例をとるまでもなく、地域変貌に対応する形で各博物館が果たしてきた急務的な態様は想像できよう。また設立目的を含めた博物館の必要性が行政側か、地域住民側かの点や、なぜ館名に「郷土」を付す必要性があったのかとなると、博物館史の流れだけでは理解しきれない部分も多い。板橋のように戦後の復興期における板橋区史の編纂過程から生まれた展示会「史料展」を嚆矢として、昭和40年代以降の秘宝展と郷土資料室の開設、文化ゾーンの設定と郷土資料館の開館とによって、常に郷土に対する愛着の程を理解できるのであるが、その底流として繰り返し述べてきた昭和初期における郷土教育の及ぼした影響を看過できないであろう。郷土教育に課せられた教育目的と郷土室に見られる博物学的な影響が、戦後の郷土資料室・資料館・博物館作りの土台を築き、名称もごく自然な形で「郷土」となったのも、歴史・風土・物質全般がこの言葉に包含されてきたためであり、そのまま戦後には史資料の保存施設名として郷土資料館・同博物館と名称されることが自然の成り行きで全国的な流れでもあった。まして、館施設を作る側（行政）と資料を提供する側の多くが、そうした郷土教育を受けた世代が中心であったとしたらなおさらであろう。棚橋が、博物館学綱要の中で述べたような「郷土博物館」に見る素地は既に戦前からあったのであり、戦後、博物館の概念とその理論が

あまり普及していない時期においても、イメージ的に「郷土」名博物館を彷彿させるような社会認識が育っていたと考えても不思議ではない。

このことは裏返していえば、最近の博物館名に「郷土」を使用せず、「歴史」あるいは「ふるさと」という呼称を付す例が増加している背景とも似通っている。「郷土教育」といわず、「ふるさと教育」というように、地域の歴史総体を「郷土」から「ふるさと」という言葉に置き換えつつある流れの中で、館名も変化していったとしても不思議でないのである。

以上のように見て筆者は、かつて郷土史研究がその一端を担ってきた博物館の設立と今後の活動の将来性について、名称としての変化を生ずる可能性は充分ありうるとしても、その実質的な基幹部分は何ら変わるものでないと考えている。釧路市立博物館のように名称変更が今後続くとしても、郷土史と博物館との連携は今後も互いに必要不可欠の存在であり続け、多くの郷土資料館・郷土博物館の名称を使用する歴史系博物館ではそのことを意識しているか否かに係わらず現状のまま進むものと考えている。単にイメージ的な名称にとらわれず、地域の歴史・自然・あるいは風土性が育てた事象を、かつては「郷土」と括られた長い歴史を有してきた事実が、そのことを裏付けているのである。近年の「ふるさと教育」上で大幅な変貌を遂げることはないと思いつつも、将来的な課題としてつきまとうことは否めないであろう。ただ、最近危惧しているのは、郷土史研究の衰退が叫ばれて久しい今日、その影響が郷土系博物館に及ばないとは限らず、改めて郷土史と博物館のあり方を一考すべき時代となりつつあることは間違いない。

最後となりましたが、常日頃より御教示を頂いている國學院大學博物館學研究室の加藤有次教授を始め、青木豊、内川隆志、山本哲

郷土史と博物館

也先生、地元板橋の中心的な存在の小林保男先生に対して厚く御礼申し上げます。

註及び参考文献

- (1) 加藤有次 1992 「博物館の過去・現在・未来」『都道府県別歴史博物館総覧』新人物往来社、武田厚 1981 「館種別博物館史—歴史系博物館史」『博物館学講座2』雄山閣
加藤有次 1996 「わが国における郷土博物館・歴史博物館の現状と課題」『博物館学総論』雄山閣
- (2) 後藤和民 1979 「郷土博物館」『博物館学講座4』雄山閣
伊藤寿朗 1978 「日本博物館発達史」『博物館概論』所収 学苑社
- (3) 棚橋源太郎 1950 「博物館学綱要」理想社
- (4) 澤 四郎 1985 「鋼路市立博物館50年の歩みと新館建設」『國學院大學博物館學紀要10』
- (5) 小林保男 1991 「板橋区立郷土資料館雑考」『板橋区立郷土資料館年報3』、1987 「郷土資料館十五年のあゆみ」『板橋区立郷土資料館開館15周年特別展—中山道と板橋宿—』
小西雅徳 1985 「東京都板橋区における博物館のあり方」『國學院大學博物館學紀要10』
- (6) 1948 板橋区政ニュース6号 「区文化の華ひらく—第1回区民美術展の盛況」及び同15号
西澤笛舂 「区民美術展評」『東京都板橋区 1980』『広報いたばし 縮刷版1~300号』所収
- (7) 1951 板橋区政ニュース52号 「社会教育研究大会」
- (8) 1954 板橋区政ニュース95号 「8月9日史料展開催—貴重品を多数陳列意義深い今回の催し」
- (9) 註4小林保男 1991 「板橋区立郷土資料館雑考」
- (10) 当館所蔵写真アルバムによる
- (11) 小林保男・伊藤専成 1980 「板橋区における文化財保護のあゆみ」『板橋区立郷土資料館紀要刊号』及び
小林保男 1984 「悼伊藤専成氏 伊藤先生と板橋の文化財」『板橋区立郷土資料館紀要3』
- (12) 註5 小林保男 1987 「郷土資料館十五年のあゆみ」、板橋区立美術館 1982 板橋区立美術館概要 昭和54・55・56年度版
- (13) 註5 小林保男 1987 「郷土資料館十五年のあゆみ」
- (14) 東京都板橋区 1985 「活力ある緑と文化のまち板橋—板橋区基本計画昭和60年」
- (15) 板橋区立郷土資料館改築構想 1980 昭和61年12月24日郷土資料館、美術館、課管理係の有志による検討会で、2月末まで検討し、3月原案を提出したが、課長により留保された。
- (16) 懇談会委員構成は、学識経験者3名、社会教育団体3名、地元代表2名、小中学校代表2名、区側部長級4名からなり、12月11日第1回懇談会、翌年2月24日に2回目を実施しているが、実質的な打ち合わせは文化財係と営繕課とで調整している。
- (17) この問題は基本設計が昭和63年3月で決定するという予算執行と絡み、営繕課に対して強く実施を促したのは文化財係のあった社会教育課であった。そのため、実務上の延長を希望した営繕課は、次年度での基本設計を要求していたのが実態であった。また、建築費用と並んで展示費用についても、管理係で概算数値を文化財係に相談しない内に勝手に決めてしまったのである。ただ、この場合管理係だけを責められない事情もある。互いの連絡不足と担当窓口の不透明さも背景としてあろう。
- (18) 企画課からの指示。そのため昭和63年4月以降、展示の基本構想の練り直しを行う。この構想は結果的には中止となり、平成9年度当館へ資料の所管替えが行われている。
- (19) 文化財的な指導は、昭和40年代を通じて指導的な役割をはたしたのは伊藤氏であったが、組織的な動きには限界があり、板橋で唯一郷土的な活動を行っていた板橋史談会に基本調査を委託して、社会教育指導員が編集するという体制をつくった。
- (20) 小林保男 1984 「悼伊藤専成氏 伊藤先生と板橋の文化財」『板橋区立郷土資料館紀要3』

郷土史と博物館

- (21) 板橋区立郷土資料館 1988～1998 『板橋区立郷土資料館年報』1～11号
- (22) 板橋区文化振興課 平成2年 『まちは博物館見よう知ってみようーわが街の』まち博友の会 1987～まち博だより1号～
- (23) 東京都教育庁生涯学習部 平成6年 『区市町村社会教育行政の現状ー社会教育行財政調査報告書ー』
- (24) 特別区職員研修所 平成2年 『特別区の誕生とその変遷』『特別区職員ハンドブック』ぎょうせい
- (25) 板橋区 平成4年 『北豊島郡の成立』『板橋区の誕生』『区制60周年記念図説板橋区史』
板橋区では江戸時代から昭和7年に至るまでの村数は18村から6連合1宿、さらに明治22年1町3村へと変遷した。
- (26) 川崎義雄 1992 『東京都立博物館建設計画推移』『國學院大學博物館學紀要17』
- (27) 東京都博物館協議会編 1994 『東京の博物館』、(財)日本博物館協会 1986 『全国博物館総覧』ぎょうせい及び平成10年度時点での状況から。
- (28) 東京都立教育研究所 1996 『二 郷土教育・複方教育の展開』『東京都教育史』
東京都立教育研究所 1996 『東京都教育史資料総

覧4ー学校所蔵教育史資料目録』

青木豊 内川隆志 1989 『昭和初期 郷土教育と学校博物館』『和歌山県博物館史』『國學院大學博物館學紀要14』

- (29) 板橋区教育委員会 1974 『三 郷土教育』『板橋区教育百年のあゆみ』戦前区内の小学校には郷土資料室が設けられたとの表現が見られるが、具体的な事実は明らかでない。
- (30) 赤塚小学校郷土誌研究会編 1926 『郷土史』

その他の参考文献

小林保男 1998 『地域から学ぶもの』『鎮守の森から』所収

板橋区立郷土資料館 1975～1979 『資料館だより』1号～24号

板橋区立郷土資料館 1980～1999 『板橋区立郷土資料館紀要』1～11号

東京都板橋区 1982 『わが街・いまむかしー板橋区制50周年記念誌』

(板橋区立郷土資料館学芸員)

博物館学講座要綱(平成10年度)

- (I) 博物館学講座開講科目及び担当教員
- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>A 必修科目</p> <p>博物館概論 加藤 有次教授</p> <p>博物館資料論Ⅰ 下津谷達男講師</p> <p>博物館資料論Ⅱ 石田 武久講師</p> <p>博物館資料論Ⅲ 下津谷達男講師</p> <p>博物館経営論 青木 豊講師</p> <p>博物館情報論 加藤 有次教授</p> <p>博物館実習Ⅰ 青木 豊講師</p> <p>博物館実習Ⅱ 石田 武久講師</p> <p>博物館実習Ⅲ 加藤有次教授他</p> <p>博物館実習Ⅳ 加藤有次教授他</p> <p>教育原理Ⅰ・Ⅱ 楠原 彰教授他</p> <p>生涯学習概論Ⅱ 堀 恒一郎教授</p> <p>視聴覚教育メディア論 秋山隆志郎講師</p> <p>B 選択科目</p> <p>文化史</p> <p> 日本文化史 千々和 到教授</p> <p> 文化人類学 佐藤 憲昭講師</p> <p>美術史</p> <p> 日本美術史 肥田路 美講師</p> <p> 有職故実 近藤 好和講師</p> <p>考古学</p> <p> 考古学概論 加藤 晋平教授</p> <p> 考古学特殊講義 西本豊弘講師他</p> <p>民俗学</p> <p> 日本民俗学 小川 直之助教授他</p> | <p>殿・日田市立博物館・湯布院町内博物館</p> <p>2月19日(木)</p> <p>竹田市立歴史資料館・岡城・滝尾百穴・大分市歴史資料館・大分県立先哲資料館</p> <p>2月20日(金)</p> <p>大分県マリンカルチャーセンター・高鍋町歴史総合資料館・西都市歴史民俗資料館・宮崎県総合博物館分館西都原資料館</p> <p>2月21日(土)</p> <p>宮崎県埋蔵文化財センター・宮崎県立美術館・みやざき歴史文化館・宮崎科学技術館</p> <p>第2回 関西地方</p> <p>3月4日(水)</p> <p>滋賀県立琵琶湖博物館・野洲町立歴史民俗資料館(銅鐸博物館)・滋賀県立近代美術館・天津市歴史博物館</p> <p>3月5日(木)</p> <p>国立民族学博物館・海遊館・サントリリーミュージアム天保山・大阪府立上方演芸資料館</p> <p>3月6日(金)</p> <p>大阪市立科学館・大阪市立東洋陶磁美術館・大阪人権博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館</p> <p>3月7日(土)</p> <p>堺市博物館・和泉市久保惣記念美術館・大阪府立弥生文化博物館</p> <p>第3回 四国地方</p> <p>3月4日(水)</p> <p>牟礼町石の民俗資料館・徳島県立埋蔵文化財総合センター・徳島県立博物館・徳島市立徳島城博物館</p> <p>3月5日(木)</p> <p>相生森林美術館・貝の資料館(モラ</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
- (II) 「博物館実習Ⅱ(昭和62年度以前入学者)・Ⅲ(昭和62年度以降入学者)」地方博物館実地見学指導
- 1) 目的
- 地域博物館における館の運営・資料の収集・保管・学術研究及び展示等教育普及に関する実務を見学する。
- 2) 見学及び日程
- 第1回 北陸地方
- 2月18日(水)
- 福岡市博物館・太宰府天満宮宝物

博物館学講座要綱(平成10年度)

- スコむぎ)・海南町立博物館(準備中)・宗喰町海洋自然博物館
- 3月6日(金)
中岡慎太郎館・安芸市立書道美術館・香北町立やなせたかし記念館(アンパンマン・ミュージアム)・高知県立歴史民俗資料館
- 3月7日(土)
高知県懐徳館(高知城)・高知県立美術館・高知県立坂本龍馬記念館・高知市立自由民権記念館
- 第4回 西九州地方
- 8月4日(火)
長崎市立博物館・長崎原爆資料館・長崎県立美術館・町並み保存地区(東山手・南山手地区)
- 8月5日(水)
出島資料館・佐世保市博物館島瀬美術センター・佐賀県立九州陶磁文化館・伊万里市歴史民俗資料館
- 8月6日(木)
佐賀県立名護屋城博物館・唐津市末盧館・伊都歴史資料館・伊都民俗資料館
- 料館
- 8月7日(金)
マリンワールド海の中道・鴻臚館跡展示館・福岡県立美術館・福岡市博物館
- 第5回 北海道地方
- 9月2日(水)
榎法華村灯台ファミリー博物館・函館市北方民族資料館・市立函館博物館五稜郭分館
- 9月3日(木)
八雲町郷土資料館・長万部町民文化センター郷土資料室・植木蒼悦記念館・平和祈念館・黒松内町ブナセンター・蘭越町大湯沼自然展示館
- 9月4日(金)
真狩村羊蹄ふるさと館・史跡フゴッペ洞窟・小樽交通記念館・小樽市手宮洞窟保存館・石原裕次郎記念館
- 9月5日(土)
小樽水族館・小樽市博物館・札幌市豊平川さけ科学館

博物館学講座要綱(平成10年度)

授業科目		担当者	単位数	2年次	3年次	4年次	備考
必修科目 27単位 (62年度以前は19単位)	博物館概論	加藤有次教授	2	前			
	博物館資料論Ⅰ	下津谷達男講師	2		後		
	博物館資料論Ⅱ	石田武久講師	2	前			
	博物館資料論Ⅲ	下津谷達男講師	2		前		
	博物館経営論	青木 豊講師	2		前		
	博物館情報論	加藤有次教授	2		後		
	博物館実習Ⅰ	青木 豊講師	3	後			
	博物館実習Ⅱ	石田武久講師		後			
	博物館実習Ⅲ	加藤有次教授他			※		地方実地見学
	博物館実習Ⅳ	加藤有次教授他				通年	
	教育原理Ⅰ・Ⅱ	楠原 彰教授他	4	通年			教職科目と共通
生涯学習概論Ⅱ	梶 恒一郎教授	4	後			社会教育主事科目と共通	
視聴覚教育メディア論	秋山隆志郎講師	4		通年			
文化史						文学部専門科目と共通	
日本文化史	千々和 到教授	4	通年				
文化人類学	佐藤憲昭講師	4		通年			
美術史							
日本美術史	肥田路美講師	4	通年				
有職故実	近藤好和講師	4		通年			
考古学							
考古学概論	加藤晋平教授	4	通年				
考古学特殊講義	西本豊弘講師他	4		通年			
民俗学							
日本民俗学	小川直之助他	4		通年			

樋口博士記念賞

樋口清之博士の学績を記念するため、博士の寄贈による金員の果実をもって、本学の学部及び大学院の在学生、卒業生、修了者ならびに本学関係の教職員の方の考古学、博物館学に関する優秀な研究業績をあげた者に毎年授賞することになった。これまでの受賞者は次の通りである。

昭和54年度 受賞者 神宮司庫勤務 矢野 憲一

『鯨の世界』『はくは小さなサメ博士』『鯨くもとの人間の文化史』を著し、鯨と人間生活のかかわりを考え、鯨の知識普及につとめ、神宮農業館資料を中心として、民俗学的、魚類学的等、多角的な視野にたったユニークな業績をあげ、博物館活動の一環としての教育普及活動を実践した。

受賞者 福岡県立古賀養護学校教諭 石井 忠

玄海沿岸の漂着物を多角的に調査し、『漂着物の博物誌』を公刊。わが国における漂着文化の問題を考える上で重要な意義があり、とくに具体的に実証したのが大きく評価され、文章も流麗で一般性がある。

昭和55年度 受賞者 奈良国立文化財研究所考古第二調査室長 森 郁夫

古代における瓦の研究を専攻とし、とくに『奈良国立文化財研究所基礎資料(瓦編3・5・6)』は平城宮跡出土の古瓦を体系的に分類して編年基準を設定し、全国の奈良時代瓦研究の基礎を築いた。また日本の歴史考古学に関する多くの論文を著わし、中でも『瓦のロマン—時代からのメッセージ』の著書は、多くの資料を駆使し、瓦についての高度な知識を平易に解説したすぐれた啓蒙書であるばかりでなく、随所に最近の研究成果がもりこまれており、専門家にも裨益するところが大きい。

昭和56年度 受賞者 根室印刷機社長 北 構 保 男

本学卒業以来一貫して、主として北海道考古学の研究に従事しながら、さらに広く千島列島・樺太からシベリア大陸、北太平洋周辺地域一帯の民族史料の調査を実施され、多くの著作論文を著わしている。このたびの『千島・シベリア探検史』は、ロシア帝国のシベリア開発に関わる基本的な史料として価値の高いG・F・ミュラーの『ロシア史集成』第三巻の完訳であり、併せて日本北方地域の民族誌について、要領よく解説されている。特に該地域が現在の北方領土問題とも深く関係する点を意識において、単なる歴史研究上の事件を超えた現代史的意義をも見出さそうとしているところさえ窺われる。

昭和57年度 受賞者 奈良国立博物館文部技官 前 島 己 基

著書『郷土考古学ノート—出雲・石見・隠岐—』は、島根県教育委員会在職中に従事した遺跡・遺物の調査研究の成果に基づき、出雲・石見・隠岐の古代文化を先土器時代から中世まで、通史的にまとめたものである。これらの地方は記紀をはじめ、出雲国風土記にみえる有力な所だけに、古来個性のある文化が発達した。本書はこうした古典の世界を考古学的な立場から解明するとともに、平易な文章で記述し、啓蒙的役割をも果たしている。

受賞者 川崎市立産業文化会館学芸課学芸員 三 輪 修 三

著書『東海道川崎宿』は、川崎市域における歴史と文化に関する研究とその普及活動の成果を背景に、川崎における宿駅と渡船の両機能を持った川崎宿の実像を探究する目的で著わしたものである。その特徴は博物館としての展示に必要な物質文化を媒体とするため、市内の道標・庚申塔などの石造物に注目して調査、また地域史研究に重要な文献を精査、更に川崎宿の本陣職・名主役・間屋役を兼帯した田中丘隅の名著『民間省要』や、宿役人を勤めた森家の文書などを駆使し、慎重に史実考証を進めている所にある。本書は地域史に止まらず、日本近世交通史研究に多大な成果を与えた。

昭和58年度 受賞者 家事評論家 小 菅 桂 子

長年に亘り日本人の食物・生活文化の研究に携り、この度『にっぽん洋食物語』を著され、いわゆる洋食が、日本の食生活・風俗習慣の中で変化・融合してきた過程を、女性ならではの

- 細やかさで実証した。
- 昭和59年度 受賞者 國學院大學考古学資料館学芸員 青木 豊
 著書「博物館技術学」は博物館学の「技術」の面でのわが国初の大系化への試みて、従来発掘調査をしても“もの”の移築や博物館資料としての活用が不可能なものが多く、そのものの価値はあっても活用に供することを不可とし、単なる記録保存のみにとどまっていたが、それらの“もの”に対してその活用を可能にした研究成果である。
- 昭和60年度 受賞者 国立民族学博物館助教授 小山 修三
 著書「縄文時代—コンピュータ考古学による復元」はアメリカ考古学の方法およびオーストラリア・アボリジニの民族調査等の実績に基づき、縄文時代の人口算出や食料事情などについて新しい解釈を提示、学会の注目を集めた研究成果を踏まえて新しい縄文文化論を展開し、考古学の魅力を良く伝えている。
- 昭和60年度 受賞者 釧路市立博物館長 澤 四郎
 永年にわたって釧路市立博物館を中心に北海道地方の博物館活動としての学術研究とその教育的啓蒙に尽力し、「釧路市立博物館50年の歩みと新館建設」と示されている通り21世紀へ向けての地域博物館の指針を示した。
 受賞者 秋田県教育委員会文化課学芸主事 高 樫 泰 時
 永年に亘って東北地方の縄文文化の研究に従事して、数多くの優れた論文著作によって学界に裨益するところ大なるものがあり、かつ著書「日本の古代遺跡 秋田」は、該地方の考古学的知識の啓蒙普及に貢献した。
- 昭和61年度 受賞者 名久井 芳 枝
 著書「実測図のすすめ—モノから学術資料へ—」は考古学と民俗学がモノを対象として歴史を構成するという視点に立脚して、モノを科学する基礎的な方法論の確立を指向し、土中に埋没する遺物とその伝統文化、技術を継承する民具とを連続的に研究対象とする理論を示し、「地上考古学」や「民俗考古学」とも一脈を通ずる先駆性を有していることが高く評価される。
- 昭和61年度 受賞者 千葉大学附属図書館 椎 名 仙 卓
 著書「モースの発掘」は、大森貝塚を発掘し、近代科学としての日本考古学の基礎を築いたE・S・モースの業績に対する従来の評価のみにとどまらず、さらにモースの多方面の活動が日本における博物館の発達を促し、あるいは文化財保護の理念の普及にも大いに預って力のあったことを明らかにするなど、重要かつ斬新な視点に注目すべきものがあった。
- 昭和63年度 受賞者 長野県松本筑摩高等学校教諭 桐 原 健
 著書「縄文のムラと習俗」は、縄文時代における多くの事象を、考古学から見た「モノ」あるいは「コト」とするよりも、むしろ民俗学の素養から導き出されてテーマとして取り上げ、単なる「モノ」や「コト」の考察に止まらない論考によって構成されることが、高く評価される。この論著によって、考古学と民俗学の提携に関するある部分は、方法論的に通過できたとしても過言ではないであろう。しかも、章節には現在考古学で注視されている問題点を多く含み、その意味では、本書が考古学研究の先端性を併せ持っていることとして、世評を一層高めるに違いない。
- 平成2年度 受賞者 西宮神社権宮司 吉 井 貞 俊
 著書「えびす信仰とその風土」は、えびす神関係年中行事表の作成及びえびす神の神影像の集成等の結果とともに、えびす信仰の分布を全国的な視野に立脚しながら分析し、えびす信仰の変遷と伝播を克明に明記したものである。またえびす信仰の全国的な流布に関係深いとされる百太夫祭祀分布と東西日本の信仰形態を対比した論考や、さらに古地図の復元・模写を利用しながら民俗学的、地理学的見地から歴史的にえびす信仰の繁栄した西宮とその西宮神社の風土論を展開するなど、えびす信仰の研究に新風を注いだ卓見と言えるだろう。
- 平成3年度 受賞者 文化庁美術工芸課文部技官 原 田 昌 幸
 著書「燃糸文系土器様式」は、土器型式編年の分野における様式論を主軸とした研究手法によって、燃糸文系土器を説き明かしたものである。

先ず、撚糸文系土器研究の足跡をたどった後、同様式土器の五段階の変遷をまとめる。各段階ごとに器形、文様帯構成、文様要素を明らかにした上で、分布と地域性を抽出していく。その結果、様式圏は東京湾を中心とした遺跡分布を示しながら、関東平野一円に展開するが、各型式には核地域が認識できるとする。しかも型式相互の関係をみると、隣接する核地域間においては直接搬入されているだけでなく、型式表象の融合、折衷現象に型式ごとの特色がみられることが指摘される。そして、土器以外の文化事象にも目を向け、それぞれの様相を示して、早期の世界を描き出していくのである。

本書においてはじめて全体像が明らかにされた撚糸文系土器様式について展開される論調は、新進気鋭の意気がみえぎっており、高く評価される。

平成7年度

受賞者 株式会社電通・広告資料収集事務局学芸員 中田節子

著書「広告の中のニッポン」は、広告資料の収集・整理・展示・調査研究に従事した成果であり、モノを扱い、分析する考古学的方法論を生かしたものとして評価される。また、新たな広告学、コマーシャル学ともいべき分野の開拓に貢献するものであり、今日の情報科社会の中で先取性に富んだ具体的な作業として、将来も大きな期待が寄せられるところである。

平成7年度

受賞者 群馬県子持村教育委員会文化財保護担当 石井克己

著書「黒井峰遺跡―日本のポンペイ―」は、表題遺跡など榛名山二ツ岳の軽石層によって密封された村内遺跡の発掘調査に従事したその成果であり、その状況を克明に記述したものである。そして、古墳時代後期の一つのムラが、押し潰されながらも原況をよく保存し、土壌きで周堤帯をもつ堅穴住居や、住居、納屋、作業小屋、家畜小屋などの平地建物、高床倉庫などのほか、道、樹木、境界、田畠などで構成されている生(き)のままの状況が明らかにされた。

本書は、黒井峰という稀有の遺跡が総合的に記述されたわけであって、古代史研究史上の意義は計り知れないものがある。

琴柱形石製品

奈良県天理市豊田出土 古墳時代
長さ 7.4cm 幅 4.3cm 厚さ 0.8cm

単頭双脚の人字形を呈し一般に装身具と言われるが、本資料を見る限り用途は不明と言わざるを得ない。琴の弦を支える琴柱に似ることから、明治から大正にかけて用いられた標記用語が現在も使用されているものである。

本資料の頭部と脚部の間は、上部が2段、下部が1段に形成される横棒と、胴部からなる工字状となっており、それぞれ幅1mm程の平行する細線が加えられている。さらに上部横棒の下位細線に重なるように、径1mm程の貫通孔が1対、左右に穿たれている。

本資料は碧玉製で、同石製品は主に古墳時代前期に比定され、滑石・臘石製品などもあり、古墳時代中期以降のものもある。

(國學院大學考古学資料館所蔵)

(山本哲也記)

國學院大學

博物館學紀要 第23輯

発行日 平成 11 年 3 月 31 日

発行所 〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28

電話 (03) 5466 - 0251(直通)

國學院大學博物館学研究室

編集兼代表者 加藤 有次

印刷 國學院大學印刷室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTSUKANGAKU-KIYO

1998, No.23

CONTENTS

Foreword.....	Yuji KATO
The Former Exhibitions in Japan – Before Modern Museum –	Yutaka AOKI 1
The Study Concerning of the Special Exhibition in Museum and the Educational Result: The New Behavior Strategy Based on Social Marketing(the last part)	Yoshiaki KANAYAMA..... 37
A History about The Theory of Museum Management	Tetsuya YAMAMOTO..... 48
A Memorandum of the Museum Materials.....	Takashi UCHIKAWA 64
A Local History and Museum – The Activity and The Course of Itabashi Historical Museum	Masanori KONISHI 79

The Museum Study Room
KOKUGAKUIN UNIVERSITY
Shibuya, Tokyo, Japan